

目 次

第1章 高齢者のために

1 敬老事業		
敬老祝金祝品・敬老事業等運営費交付金	介護福祉課	1
2 生きがい事業		
高齢者バス割引乗車券購入費助成事業	地域包括ケア推進課	1
ねたきり等家族慰労金	介護福祉課	1
高齢者タクシー助成	地域包括ケア推進課	1
シルバーチケット（保養施設等利用助成券）	地域包括ケア推進課	2
はり・きゅう・マッサージ施術費助成	介護福祉課	2
家具転倒防止対策事業	介護福祉課	2
緊急通報システム	介護福祉課	3
老人憩の家	地域包括ケア推進課	3
老人福祉センター寿荘	健康長寿推進課	3
厚木市老人クラブ連合会（厚木市しあわせクラブ連合会）	健康長寿推進課	3
シルバー人材センター	介護福祉課	3
3 高齢者福祉サービス		
高齢者緊急一時保護	介護福祉課	4
厚木市認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム	介護福祉課	4
寝具等乾燥消毒サービス	介護福祉課	4
理髪サービス	介護福祉課	4
要介護・高齢者等歯科診療（予約制）	健康長寿推進課	5
紙おむつ等の給付	介護福祉課	5
自立支援用具等の購入費助成	介護福祉課	5
セーフティ住宅支援事業	介護福祉課	6
救急医療情報セット使用事業	介護福祉課	6
成年後見申立について	介護福祉課	6
成年後見等利用支援事業について	介護福祉課	6
高齢者虐待防止について	介護福祉課	6
ひとり暮らし老人登録	介護福祉課	7
ねたきり老人登録	介護福祉課	7
認知症老人登録	介護福祉課	7
4 老人保護措置事業		
養護老人ホーム	介護福祉課	8
5 その他		
外国籍高齢者等福祉給付金支給事業	介護福祉課	8

第2章 障がい者のために

1 障がい福祉サービス		
相談機関	障がい福祉課	9
各種手帳	障がい福祉課	11
障がい者施設	障がい福祉課	11
補装具・日常生活用具交付等	障がい福祉課	12

医療制度	障がい福祉課、健康長寿推進課	13
在宅援護・支援事業	障がい福祉課	14
地域療育	福祉総務課	18
住宅助成	障がい福祉課	18
交通機関・タクシー関係助成	障がい福祉課	18
体育大会等	障がい福祉課	20
障がい者専用 NET119 緊急通報システム	障がい福祉課	20
障がい者専用 F A X	消防指令課	20
障がい者・ボランティア団体	障がい福祉課、社会福祉協議会	20

2 手当

各種手当	障がい福祉課	21
特別児童扶養手当	子育て給付課	22

第3章 児童と家庭のために

1 保育所

認可保育所	保育課	23
家庭的保育事業	保育課	24
小規模保育事業	保育課	24
地域育児センター事業	保育課	25
私設保育施設	保育課	26
私設保育施設入所児助成金	保育課	27
コミュニティ保育	保育課	27

2 子育て支援センター

子育て支援センター もみじの手	子育て支援センター	28
ファミリー・サポート・センター	子育て支援センター	28

3 児童手当

児童手当	子育て給付課	29
------	--------	----

4 ひとり親家庭等への支援

児童扶養手当	子育て給付課	30
母子等福祉手当金	子育て給付課	30
母子家庭等児童就学祝金	子育て給付課	31
母子家庭等家賃助成	子育て給付課	31
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	子育て給付課	32
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	子育て給付課	33
高等職業訓練促進給付金等	子育て給付課	33
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	子育て給付課	34

5 放課後児童クラブ

厚木市立放課後児童クラブ	こども育成課	34
地域（民間）放課後児童クラブ	こども育成課	36
待機児童対策放課後児童クラブ	こども育成課	36

6 子育て日常生活支援事業（おむつ等宅配事業）

子育て日常生活支援事業（おむつ等宅配事業）	子育て給付課	36
-----------------------	--------	----

7 ほっとタイムサポーター事業

ほっとタイムサポーター事業	子育て支援センター	37
ほっとタイムクーポン券配布事業	子育て支援センター	37

第4章 生活に困っている人のために

1	生活保護制度		
	生活保護制度	生活福祉課	38
2	生活困窮者自立支援制度		
	生活困窮者自立支援制度	福祉総務課	39
3	生活福祉資金貸付制度		
	生活福祉資金貸付制度	社会福祉協議会	39
4	緊急援護資金貸付制度		
	緊急援護資金貸付制度	社会福祉協議会	40

第5章 みんなの幸せのために

1	民生委員・児童委員		
	民生委員・児童委員	福祉総務課、社会福祉協議会	41
2	厚木市社会福祉協議会		
	ボランティアセンター	社会福祉協議会	42
	厚木あんしんセンター	社会福祉協議会	42
	あつぎしあわせライフサービス	社会福祉協議会	42
	福祉有償運送「ひばり号」	社会福祉協議会	42
	車いすの貸出し	社会福祉協議会	42
	善意銀行及びふれあい基金	社会福祉協議会	43
	災害見舞金の支給	社会福祉協議会	43
	生活福祉資金の貸付け	社会福祉協議会	43
	緊急援護資金の貸付け	社会福祉協議会	43
	行旅人に対する貸付け	社会福祉協議会	43
	賛助会員加入運動	社会福祉協議会	43
	公益事業（喫茶・売店の経営）	社会福祉協議会	43
	障がい福祉サービス事業	社会福祉協議会	43
	福祉まるごと相談・成年後見相談・終活相談	社会福祉協議会	43
	厚木市権利擁護支援センターあゆさぼ	社会福祉協議会	43
3	災害援護		
	災害弔慰金の支給	福祉総務課	44
	災害障害見舞金の支給	福祉総務課	44
	災害援護資金の貸付け	福祉総務課	44
	被災者生活再建支援制度	福祉総務課	44
	災害見舞金の給付	福祉総務課	45
	自然災害援護資金の給付	福祉総務課	45
4	避難行動要支援者名簿		
	避難行動要支援者名簿	福祉総務課	46
5	社会福祉基金		
	社会福祉基金	福祉総務課	46
6	社会福祉大会		
	厚木市社会福祉大会	福祉総務課、社会福祉協議会	47
7	赤十字		
	日本赤十字社の活動	福祉総務課	47
8	共同募金		
	共同募金	社会福祉協議会	48

9	中国残留邦人等の方々に対する支援		
	中国残留邦人等支援給付事業	福祉総務課	49
10	戦没者遺族等の援護		
	戦没者遺族・戦傷病者の援護事業	福祉総務課	50
	原子爆弾被爆者慰問金	福祉総務課	50
	厚木市戦没者追悼式	福祉総務課	50
11	高齢者・障がい者世帯のごみ収集事業		
	愛の一声ごみ収集事業	環境事業課	50

第6章 うるおいのある生活のために

1	保健福祉センター		
	保健福祉センターの概要	健康長寿推進課	51
	各階の主な施設	健康長寿推進課	51
	会議室等の利用	健康長寿推進課	52
2	福祉相談事業		
	福祉まるごと相談	社会福祉協議会	53
	成年後見相談	社会福祉協議会	53
	終活相談	社会福祉協議会	53
	生活保護相談	生活福祉課	53
	高齢者・介護相談	介護福祉課	53
	ひとり親家庭等相談	子育て給付課	53
	児童虐待・ヤングケアラー・DV（女性専用）相談	家庭相談課	53

第7章 健康を守るために

1	医療		
	心身障害者医療費助成	障がい福祉課	54
	子ども医療費助成	子育て給付課	54
	養育医療給付	子育て給付課	54
	不妊治療費助成	子育て給付課	55
	ひとり親家庭等医療費助成	子育て給付課	56
	後期高齢者医療制度	国保年金課	57
2	母子保健		
	妊婦健康診査	健康づくり課	58
	産婦健康診査	健康づくり課	58
	妊婦歯科健康診査	健康づくり課	58
	新生児聴覚検査	健康づくり課	58
	4か月児健康診査	健康づくり課	59
	8～9か月児健康診査	健康づくり課	59
	1歳6か月児健康診査	健康づくり課	59
	2歳6か月児歯科健康診査	健康づくり課	59
	3歳6か月児健康診査	健康づくり課	59
	乳幼児経過検診	健康づくり課	59
	離乳食マスターセミナー	健康づくり課	60
	わんぱくひろば(幼児育児学級)	健康づくり課	60
	親子教室	健康づくり課	60

母子健康教育	健康づくり課	60
5歳児健康調査	健康づくり課	60
すくすく応援隊	健康づくり課	60
親子のすこやか相談（幼児個別相談）	健康づくり課	61
産婦・新生児訪問指導	健康づくり課	61
訪問指導	健康づくり課	61
母子健康手帳の交付	健康づくり課	61
すこやかマタニティクラス（両親学級）	健康づくり課	61
べびほっぺ（妊婦支援教室）	健康づくり課	61
カンガルークラブ（産後育児支援教室）	健康づくり課	62
パンダクラブ（未熟児教室）	健康づくり課	62
スマイルチェリー（多胎児教室）	健康づくり課	62
産後ケア	健康づくり課	62
出産・子育て応援事業	健康づくり課	63

3 予防接種

BCG	健康づくり課	64
四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）	健康づくり課	64
二種混合（ジフテリア・破傷風）	健康づくり課	64
麻しん（はしか）風しん	健康づくり課	64
水痘	健康づくり課	64
日本脳炎	健康づくり課	65
子宮頸がん予防（ヒトパピローマウイルス）・サーバリックス ・ガーダシル・シルガード9	健康づくり課	65
B型肝炎	健康づくり課	65
Hib（インフルエンザ菌b型）	健康づくり課	66
小児用肺炎球菌	健康づくり課	66
ロタ（ロタリックス・ロタテック）	健康づくり課	66
インフルエンザ（高齢者）	健康づくり課	67
高齢者肺炎球菌	健康づくり課	67
風しん	健康づくり課	67
インフルエンザ（子ども）	健康づくり課	68
新型コロナウイルスワクチン	健康づくり課	68

4 成人保健

集団健康教育	健康づくり課	69
個別健康教育	健康づくり課	69
健康相談	健康づくり課	69
訪問指導	健康づくり課	69
健康診査	健康づくり課	69
肝炎ウイルス検診	健康づくり課	69
がん検診	健康づくり課	70
成人歯科健康診査	健康づくり課	71
成人眼科健康診査	健康づくり課	71
骨粗しょう症検診	健康づくり課	71

5 健康づくり

健康あつぎ推進リーダー	健康づくり課	72
あつぎ食育アドバイザー（食生活改善推進員）	健康づくり課	72

地区食育推進事業	健康づくり課	72
あゆコロちゃん体操（新あつぎ市民健康体操）指導員	健康づくり課	72
健康・交流のみち	健康長寿推進課	72
6 自殺予防対策		
いのちのサポート相談（こころの健康相談）	健康づくり課	73
研修会	健康づくり課	73
普及啓発	健康づくり課	73
7 未病施策		
健康度見える化コーナー（未病センターあつぎ）	健康づくり課	73
8 救急医療		
初期救急	健康長寿推進課	74
二次救急	健康長寿推進課	74
9 あつぎ健康相談ダイヤル24		
あつぎ健康相談ダイヤル24	健康長寿推進課	76
10 献血		
街頭献血・地域献血	健康長寿推進課	76
11 出産費用貸付制度		
出産費用貸付制度	健康づくり課	77
12 地域包括ケア関連相談窓口		
在宅医療・介護連携等に関する相談窓口	地域包括ケア推進課	77

第8章 国民健康保険制度について

1 国民健康保険制度		
国保加入・脱退等の届出	国保年金課	78
国民健康保険料	国保年金課	80
療養の給付	国保年金課	81
入院時食事（生活）療養費	国保年金課	81
療養費	国保年金課	81
海外療養費	国保年金課	82
高額療養費	国保年金課	83
高額介護合算療養費	国保年金課	86
移送費	国保年金課	87
第三者行為の届出	国保年金課	87
出産育児一時金	国保年金課	88
葬祭費	国保年金課	88
一部負担金の減額・免除・徴収猶予	国保年金課	89
特定健康診査特定保健指導	国保年金課	90
人間ドック助成事業	国保年金課	91

第9章 国民年金制度について

1 国民年金制度		
国民年金に加入する方	国保年金課	92
国民年金保険料	国保年金課	92
年金の受給	国保年金課	96
国民年金に関する届出(問合せ)先一覧	国保年金課	101

第10章 介護保険制度について

1 保険者

保険者 介護福祉課 102

2 被保険者（加入者）

第1号被保険者 介護福祉課 102

第2号被保険者 介護福祉課 102

3 介護保険料

費用の負担割合 介護福祉課 103

第1号被保険者の保険料 介護福祉課 104

第1号被保険者の保険料の納め方 介護福祉課 105

第2号被保険者の保険料と納め方 介護福祉課 106

4 要介護（要支援）認定

認定の条件 介護福祉課 107

認定の手続き 介護福祉課 107

認定の有効期間と更新の手続き 介護福祉課 108

認定結果に不服があるとき 介護福祉課 108

要支援状態又は要介護状態の例 介護福祉課 109

サービス計画（ケアプラン）の作成 介護福祉課 110

介護サービスの利用手続き 介護福祉課 111

5 保険給付

負担割合の決まり方 介護福祉課 112

支給限度基準額で管理されるサービス 介護福祉課 113

要介護者（要介護1から5）が利用できるサービス 介護福祉課 114

訪問介護（ホームヘルプサービス） 介護福祉課 114

訪問入浴介護 介護福祉課 114

訪問看護 介護福祉課 114

訪問リハビリテーション 介護福祉課 114

通所介護（デイサービス） 介護福祉課 114

通所リハビリテーション（デイケア） 介護福祉課 114

福祉用具の貸与 介護福祉課 114

短期入所生活介護（ショートステイ） 介護福祉課 114

短期入所療養介護（ショートステイ） 介護福祉課 114

居宅療養管理指導 介護福祉課 114

特定施設入居者生活介護 介護福祉課 115

居宅介護支援 介護福祉課 115

認知症対応型通所介護 介護福祉課 115

小規模多機能型居宅介護 介護福祉課 115

看護小規模多機能型居宅介護 介護福祉課 115

定期巡回・随時対応型訪問介護・看護 介護福祉課 115

地域密着型通所介護 介護福祉課 115

認知症対応型共同生活介護 介護福祉課 115

特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給） 介護福祉課 116

住宅改修費の支給 介護福祉課 116

サービス単位の金額換算方法等 介護福祉課 118

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護福祉課 119

介護老人保健施設（老人保健施設） 介護福祉課 119

介護療養型医療施設（療養病床等）	介護福祉課	119
介護医療院（介護体制の整った医療施設）	介護福祉課	119
要支援者（要支援1・2）が利用できるサービス	介護福祉課	119
介護予防訪問入浴介護	介護福祉課	119
介護予防訪問看護	介護福祉課	119
介護予防訪問リハビリテーション	介護福祉課	119
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護福祉課	119
介護予防・福祉用具の貸与	介護福祉課	119
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	介護福祉課	120
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	介護福祉課	120
介護予防居宅療養管理指導	介護福祉課	120
介護予防特定施設入居者生活介護	介護福祉課	120
介護予防支援	介護福祉課	120
介護予防認知症対応型通所介護	介護福祉課	120
介護予防小規模多機能型居宅介護	介護福祉課	121
介護予防認知症対応型共同生活介護	介護福祉課	121
介護予防特定福祉用具販売（介護予防福祉用具購入費の支給）	介護福祉課	121
介護予防住宅改修費の支給	介護福祉課	122
サービス単位の金額換算方法等	介護福祉課	123
高額介護（介護予防）サービス費	介護福祉課	124
高額医療・高額介護合算療養費	介護福祉課	125
食費と居住費（滞在費）の負担の軽減（負担限度額認定）	介護福祉課	127
サービス内容についての苦情・相談窓口	介護福祉課	129

6 介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当）	介護福祉課	130
訪問型サービスA（基準緩和型サービス）	介護福祉課	130
訪問型サービスB（住民主体）	介護福祉課	130
通所型サービス（旧介護予防通所介護相当）	介護福祉課	130
通所型サービスB（住民主体）	介護福祉課	130
通所型サービスC（短期集中予防サービス）	介護福祉課	130
一般介護予防教室	介護福祉課	131
フレイルチェック	介護福祉課	131
認知症サポーター養成講座	地域包括ケア推進課	131
家族介護支援事業	介護福祉課	131
介護サービス相談員派遣事業	介護福祉課	131
地域包括支援センター	地域包括ケア推進課	131
サービスを利用するときの負担	介護福祉課	132

資 料 編

1 厚木市の人口推移	133
2 福祉部（福祉事務所）、市民健康部及びこども未来部（該当課）の構成図	134
3 福祉部の担当業務	135
4 市民健康部（該当課）の担当業務	137
5 こども未来部（該当課）の担当業務	138
6 厚木市の予算	139
7 主要数値	140
8 厚木市内の福祉関係機関及び施設等一覧	
(1) 福祉関係機関等	146
(2) 老人憩の家	146
(3) 厚木市地域包括支援センター	148
(4) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	149
(5) 介護老人保健施設	149
(6) 厚木市指定地域密着型サービス事業所	150
(7) 障がい福祉サービス提供事業所	152
(8) 障がい者基幹相談支援センター	
(9) 障がい者相談支援センター	152
(10) 保育所（園）	153
(11) 家庭的保育	154
(12) 小規模保育	154
○項目索引	

第1章 高齢者のために

1 敬老事業

敬老祝金祝品・敬老事業等運営費交付金	
敬老祝金 祝品	<p>9月15日現在市内在住の方に贈呈します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 敬老祝金 77歳・・・3,000円、88歳・・・5,000円 99歳・・・10,000円、100歳・・・30,000円 敬老祝品 80歳と90歳の方 長寿祝い 100歳の方に、祝状と花束の贈呈をします。
敬老事業等運営費交付金	特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて実施する敬老事業を支援します。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

2 生きがい事業

高齢者バス割引乗車券購入費助成事業	
助成内容	神奈川中央交通(株)が販売する高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」(1年券:10,800円、半年券:5,900円)の購入費を一部助成します。
対象	4月1日現在市内在住で、年度内に満70歳以上の方(ただし特別養護老人ホーム入所者、「高齢者タクシー利用券」の交付を受けている方及び障がい福祉課で「自動車ガソリン購入券」「福祉タクシー利用券」の交付を受けている方は除きます。)
担当課	地域包括ケア推進課 地域支援係 ☎225-2224

ねたきり等家族慰労金

内容	慰労金を年2回に分けて支給します。
対象	<p>ねたきり老人登録者及び認知症老人登録者の家族</p> <p>※ただし、介護保険サービス未利用者及び9項目の介護保険サービス【訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・短期入所生活介護(ただし、半年で15日以内)・短期入所療養介護(ただし、半年で15日以内)・福祉用具貸与・居宅介護福祉用具購入費・居宅介護住宅改修費】のみの利用者の方が対象です。</p>
金額	月額 5,000円
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

高齢者タクシー助成 ※12月に変更予定。詳細は地域包括ケア推進課まで

助成内容	助成券として、400円券を12枚配布します。
対象	4月1日現在市内在住で年度内に満85歳以上の方又は要介護4・5の方。 ※ただし、一部条件あり。
担当課	地域包括ケア推進課 地域支援係 ☎225-2224

シルバーチケット（保養施設等利用助成券）	
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設 1人につき年度内1泊分（1,500円／1泊） ・日帰り施設 1人につき年度内3回分（1,000円／1回） ・入浴施設 1人につき年度内10回分（500円／1回） ・文化会館事業 1人につき年度内1回分（1,000円／1回） ・映画鑑賞 1人につき年度内2回分（500円／1回） ・トレーニング、プール 1人につき年度内10回分（全額／1回）
対象	市内在住の満65歳以上の方
助成券の 交付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市役所第二庁舎1階地域包括ケア推進課 平日 午前8時30分～午後5時15分 ・地区市民センター（公民館）※厚木北公民館は除く 平日 午前8時30分～午後5時15分 土日祝 午前8時30分～午後5時15分（要予約） ・厚木市文化会館：休館日を除く平日 午前9時～午後5時 ※厚木市文化会館は令和5年7月から令和6年12月（予定）まで改修工事改修工事。工事期間中の窓口については広報あつぎ等を確認してください。
利用できる 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市が指定した保養施設 ・令和5年度宿泊施設 11施設・日帰り施設 10施設 ・入浴施設 10施設・文化会館事業 1施設 ・映画鑑賞 1施設 ・トレーニング、プール 1施設
担当課	地域包括ケア推進課 地域支援係 ☎225-2224

はり・きゅう・マッサージ施術費助成	
内容	施術費の助成券を年に7枚一括交付します。
対象	75歳以上の高齢者及びねたきり老人登録者
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の高齢者 1,800円 ・ねたきり老人登録者 3,000円
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

家具転倒防止対策事業	
内容	家具転倒防止板を設置します。 ただし、寝室やリビング等に置かれている箆笥、食器棚、本棚などの床置型の家具が対象です。（冷蔵庫、テレビ、鏡台等は不可） ※設置費用は無料です（台数制限あり）
対象	75歳以上のひとり暮らし老人登録者のうち、市民税が非課税の方及びねたきり老人登録者又は認知症老人登録者のいる高齢者のみの世帯
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

緊急通報システム

内容	・無線発信機等の緊急通報システム機器を貸与します。 ・通話料金は、利用者負担
対象	ひとり暮らし老人登録者等で、常時注意が必要な疾患がある方
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

老人憩の家

内容	高齢者の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進するための施設です。 設置数 42館 (所在地等は、資料編P.146～P.147を参照)
担当課	地域包括ケア推進課 地域支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 4

老人福祉センター寿荘

内容	市内在住の60歳以上の方が、心身ともに健康で生きがいを高め自主的な集まりや仲間づくりを図るための施設です。
連絡先	老人福祉センター寿荘 ☎ 2 2 5 - 2 2 5 0
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎ 2 2 5 - 2 1 7 4

厚木市老人クラブ連合会（愛称：厚木市しあわせクラブ連合会）

内容	老人クラブ及び老人クラブ連合会が実施する生きがいづくり、健康増進、社会参加のための事業を支援し、高齢者の福祉の増進を図ります。
連絡先	老人福祉センター寿荘 ☎ 2 2 5 - 2 2 5 0（厚木市老人クラブ連合会）
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎ 2 2 5 - 2 1 7 4

シルバー人材センター

目的及び内容	高齢者の豊かな経験や能力を生かし、生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図るため、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保し、提供します。 一般家庭、民間企業、公共団体等から依頼された仕事を「請負」又は「委任」による契約を結び会員が責任をもって業務を遂行します。
所在地等	厚木市松枝2-5-17（厚木市生きがいセンター内） ☎ 2 2 5 - 2 2 6 7
対象	市内在住で、原則として60歳以上の健康で働く意欲のある方
主な職種	家事援助（掃除、洗濯、買い物、食事の支度等）、育児支援（子守等）、植木剪定、除草、襖・障子・網戸張替え、刃物とぎ、防災関連器具取付、修繕、屋内外清掃、施設管理ほか
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

3 高齢者福祉サービス

高齢者緊急一時保護

内容	在宅で高齢者を介護している家族の入院や事故等特別な事情により、家庭で日常生活を送ることが困難になった高齢者を緊急に一時保護します。
対象	日常生活の自立度が低く、家庭で自立した生活を送ることが困難な高齢者で介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない方でも利用できます。
利用料	各状態区分に応じた介護報酬相当額の10% (認定を受けていない方は要支援1の介護報酬相当額の10%)と食事代等の実費分。 ※生活保護利用世帯の方の利用料は無料です。 ただし、食事代等の実費分は利用者負担です。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

厚木市認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム

内容	警察等と協力して、はいかい高齢者を早く発見し、家族のもとへ早く戻ることができるようにした登録制のネットワークシステムです。 蛍光反射材を使用した認知症高齢者等見守りステッカー(1人につき10枚)を配布します。 ※希望者は、認知症高齢者等位置情報検索サービスを利用することができます。
登録料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの登録は無料。 ・認知症高齢者等位置情報検索サービス利用者は、月額242円。 ※ただし、生活保護受給世帯等は無料。 ・認知症高齢者等見守りステッカーは無料。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

寝具等乾燥消毒サービス

内容	年2回、敷布団と掛布団及び毛布の丸洗いと乾燥消毒
対象	ねたきり老人登録者、認知症老人登録者
利用料	無料
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

理髪サービス

内容	理容・美容券等を年に6枚、一括交付します。
対象	ねたきり老人登録者・認知症老人登録者及び75歳以上ひとり暮らし老人登録者
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ねたきり老人登録者・認知症老人登録者 5,500円 ・ひとり暮らし老人登録者 1,500円
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

要介護・高齢者等歯科診療（予約制）

内容	<ul style="list-style-type: none">・診療内容 要介護・高齢者等歯科診療 毎週日曜日（※祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後1時・予約受付時間 月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分 ※完全予約制。受診の際は必ずご予約をお願いします。・診療所 厚木市歯科保健センター（中町1-4-1 厚木市保健福祉センター1階）・持ち物 保険証・医療証・おくすり手帳（薬の明細書）・連絡先 ☎221-8733
対象	要介護及び要支援認定者（40歳以上）又は一般の歯科診療所での診療が困難である高齢者等で、厚木市、愛川町、清川村にお住まいの方
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎225-2174

日常生活用具の給付等

紙おむつ等の給付

内容	紙おむつ、尿とりパットを給付します。
対象	ねたきり老人登録者、認知症老人登録者及び介護保険2号被保険者のうち、6か月以上在宅で生活されている要介護度4もしくは5の方 ※給付対象者が前年度市民税課税の場合を除く
料金	1か月3,000円までは市が負担。 3,000円を超える費用については、利用者負担となります。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

自立支援用具等の購入費助成

内容	本人や同居の家族が高齢者のために、市内の商店や地域包括支援センターが紹介した業者から購入した助成対象品目（中古品は除く）に対して助成します。 【助成対象品目】 杖、歩行器、補聴器、電磁調理器 ※杖、歩行器は、介護保険制度の対象外のものに限りません。
対象	在宅の身体虚弱な、75歳以上の方。（当該年度内において75歳になる方も含む。） （恒常的に介護を必要とする方は除く）
助成額 （限度額）	杖・・・1,500円、歩行器・・・5,000円、補聴器・・・10,000円 電磁調理器・・・5,000円 ※購入した日の翌日から起算して1か月以内に申請してください。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

セーフティ住宅支援事業

内容	改修に要する費用の一部（対象経費の1/2（消費税除く。） 上限3万円）を助成 ※工事を始める前に申請が必要となります。 ※市内の工務店などの工事に限ります。
対象	介護保険の認定を受けていない75歳以上の高齢者
対象工事内容	屋内及び敷地内の手すりの設置、屋内の段差の解消、洋式便器への便器取替、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

救急医療情報セット使用事業

内容	かかりつけ医療機関、持病及び薬剤情報等の救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報セット」を無料で配布します。また、携帯用の「救急安心カード」も一緒に配布しています。
対象	厚木市民
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

成年後見申立について

内容	身寄りのない認知症高齢者等の福祉を図るため、後見等開始の審判申立を市長が行います。
----	---

成年後見等利用支援事業について

内容	<ul style="list-style-type: none">・ 申立費用助成 市長申立者以外の方のうち、申立費用を助成しないと、成年後見制度が利用できない生活保護利用世帯等の方に対して、申立費用の実費相当分を助成します。・ 後見人等報酬助成 市長申立、本人申立、親族申立の方で、後見人等に報酬の支払いをすることが困難である生活保護利用世帯等の方に対して、報酬の助成をします。
----	--

高齢者虐待防止について

内容	高齢者虐待に関する相談は厚木市権利擁護支援センター「あゆさぼ」（電話：225-2939）、介護福祉課及び各地域包括支援センターでお受けします。 高齢者・障害者虐待防止ネットワークで関係各機関の連携強化やあり方の検討をしています。
----	---

登録制度

ひとり暮らし老人登録

内容	同一敷地内及び隣接地に配偶者又は、一親等以内の者が居住していない65歳以上の方が登録できます。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

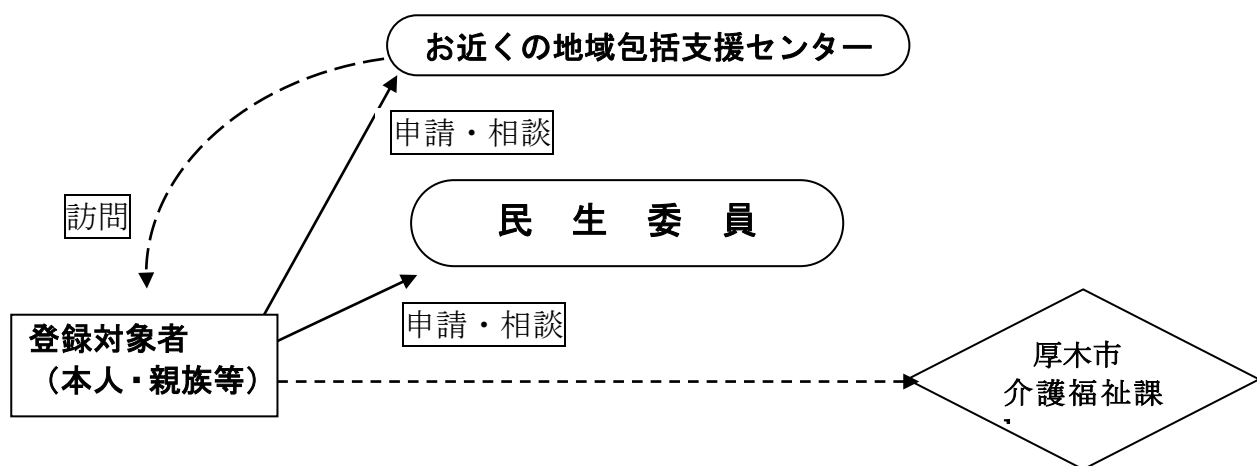
ねたきり老人登録

内容	要介護・要支援認定の認定区分が4若しくは5に認定をされ、かつその状態になってから6か月以上（80歳以上の方は、3か月以上）在宅で生活をしている方が登録できます。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

認知症老人登録

内容	重度の認知症症状があり、今後もその状態が継続すると認められる方が登録できます。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

登録の受付について



4 老人保護措置事業

養護老人ホーム	
内容	環境上の事情及び経済的事情により、居宅において日常生活を営むことが困難な 65 歳以上の高齢者を入所措置します。 なお、所得に応じて本人分及び扶養義務者分の負担があります。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

5 その他

外国籍高齢者等福祉給付金支給事業	
内容	外国籍等の高齢者の方で、国民年金を受けるために必要な条件を制度上満たすことができない方に、福祉給付金を支給します。
対象	国民年金を受けるための必要な要件を制度上満たすことができない方（国籍要件や居住要件により加入できなかった方）で、公的年金を受給していない方のうち、次のいずれかに該当する方です。 ただし、昭和 61 年 3 月 31 日以前に日本に居住し、厚木市に住民登録をしていることが必要です。 ① 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた外国人の方 ② 明治 44 年 4 月 2 日から大正 15 年 4 月 1 日までに生まれた日本人の方で、昭和 36 年 4 月 2 日以降に国外から日本国内に住所を移動した方
支給額	月額 20,000 円 ※支給停止要件や所得制限がありますので、御不明な場合は、直接担当までお問い合わせください。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

第2章 障がい者のために

1 障がい福祉サービス

担当課 障がい福祉課 障がい福祉係 ☎225-2221

※詳しくは、障害福祉制度のあらまし「ふれあいをもとめて」をご覧ください。

(1) 相談機関

施設名	業務内容	問合せ先
神奈川県立 総合療育相談センター	18歳以上の身体障がい者及び知的障がい者の医学的・心理学的・機能的判断を始め各種の相談、援助を行う機関です。原則として福祉事務所を経由します。	神奈川県障害支援部福祉課 藤沢市亀井野3119 ☎0466-84-5700(代)
神奈川県 精神保健福祉センター	精神保健福祉に関する総合的な地域精神保健福祉活動の拠点として、各種の相談・指導及び社会復帰援助等を行う機関です。	横浜市港南区芹が谷2-5-2 ☎045-821-8822
神奈川県 厚木児童相談所	児童（0歳～18歳未満）のあらゆる問題についての相談・援助等を行う機関です。	厚木市水引2-11-7 ☎046-240-6430
神奈川県 厚木保健福祉事務所	地域における保健・福祉の向上を図るため、専門的な相談援助や保健指導などを行う機関です。	厚木市水引2-3-1 ☎046-224-1111(代)
厚木公共職業安定所 (ハローワーク厚木)	担当の職業指導官及び障がい者相談員が、就職のお世話から就労後のアフターケアなど職業紹介・相談を行います。	厚木市寿町3-7-10 ☎046-296-8609
厚木市障がい者基幹 相談支援センター (厚木市障害者総合 相談室ゆいはあと)	市域の相談支援体制の中核的な役割を担い、「厚木市障がい者相談支援センター」や「厚木市地域包括支援センター」と情報を共有し連携します。	厚木市中町1-4-1 (厚木市保健福祉センター内) ☎046-225-2904

施設名	業務内容	問合せ先
厚木市障がい者 相談支援センター	障がいのある方が地域で 安心した生活を営むことが できるように、日常生活の 不安や悩み、権利擁護など の相談を受けます。 また、障がい福祉サービ スの利用援助、関係機関の 紹介や調整など、本人やそ の家族の意向を確認しなが ら個別の支援を行います。	厚木障がい者相談支援センター ハートラインあゆみ (厚木地区) 厚木市中町4-6-11山口ビル201 ☎259-5713
		睦合南障がい者相談支援センター さんぽみち (睦合南地区) 厚木市妻田西1-17-30 ☎204-4655
		荻野障がい者相談支援センター 厚木精華園「ここから」 (荻野地区) 厚木市鳶尾2-25-10 ☎280-4410
		南毛利障がい者相談支援センター ちいさな世界 (南毛利地区) 厚木市恩名1-5-7第二栄光ビル301 ☎205-4307
		小鮎・玉川障がい者相談支援センター 相談支援事業所すぎな (小鮎・緑ヶ丘地区、玉川・森の里地区) 厚木市小野2136 ☎247-0311
		依知障がい者相談支援センター いっぽ (依知地区) 厚木市関口831-1 ☎280-4875
		睦合障がい者相談支援センター 厚木精華園「からふる」 (睦合地区) 厚木市三田1-4-16-102 ☎280-4419
		相川・厚木南障がい者相談支援センター 相談支援事業所 立志 (相川・南毛利南地区、厚木南地区) 厚木市愛甲1-9-18-102 ☎265-0711

(2) 各種手帳

サービスの名称等	内 容	対象者等
身体障害者手帳	身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方
療育手帳	障がいの程度、判定の記録などが記入され、さまざまなサービスを受けやすくすることを目的に交付します。	児童相談所又は総合療育相談センター（障害者更生相談所）で知的障がいと判定された方
精神障害者保健福祉手帳	各機関の協力を得て各種支援策を行いやすくし、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。	精神障がいのために日常生活又は社会生活上に制限があり、手帳の交付を希望する方。ただし、精神障がいと診断された日から6か月以上経過しており、かつその症状等が持続しているか、精神障がいを支給事由とする年金又は特別障害給付金を受けていることが必要です。

(3) 障がい者施設

施設名	業務内容	対象者等
障害者地域活動支援センター	地域で自立した生活を営むことができるよう、創作的活動等の機会の提供、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与等を行います。	左記の活動を必要とする、自力で通所できる方
知的障害者福祉ホーム	就労しながら独立した生活ができるよう健康管理等生活に必要な指導を行います。	日常生活が円滑にできる知的障がい者で、共同生活を行うことが可能な方
障害者グループホーム	食事や居室の提供に加えて日常生活の指導、関係機関との連絡調整、就労、通所指導などを行います。	日常生活が円滑にできる障がい者で地域において共同生活が可能な方

施設名	業務内容	対象者等
障害者支援施設 (身体障害者入所支援施設)	入所により入浴・排泄・食事の介護等、日常生活上の支援を行います。	身体障害者手帳を所持している身体障がい者で、居宅において生活することが困難な方
障害者支援施設 (知的障害者入所支援施設)	入所により入浴・排泄・食事の介護等、日常生活上の支援を行います。	療育手帳を所持している知的障がい者で、居宅において生活することが困難な方

(4) 補装具・日常生活用具交付等

サービスの名称等	内 容	対象者等
補装具の交付と修理	補装具が必要と総合療育相談センターの医師が判断した場合等に、障がいの内容及び程度に応じ補装具の交付、修理に対する費用の支給が受けられます。	身体障害者手帳の交付を受けている方（介護保険被保険者で介護保険に定める福祉用具貸与者を除く）
日常生活用具の給付	在宅の重度障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。	在宅の重度障がい児者（介護保険被保険者で介護保険に定める福祉用具貸与者を除く）
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の対象とならない18歳未満の難聴児に対して、補聴器の購入費の一部を助成します。	在宅の両耳の聴力が30db以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童（※事前相談を要します）
重度身体障害者家具転倒防止器具設置事業	自ら家具転倒防止器具を設置することが困難な障がい者世帯に家具転倒防止器具の設置をします。	1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている重度障がい者のみの世帯及び1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成される世帯 たんす等の家具4台まで無料

(5) 医療制度

サービスの名称等	内 容	対象者等
自立支援医療 (更生医療)	障がいの状態を軽減したり、機能回復を図るための医療費の自己負担額を原則1割に軽減する制度です。(利用者の世帯の所得状況に応じて負担上限月額の設定あり)	18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方で更生のために医療が必要な方
自立支援医療 (育成医療)	指定医療機関に入院(通院)した身体障がい児に対し、生活能力を得るために必要な医療費の自己負担額を原則1割に軽減する制度です。(利用者の世帯の所得状況に応じて負担上限月額の設定あり)	18歳未満の身体障がいのある方で、確実な治療効果が期待できる方
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患の治療のための通院にかかる医療費の自己負担額を原則1割に軽減する制度です。(利用者の世帯の所得状況に応じて負担上限月額の設定あり)	精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方
障がい者歯科診療 (予約制) (健康長寿推進課 健康医療係) ☎225-2174	○診療内容 ・障がい者歯科診療 火曜日 午後1時30分～午後5時 木曜日 午前9時～正午 午後1時30分～午後5時 ・摂食・嚥下機能発達支援診療 月1回土曜日 午前9時30分～午後1時 ・口腔衛生指導 土曜日 午後1時30分～午後5時 ○休診日 祝日・年末年始等 ○予約受付時間 月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分 ※完全予約制。受診の際は必ずご予約をお願いします。 ○診療所 厚木市歯科保健センター (中町1-4-1 厚木市保健福祉センター1階) ○持ち物 保険証・医療証・障害者手帳・おくすり手帳(薬の明細書) ○連絡先 ☎224-6081	障がい者の方で、県央地域にお住まいの方 障がい者の方で、厚木市、愛川町、清川村の学校・施設等に市外から通学・通所等されている方

(6) 在宅援護・支援事業

サービスの名称等	内 容	対象者等
計画相談支援	障害福祉サービスの利用を希望する方にサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、必要に応じ計画の見直し等を行います。	障害福祉サービスの利用を希望する又は利用している身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の方
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動の介護等を行います。	障がい者の方で、日常生活を営むのに支障がある方
重度訪問介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護等を総合的に行います。	重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者の方で常時介護を必要とする方
同行援護	視覚障がいにより、移動に困難がある障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	視覚障がい者の方で、屋外で移動に困難がある方
行動援護	障がい者が行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を行います。	知的障がい者又は精神障がい者の方で、行動するうえで困難がある方
手話通訳者設置	手話通訳者を障がい福祉課内に配置して事務手続き等の利便を図ります。 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の方
手話通訳者・要約 筆記者の派遣	公的機関、医療機関等へ行くとき又は、公的機関等が開催する研修会行事等に出席する場合に通訳者を派遣します。	聴覚障がい者・音声・言語機能障がい者の方
移動支援	屋外で移動に困難がある障がい者について、自立生活及び社会参加に伴う外出のための介護を行います。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (同行援護事業の対象者を除く)
日中一時支援	障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している方の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を確保します。	在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方

サービスの名称等	内 容	対象者等
生活介護	<p>日中の入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p>	<p>施設等で常時介護を必要とする身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方</p>
児童発達支援	<p>児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通って、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。</p>	<p>身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児の方</p>
居宅訪問型 児童発達支援	<p>居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。</p>	<p>重度の障がいの状態その他、これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の方</p>
放課後等デイサービス	<p>通学中の障がい児が、授業の終了後、又は休日にサービスを提供する事業所などに通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。</p>	<p>就学している身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児の方</p>
保育所等訪問支援	<p>保育所など、障がい児が集団生活を営む場などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。</p>	<p>集団生活を営む施設に通う身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児の方</p>
障害児相談支援	<p>障がい児通所支援等の利用を希望する方に障がい児支援利用計画の作成を行います。また、支援決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、必要に応じ計画の変更等を行います。</p>	<p>障がい児福祉サービスの利用を希望している又は利用している身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児の方</p>
短期入所 (ショートステイ)	<p>居宅で障がい者の介護を行う者の疾病等により、障がい者を介護できない場合に、一時的に施設等に入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。</p>	<p>在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方</p>

サービスの名称等	内 容	対象者等
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことに必要な身体機能又は生活能力を高めるための訓練を行います。	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方
就労移行支援	就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。	就労を希望する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方
就労継続支援	継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を行います。	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の方
就労定着支援	障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行し、6月以上経過している障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じており、就労継続期間が3年6月未満の方
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。	①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある方 ②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な方 ③障がい、疾病等の家族と同居しており（障がい者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な方
重度身体障害者入浴サービス	家庭において入浴困難な重度障がい者に対して、巡回入浴サービスを行います。	身体障害者手帳1・2級でねたきりの状態が今後も継続すると認められ、かつ医師が入浴可能であると証明した方で、自力で入浴することが困難な65歳未満の方

サービスの名称等	内 容	対象者等
<p>重度障害者 理髪サービス</p>	<p>年間6回を限度に理髪券を交付し、出張理髪サービスを行います。</p>	<p>10歳以上65歳未満のねたきり又はこれと同様の状態により理容店等を利用することができない在宅重度障がい者の方</p>
<p>重度身体障害者 寝具乾燥消毒サービス</p>	<p>寝具の乾燥消毒を年2回実施します。</p>	<p>65歳未満の下肢又は体幹機能障害1級又は2級の方で、その障がいの状態により1日の大半をねたきりで過ごし、寝具の衛生管理が困難な状態にある方</p>
<p>重度身体障害者等 緊急通報システム</p>	<p>重度障がい者及び障がい者世帯に、緊急通報システム機器を貸与し、緊急事態が発生したときに救援活動を行います。</p>	<p>身体障がいの状態により常時注意を要する状態にある方で、緊急時に他の世帯員による対応が困難である身体障害者手帳1級又は2級の者で構成される世帯又は重度障がい者と65歳以上の者で構成される世帯の方</p>
<p>メディカルショート ステイ事業</p>	<p>在宅で常時医学的管理が必要な重症心身障がい児が、家族などによるケアを一時的に受けられない場合に医療機関に入院をします。</p>	<p>医療的ケアがある15歳以下の重症心身障がい児</p>
<p>重度障害者 訪問看護支援事業</p>	<p>在宅の重症心身障がい児・者が訪問看護を利用したときに、利用時間を延長して、訪問看護師が家族に代わり医療的ケア及び療養上の行為を行います。</p>	<p>医療保険制度等による訪問看護を利用している重症心身障がい児・者</p>
<p>小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業</p>	<p>小児慢性特定疾患児が居宅において円滑に生活ができるよう日常生活用具を給付します。</p>	<p>小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となる児童の方（児童福祉法等、他の施策の対象となる方を除く）</p>

(7) 地域療育

サービスの名称等	内 容	対象者等
療育相談センター 「まめの木」 (福祉総務課 発達支援係)	発達に心配のある児童とその保護者の療育相談や、必要に応じ経過観察を行います。 遊びながら気軽に相談できる親子サロンも併設しています。 また、関係機関への巡回相談や研修会等の地域支援を行います。	療育相談・・・市内在住の児童とその保護者 経過観察・・・市内在住の主に就学前までの児童とその保護者 親子サロン・・・市内在住の就学前までの児童とその保護者

(8) 住宅助成

サービスの名称等	内 容	対象者等
重度障害者 住宅設備改善費助成	玄関・台所・便所等を改造する場合、最高80万円を限度に補助します。	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で移動が困難な方、知能指数35以下の方、又は下肢又は体幹機能障害3級で、知能指数50以下の方
障害者グループホーム 家賃助成	入居者が負担すべき月額家賃(食費、光熱水費、日用品費、共益費等は除く。)を、2万円を上限に助成します。	障害者グループホームに入居している方

(9) 交通機関・タクシー関係助成

サービスの名称等	内 容	対象者等
身体障害者自動車運転 訓練費助成	自動車運転免許証を取得する場合、技能教習に要した経費の3分の2の額を、5万円を限度に補助します。	下肢・体幹又は内部機能障害1級から4級の方及び上肢機能障害1級の方
身体障害者 自動車改造費助成	自らが所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する場合5万円を限度に補助します。(所得制限があります。)	身体障害者手帳を所持している方
障害者施設通所 交通費助成	社会福祉施設に通所する障がい者に対し、月額交通費の3分の2の額を助成します。(自家用車・施設有料送迎バス・介護タクシー等を用いた場合は一月の上限額を設けています。)	厚木市の援護を受けている障がい者のうち、社会福祉施設に通所し、作業活動等を行っている方

サービスの名称等	内 容	対象者等
自動車ガソリン 購入費助成	<p>在宅重度障がい者の移動手段として運行する自動車燃料のガソリン購入費用の一部を助成します。</p> <p>1枚1,200円のガソリン購入券を、自己運転は1か月2枚、家族運転は1か月1枚を申請月から3月分まで交付します。</p>	<p>自己運転の方 身体障害者手帳1級から3級の方（自己所有自己運転の方のみ）</p> <p>家族運転の方 身体障害者手帳1級・2級の方（視覚障害・じん臓機能障害の方は3級まで） 知能指数35以下の方 身体障害者手帳3級で知能指数50以下の方 障がい者又は生計を一にする者が所有する自動車を障がい者のために障がい者又は生計を一にする者が運転するとき</p>
福祉タクシー 利用費助成	<p>公共交通機関の利用が困難な在宅重度障がい者に福祉タクシー券を交付します。</p> <p>1枚400円の福祉タクシー利用券、1か月6枚を申請月から3月分まで交付します。</p>	<p>身体障害者手帳1・2級の方（視覚障害・じん臓機能障害の方は3級まで） 知能指数35以下の方 身体障害者手帳3級で知能指数50以下の方 障害福祉サービス受給者証の障害種別5（特定疾患医療受給者）で障害支援区分のあるものをお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳1級の方</p>
公共交通機関の 運賃の割引	<p>身体障害者手帳・療育手帳の提示によりJR・私鉄・航空・バス・タクシー運賃の割引が受けられます。（タクシーについては、精神障害者保健福祉手帳の提示でも割引を受けることができます。）</p>	<p>障害者手帳を所持されている方（介護者も運賃割引が適用される場合があります。詳細は各公共交通機関にお問い合わせください）</p>

有料道路通行料の割引	福祉事務所で事前に自動車を登録することで、有料道路の通行料が割引になります。ETC利用者も割引が受けられます。	身体障害者手帳又は療育手帳の1種の方は、本人が乗車していれば割引が受けられます。2種の方は、本人が運転している場合のみ割引が受けられます。法人名義の自動車は登録できません
------------	---	---

(10) 体育大会等

サービスの名称等	内 容	対象者等
障がい者体育大会	障がい者の体力の増進と相互の親睦を図るため毎年秋に開催します。	市内在住の障がい者及び市内社会福祉施設に入所中の障がい者
精神保健福祉地域交流事業	精神障がいに対する理解を深めるための活動を行います。	市内在住の障がい者、地域住民及び関係機関や団体等

(11) 障がい者専用 NET119 緊急通報システム

サービスの名称等	内 容	対象者等
聴覚・音声・言語障がい者用システムの設置	音声による119番通報が困難な聴覚または音声・言語に障がいのある方がGPS機能付きの携帯電話またはスマートフォンを利用して火災や救急などの緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。なお、ご利用するには事前の登録が必要です。	聴覚・音声言語障がい者

(12) 障がい者専用 F A X

サービスの名称等	内 容	問合せ先
聴覚・音声・言語障がい者用FAXの設置	消防本部内にFAXを設置してあります。聴覚・音声・言語障がいの方が、救急車・消防車に来てほしいときや休日夜間の診療所の問合せをしたいとき利用できます。	消防FAX 局番なしの「119」

(13) 障がい者・ボランティア団体

種 別	団 体 名	問合せ先
障がい者団体	厚木市身体障害者福祉協会	☎225-2915
	厚木市手をつなぐ育成会	☎225-2947 (社会福祉協議会援護係)

	厚木市自閉症児・者親の会 厚木市視覚障害者協会 厚木市聴覚障がい者協会 精神保健福祉促進会「フレッシュ厚木」	☎225-2221 (障がい福祉課)
ボランティア団体	厚木市点訳赤十字奉仕団 厚木市録音赤十字奉仕団 厚木市誘導赤十字奉仕団 厚木市手話サークル「あゆの会」 あつぎ文字通訳「道」 厚木障害者PCサポートクラブ	☎225-2789 (社会福祉協議会 ボランティアセンター)

2 手当

担当課 障がい福祉課 障がい福祉係 ☎225-2221

サービスの名称等	内 容	対象者等
厚木市心身障害者 福祉手当	<p>毎年4月1日現在、市内に住民登録し、居住している重度・中度の障がい者に支給します。</p> <p>※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設に入所している方(障害者支援施設、障害児入所施設、特別養護老人ホーム) ・特別障害者手当、障害児福祉手当、神奈川県在宅重度障害者等手当を受給している方 ・他の市区町村の支給決定により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを受けている方 ・市民税が課税されている方 	<p>身体障害者手帳1級から4級の方 知能指数75以下の方 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方</p>
神奈川県在宅重度 障害者等手当	<p>毎年8月1日現在、県内に6か月以上継続して居住している、在宅の重度重複障がい者に支給します。</p>	<p>65歳未満で障害者認定を受けた障がい者で、①1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方②知能指数35以下の方③1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、2つ以上に当てはまる方あるいは、特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方</p>
特別障害者手当	<p>日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者に支給します。</p>	<p>在宅の重度障がい者(20歳以上)の方</p>

障害児福祉手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児に支給します。	在宅の重度障がい児(20歳未満)の方
障害者介護手当	在宅の重度障がい者を常時介護している同居の家族の方に支給します。	介護されている障がい者が市内に6か月以上在住する15歳以上の方で、身体障害者手帳1・2級のねたきり又はこれと同様の状態にある方、知能指数が35以下の介護なしでは自力で日常生活ができない方
心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している方が、毎月一定の掛金を納めることにより、その方に万一のことがあったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する神奈川県制度です。	将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者(1～3級)又は精神障がい者などを扶養している65歳未満の疾病や障がいのない健康な方
外国籍障害者等福祉給付金	外国籍の障がい者で、国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない方に支給します。	重度の障がい者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級)の方 中度の障がい者(身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級)の方

担当課 子育て給付課 こども家庭支援係 ☎225-2241

特別児童扶養手当	
対象	知的又は身体障がい等の状態が中程度以上である20歳未満の児童を監護・養育している保護者の方に支給します。 (ただし、児童が施設に入所している時や保護者などの所得が一定額を超える場合は、支給されません。)
支給額	障がいの程度 1級(1人)・・・月額 53,700円 2級(1人)・・・月額 35,760円

第3章 児童と家庭のために

1 保育所

担当課 保育課 保育認定・給付係 ☎225-2231

保育所（園）は、保護者が仕事や病気等により家庭で保育ができない場合に、その者にかわって保育を行い、創造性豊かな人間性をもった子どもに育てることを目的とした児童福祉施設です。

認可保育所	
入所基準	<p>家庭に次のいずれかの事由がある場合です。しかし、この場合でも保護者が児童を保育できる場合は、入所できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅外で仕事をするを常態としている。 ・居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の仕事をするを常態としている。 ・妊娠中又は出産後間がない。（出産予定日前8週（多胎妊娠の場合は前14週）から産後8週まで） ・病気、怪我、心身障がい等である。 ・長期にわたり病気療養中や心身障がいを有する同居の親族を常時介護している。 ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。 ・上記に類推される事由がある。 ・その他（求職活動中、就学、虐待・DVのおそれ等）
入所対象年齢	<p>生後4か月から小学校就学前まで。 （一部施設は生後8週間・生後3か月から）</p>
保育料	<p>幼児教育・保育が無償化され、3～5歳児クラスの保育料は無料です。</p> <p>0～2歳児クラスの保育料については、現在22段階に細分しており、父母又は児童と同一世帯に属している扶養義務者（生計の中心者である場合に限る）の市民税額等によって算出します。</p> <p>保育料の額の上限は月額68,400円です。また、同一世帯から児童が保育所、幼稚園又は認定こども園等に入所している場合は、保育所に入所している第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は0円に軽減されます。</p> <p>※年収約360万円未満相当の世帯について 第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は0円となります。</p> <p>※年収約360万円未満相当の世帯でひとり親、障がい者等要保護世帯について 第1子の保育料から0円となります。</p>
開所時間	<p>（園によって、開所時間が異なります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日 午前7時～午後8時 ・平日 午前7時～午後10時（夜間保育所） ・土曜日 午前7時～午後7時 ・土曜日 午前8時～午後10時（夜間保育所） <p>※保護者の就労状態に応じて開所時間の中で保育を実施し、保護者の便宜を図っています。</p>

家庭的保育事業	
内容	産休明け保育、乳児保育等の多様な保育ニーズに対応するため、一般市民の方で乳幼児に対して豊かな愛情を持つ者を「家庭的保育者」に認定し、家庭的保育の長所を生かして、家庭での保育が困難な乳幼児を保育する制度です。現在、2人の家庭的保育者がいます。
家庭的保育者	市内に住所を有し、25歳に達した日から66歳に達した日以後の最初の3月31日まで（面接等を行った上で市長が特に認めた者については、68歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の間にあり、一定の研修を修了した者
対象乳幼児	生後8週間以上2歳以下（3歳になった年度末）
開所時間	午前8時～午後5時30分（月曜日～金曜日）

小規模保育事業	
内容	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
小規模保育施設	市内15施設
対象乳幼児	生後4か月以上2歳以下（3歳になった年度末） （一部施設は生後8週間・生後2か月・3か月以上）
開所時間	（園によって、開所時間が異なります。） ・平日 午前7時～午後7時30分 ・土曜日 午前7時～午後7時 ※保護者の就労状態に応じて開所時間の中で保育を実施し、保護者の便宜を図っています。（一部、上記時間以外に延長保育を実施しているところもあります。）

地域育児センター事業

地域における児童の養育ニーズに対応するため、次の市内26か所の民間保育所で実施しています。

地域の子育て世帯に対するしつけ、遊び、発育状態等の育児相談、育児教室、子育て家庭交流、子育て情報提供事業を実施しています。

- 令和5年度の実施（予定）保育所

名 称	所 在 地	電 話
依知保育園	関口390	245-0531
荻野すみれ愛児園	鳶尾2-25-6	241-1306
妻田保育園	妻田西2-20-5	222-2632
みどり保育園	戸室3-3-11	223-7555
三田保育園	三田350-3	241-9127
岡田保育園	岡田1-7-8	228-6480
かねだチャイルド園	金田254	296-4152
YMCAあつぎ保育園ホサナ	中町3-2-6 ビル3階	222-8619
保育園ViVi	水引2-12-29 YMビル	294-3003
けいわ保育園	中町3-3-9 アーバンプラザ3階	221-4570
あゆのこ保育園	恩名1-10-38	296-5177
キンダーガーデンこぼと	旭町3-7-3	220-6333
けいわ星の子保育園	中町3-3-9 アーバンプラザ2階	296-2040
愛歩保育園	下荻野1284-1	243-4500
おひさまっこ保育園	東町7-2-2 2階	297-7789
はぐくみの丘保育園	長谷1128-1	290-2033
もみじ保育園	松枝1-1-3	244-4670
保育園コスモス	愛名31-12	248-1919
厚木こぼと保育園	中町3-11-20 ケビル4階	222-5810
本厚木さくらんぼ保育園	田村町1-29-2	224-3184
くれよん保育室	飯山南5-28-10	281-8056
ナーサリースクールT&Y本厚木	中町3-18-5 ソーケン本厚木ビル2階	204-7103
厚木ふじの花保育園	旭町2-4-15	265-0503
厚木・あさひ保育園	旭町5-42-32 ウィン本厚木2・3階	258-6385
翼咲保育園	妻田南1-17-34	200-9966
ポノ保育園	田村町1-26 ヨークファースト厚木店2階	225-7540

私設保育施設

認可保育所以外の施設であって、就学前児童を保育することを目的として設置されています。

- その他の保育施設

名 称	所在地
どんぐりっこ保育園	妻田北2-24-11 2階
共同保育所ほのぼの園	七沢416-2
つくしんぼ家庭保育	下荻野566
Sachi International School	厚木町3-9 清水ビル201

- 夜型保育施設

名 称	所在地
ネバーランド	岡田1-4-43-102

- 事業所内保育施設

名 称	所在地
神奈川県リハビリテーション病院(こども園)	七沢516
厚木市立病院(ひまわり保育室)	水引1-16-36
相州病院内保育所	上荻野1682-3
東名厚木病院(とうめい保育室)	船子322-1
湘南厚木病院(厚木なかよし保育園)	温水118-1
亀田森の里病院(もりのこ園)	森の里3-1-1
(株)半導体エネルギー研究所(にこにこ園)	長谷419-2
日産自動車(株)(まーちらんど・あつぎ)	岡津古久560-2
日産自動車(株)(まーちらんど・あつぎあくすと)	岡田3065 アクト日産ビル内
(福)清琉会(ゆめっこ)	小野2240-1
ニチイキッズ本厚木駅前保育園(※1)	旭町1-27-5(MSビル2階-B)
厚木田園学園でんえん保育ルームぽかぽか(※1)	妻田北3-26-12
厚木ココテラス保育園(※2)	岡田3050 厚木アクトメインタワー2階
あとりあ保育園 長坂ビレッジ(※1)	関口1121-1
保育園KIDS SMILE LABO(※1)	旭町1-7-3 HAYASHIビル2階
てりは保育園あつぎ(※1)	岡田5-8-23

※企業主導型保育施設。従業員枠のほか地域枠あり※1。従業員のみ※2

私設保育施設入所児助成金

対象	<ul style="list-style-type: none">・私設保育施設に年度内に継続して4か月以上在園している児童・市内居住の保護者及び児童・保育を必要とする（保護者の就労、疾病等）就学前の児童
助成額	対象児童一人当たり年額30,000円

コミュニティ保育

地域において、就学前児童の子育てをしている共通の意識を持った保護者が、周囲の住民に呼び掛け、自主的に保育の場をつくり、コミュニティ保育として実施しています。

名 称	所在地・活動場所	連絡先
たんぽぽコミュニティ保育	林2-14-66 グリーンヒル小島101	電子メール tanpopocomu@gmail.com
自主保育グループのびのび園	下古沢11	☎247-5849

2 子育て支援センター

担当課 子育て支援センター 子育て支援係 ☎225-2922

子育て支援センター もみじの手	
内容	<p>子育て支援センターもみじの手は、地域の子育て家庭やこれから子育てを始める家庭の保護者や児童に対する支援施設です。特に、子育てサロン室は子育て中の親子や保護者同士が気軽に交流できる場です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンの運営（親子プレイルーム） ・移動子育てサロン（児童館等での子育てサロン開催） ・育児不安等についての相談 ・子育て講座の開催 ・子育てサークルの育成と支援
対象	0歳から小学校就学前児童と保護者
利用日	月曜日～日曜日 (祝日、年末年始及びアミューあつぎ休館日を除く)
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン室 午前9時～午後4時 ・相談事業 午前8時30分～午後5時15分 <p>※ゆっくり話したい場合は予約もできます。</p>
所在地等	アミューあつぎ 8階 ☎225-2922

ファミリー・サポート・センター	
内容	<p>ファミリー・サポート・センターは、育児の支援を受けたい方と行いたい方が会員となり、臨時的・一時的な相互援助活動を通して、地域においての子育て支援機能の強化を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等の開始前や終了後の子どもの預かり ・保育施設等まで子どもの送迎 ・冠婚葬祭等の一時的な必要による子どもの預かり <p>※会員登録が必要です。入会金・年会費は不要</p>
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼会員 (市内在住又は在勤で生後3か月から小学校6年生までの子どもを持つ保護者) ・提供会員 (市内在住で心身ともに健康で育児に理解と熱意のある方)
利用時間・報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・平日（月曜日～金曜日）の午前7時～午後8時 <ul style="list-style-type: none"> 生後3か月以上3歳未満 1時間あたり 800円 3歳以上小学校6年生まで 1時間あたり 700円 ・土、日、祝日、年末年始及び平日午前7時～午後8時以外の時間 <ul style="list-style-type: none"> 生後3か月以上3歳未満 1時間あたり 900円 3歳以上小学校6年生まで 1時間あたり 800円
受付時間	月曜日～金曜日(土・日・祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
所在地等	アミューあつぎ 8階 子育て支援センター内 ☎225-2933

3 児童手当

担当課 子育て給付課 こども医療・手当係 ☎225-2230

児童手当																				
対象	中学校修了前までの児童を養育している方（所得上限額未満の方）																			
手当額	<p>児童一人の月額は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <th colspan="2">① 所得制限額未満の方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0歳～3歳未満（一律）</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3歳～小学校修了前</td> <td style="text-align: center;">第1子・第2子</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3子以降</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学生（一律）</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <th colspan="2">② 所得制限額以上、所得上限額未満の方</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0歳～中学生（一律）</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <th colspan="2">③ 所得上限額以上の方</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0歳～中学生（一律）</td> <td style="text-align: center;">支給なし</td> </tr> </tbody> </table>	① 所得制限額未満の方		0歳～3歳未満（一律）	15,000円	3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	第3子以降	15,000円	中学生（一律）	10,000円	② 所得制限額以上、所得上限額未満の方		0歳～中学生（一律）	5,000円	③ 所得上限額以上の方		0歳～中学生（一律）	支給なし
① 所得制限額未満の方																				
0歳～3歳未満（一律）	15,000円																			
3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円																		
	第3子以降	15,000円																		
中学生（一律）	10,000円																			
② 所得制限額以上、所得上限額未満の方																				
0歳～中学生（一律）	5,000円																			
③ 所得上限額以上の方																				
0歳～中学生（一律）	支給なし																			
支給時期	6月、10月及び2月 (原則として、それぞれの前月分までが支給されます。)																			
届出の変更	<p>次のように届出の内容が変わった場合は、変更の届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者が、死亡したとき。 ・受給者が、公務員になったとき。 ・受給者が、離婚等で児童を監護しなくなったとき。 ・受給者が、婚姻等で配偶者の方が生計維持の程度が高くなったとき。 ・配偶者が、海外から入国等したことにより、日本国内に住民登録を行ったとき。 ・振込先金融機関に変更があったとき。 ・受給者の総所得、扶養人数等に変更があったとき。 ・受給者の加入する年金種別に変更があったとき。 ・出生、死亡等で児童数の増減があったとき。 ・受給者又は配偶者の個人番号（マイナンバー）が変更になったとき。 <p>など</p>																			

4 ひとり親家庭等への支援

担当課 子育て給付課 こども家庭支援係 ☎225-2241

児童扶養手当													
内容	児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。												
対象	<p>日本国内に住所があって、次の枠内のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童（一定以上の障がいをもつ児童は20歳）を監護している父又は母、養育者（ただし、児童若しくは父又は母、養育者が公的年金を受けるときは、対象にならない場合があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 父又は母が死亡した児童 ・ 父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童 ・ 父又は母の生死が明らかでない児童 ・ 父又は母から1年以上遺棄されている児童 ・ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 ・ 父又は母が1年以上拘禁されている児童 ・ 母が婚姻しないで生まれた児童 ・ その他（孤児等） 												
支給額	<p>所得額等に応じて支給されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1子目金額 (月額)</th> <th>第2子加算額 (月額)</th> <th>第3子以降加算額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給</td> <td>44,140円</td> <td>10,420円</td> <td>6,250円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>44,130円～ 10,410円</td> <td>10,410円～ 5,210円</td> <td>6,240円～ 3,130円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所得額等が一定額を超えると全額支給停止になります。 ※同居されている方の所得額等も審査の対象となることがあります。</p>		第1子目金額 (月額)	第2子加算額 (月額)	第3子以降加算額 (月額)	全部支給	44,140円	10,420円	6,250円	一部支給	44,130円～ 10,410円	10,410円～ 5,210円	6,240円～ 3,130円
	第1子目金額 (月額)	第2子加算額 (月額)	第3子以降加算額 (月額)										
全部支給	44,140円	10,420円	6,250円										
一部支給	44,130円～ 10,410円	10,410円～ 5,210円	6,240円～ 3,130円										

母子等福祉手当金	
対象	<p>次のいずれかに該当する義務教育終了前の児童と生計を共にし、養育している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父又は母が死亡した児童 ・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 上記と同様の状態にある児童
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校入学前の児童1人につき月額 1,500円 ・ 小学校在学中の児童1人につき月額 2,000円 ・ 中学校在学中の児童1人につき月額 3,000円

母子家庭等児童就学祝金

対象	次のいずれかに該当する小学校、中学校に入学する児童又は中学校を卒業する児童と同居して養育している方 <ul style="list-style-type: none"> ・父又は母が死亡した児童 ・父母が婚姻を解消した児童 ・上記と同様の状態にある児童 	
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に入学する児童1人につき ・中学校に入学する児童1人につき ・中学校を卒業する児童1人につき 	<ul style="list-style-type: none"> 10,000円 13,000円 15,000円

母子家庭等家賃助成

対象	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している母子・父子家庭等で、家賃の月額が10,000円以上60,000円以下の家庭（ただし、所得が一定額を超える場合及び生活保護法に規定する住宅扶助を受けている場合は、助成されません。）																			
助成額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>家賃月額の区分</th> <th>助成月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上13,000円未満</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>13,000円以上16,000円未満</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>16,000円以上19,000円未満</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>19,000円以上22,000円未満</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>22,000円以上30,000円未満</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>30,000円以上46,000円未満</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>46,000円以上50,000円未満</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上60,000円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		家賃月額の区分	助成月額	10,000円以上13,000円未満	1,300円	13,000円以上16,000円未満	2,600円	16,000円以上19,000円未満	3,900円	19,000円以上22,000円未満	5,200円	22,000円以上30,000円未満	6,500円	30,000円以上46,000円未満	7,800円	46,000円以上50,000円未満	9,100円	50,000円以上60,000円以下	10,000円
家賃月額の区分	助成月額																			
10,000円以上13,000円未満	1,300円																			
13,000円以上16,000円未満	2,600円																			
16,000円以上19,000円未満	3,900円																			
19,000円以上22,000円未満	5,200円																			
22,000円以上30,000円未満	6,500円																			
30,000円以上46,000円未満	7,800円																			
46,000円以上50,000円未満	9,100円																			
50,000円以上60,000円以下	10,000円																			

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

対象	20歳未満の児童を現に扶養している母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦等				
資金の種類及び内容					
資金名	貸付対象	母子・父子・寡婦福祉資金貸付限度額(円)	据置期間	償還期間	償還方法
事業開始資金	母・父・寡婦	3,260,000	1年	7年以内	月賦 (償還月額は、借受額の有無等によって異なります。)
事業継続資金	〃	1,630,000	6か月	7年以内	
技能習得資金 〔自動車運転免許特別〕	〃	月額 68,000 〔460,000〕	技能習得後1年	10年以内	
就職支度資金	母・父・寡婦 児童	105,000	1年	6年以内	
住宅資金	母・父・寡婦	一般 1,500,000 〔特別 2,000,000〕	6か月	6年以内 〔7年以内〕	
転宅資金	〃	260,000	6か月	3年以内	
医療介護資金	母・父・寡婦 児童 (介護の場合は児童を除く)	一般 340,000 特別 480,000 介護 500,000	医療終了後6か月	5年以内	
生活資金	母・父・寡婦	技能 月額 141,000 生活 月額 108,000 (非生計中心者は月額72,000)	貸付終了後6か月	技能 10年以内 医療、失業 5年以内 生活 8年以内	
修学資金	児童・子	〔高 校〕 月額18,000～45,000 〔短 大〕 月額45,000～93,500 〔専修学校〕 月額18,000～89,000 〔大 学〕 月額47,330～108,500 〔大学院〕 月額88,000～183,000 公立、私立で限度額が異なります。	卒業後 6か月	10年以内 (大学院 20年以内)	
就学支度資金	〃	〔小学校〕 64,300 〔中学校〕 81,000 〔公立高校等〕 150,000 〔私立高校等〕 410,000 〔国公立大学等〕 410,000 〔私立大学等〕 580,000 〔国公立大学院〕 410,000 〔私立大学院〕 580,000	卒業後 6か月	10年以内 (大学院 20年以内)	
修業資金 〔自動車運転免許特別〕	〃	月額 68,000 〔460,000〕	技能習得後1年	10年以内	
結婚資金	児童・子	310,000	6か月	5年以内	
利子	<ul style="list-style-type: none"> ・修学・就学支度資金、修業資金については無利息。 ・その他の資金については、連帯保証人ありの場合無利息、連帯保証人なしの場合年1%の利息がつきます。 				
違約金	延滞元利金額につき年3%				

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が高等学校に入学する際の費用は、技能習得資金より貸付可能です。(注) 児童-20歳未満 子-20歳以上

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

対象	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に20歳未満の児童を扶養し、次の要件をすべて満たす方 ・児童扶養手当の支給を受けている又はこれと同等の所得水準である方 ・就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断し、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方 ・過去にこの教育訓練給付金を受給していない方
内容	対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の60%（12,001円以上で200,000円を上限）が支給されます。また、看護師などの専門資格の取得を目指す講座の場合は、経費の60%（上限1,600,000円）が支給されます。（雇用保険法に基づく各教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額との差額を支給）

高等職業訓練促進給付金等

対象	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に20歳未満の児童を扶養し、次の要件をすべて満たす方 ・児童扶養手当の支給を受けている又はこれと同等の所得水準である方 ・養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）のカリキュラムの修業が予定され、対象資格の取得が見込まれる方 ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められた方 ・過去にこの訓練促進給付金又は訓練修了支援給付金の支給を受けていない方
支給額と支給期間	○高等職業訓練促進給付金 ・支給額（月額）（非課税世帯）100,000円（最終1年間は140,000円） （課税世帯）70,500円（最終1年間は110,500円） ・支給期間修業期間の全期間（最大48月） ○高等職業訓練修了支援給付金 ・支給額（非課税世帯）50,000円 （課税世帯）25,000円 ・支給期間修了後に支給

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

対象	<p>厚木市内にお住まいの 20 歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親又はその児童で、次のすべての要件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方 ・支給を受けようとする者の修学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方 ・通学又は通信制で受講する方 ・原則として、過去に本給付金を支給していない方 <p>(注) 高等学校卒業生及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者等、既に大学入学資格を取得している者は対象としない。</p>
支給額と支給時期	<p>○受講開始時給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 対象講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額 ・支給時期対象講座の受講開始時 <p>○受講修了時給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額 ・支給時期対象講座の受講修了後 <p>○合格時給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額 <p>(注) 受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給時期高卒認定試験の合格後 <p>(注) いずれも支給額に上限有り</p>

5 放課後児童クラブ

担当課 こども育成課 放課後こども係 ☎225-2582 (第二庁舎3階)

厚木市立放課後児童クラブ

内容	<p>保護者の就労や疾病などにより、放課後に帰宅しても適切な保育が受けられない小学校に通う児童が対象。適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に、市内23小学校区で運営しています。</p>	
対象	<p>保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭にいない状況で、厚木市立の小学校に就学している児童。 放課後児童クラブ内での集団生活が可能と判断できる場合に限り、受入れします。</p>	
開所時間	<p>平日 (学校休業日を除く) 土曜日、学校行事等の振替日 夏休みなどの長期休業日</p>	<p>授業終了後～午後7時 午前7時30分～午後7時 午前7時30分～午後7時</p> <p>※ 帰宅時、児童は保護者など成人の方への引き渡しを原則とします。 ※ 土曜日・長期休業日は、児童一人の通所は認めていません。</p>
休所日	<p>日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、学校閉庁日など</p>	
費用	<p>クラブ費 月額3,500円 (おやつ代・教材費など) 育成料 月額4,000円 (午後6時まで利用する方) 月額4,800円 (午後7時まで利用する方)</p>	

厚木市立放課後児童クラブ

	ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話	開 設 場 所
1	厚木放課後児童クラブ	寿町3-15-34	222-8839	厚木小学校
			225-4025	
			222-8860	
2	依知南放課後児童クラブ	下依知2-7-1	245-6200	依知南小学校
3	北放課後児童クラブ	山際658	246-0310	北小学校
4	荻野放課後児童クラブ	上荻野8	291-2141	荻野小学校
5	三田放課後児童クラブ	三田 515	242-8411	三田小学校
			242-8451	
6	清水放課後児童クラブ	妻田西3-18-1	221-4514	清水小学校
			223-1811	
7	小鮎放課後児童クラブ	飯山南 4-9-1	241-2461	小鮎小学校
8	玉川放課後児童クラブ	七沢150-1	248-0041	玉川小学校
9	南毛利放課後児童クラブ	長谷1094-1	250-0222	南毛利学習支援センター内
			250-0223	
10	相川放課後児童クラブ	岡田5-10-1	228-9901	相川小学校
11	厚木第二放課後児童クラブ	旭町5-38-1	228-0750	厚木第二小学校
			228-0739	
12	緑ヶ丘放課後児童クラブ	緑ヶ丘4-1-1	221-0202	緑ヶ丘小学校
13	戸室放課後児童クラブ	戸室4-4-1	295-5213	戸室小学校
14	愛甲放課後児童クラブ	愛甲西1-17-1	247-6616	愛甲小学校
15	妻田放課後児童クラブ	妻田南1-14-1	221-4414	妻田小学校
16	鳶尾放課後児童クラブ	鳶尾2-12-1	291-2151	鳶尾小学校
17	毛利台放課後児童クラブ	毛利台1-23-1	247-9550	毛利台小学校
18	上荻野放課後児童クラブ	上荻野1429	241-2254	上荻野小学校
19	飯山放課後児童クラブ	飯山4400	241-2895	飯山小学校
20	森の里放課後児童クラブ	森の里1-27-1	248-9981	森の里小学校
21	依知放課後児童クラブ	関口872-1	246-0045	依知小学校
22	戸田放課後児童クラブ	戸田545	228-9900	戸田小学校
23	上依知放課後児童クラブ	上依知1657	246-2886	上依知小学校

地域（民間）放課後児童クラブ

	ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話
1	学童保育なないろのたね水引クラブ	水引2-12-29 YMビル302	225-7717
2	学童保育なないろのたね旭町クラブ	旭町4-3-13 古郡ビル2-CD	227-1998
3	厚木YMCA学童クラブ「あゆの学校」	中町4-16-19	244-4181
4	学童保育ルームぞうさん	恩名3-11-55（光ヶ丘幼稚園内）	222-2561
5	学童クラブ「でんえん」	三田 1303（厚木田園幼稚園内）	223-7543
6	学童ルームくれよんクラブ	飯山南5-28-10	281-8518
7	マイルストーン学童クラブ	上古沢1180-1	247-3460
8	たいよう学園	戸室3-17-10	221-9630
9	AEGアフタースクール	旭町4-1-2 ビジネスゲート本厚木2階	070-1346-3592
10	ASHITA∞キッズ神奈中本厚木	中町3-6-14 MIRAIビル4階	206-4473
11	YOU伸アフタースクール	恩名5-2-44	240-1647
12	放課後児童クラブはろ	上古沢1309	250-1414

待機児童対策放課後児童クラブ

	ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話
1	こぼとKID'Sクラブ妻田	妻田北1-13-14 B棟3階	244-5641

※公設の放課後児童クラブと同様に運営するクラブ（対象は、清水・妻田小学校の児童）

6 子育て日常生活支援事業（おむつ等宅配事業）

担当課 子育て給付課 こども医療・手当係 ☎225-2230

子育て日常生活支援事業（おむつ等宅配事業）	
内容	子どもを産み、育てやすい環境づくりに向けて、お子様を養育している世帯に対し、日常生活用品（紙おむつ、おしりふきシート等）を支給しています。
申請資格	次の条件の全てに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童を養育していること。 ・申請するとき、対象児童が0歳であること。 ・申請するとき、対象児童及び父母等の養育者の住居登録が厚木市内に在り、かつ、同居していること。
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1子目及び2子目 申請月の翌月から12か月間 ・3子目以降 申請月の翌月から対象児童が2歳の誕生日の属する月まで

7 ほっとタイムサポーター事業

担当課 子育て支援センター 子育て支援係 ☎225-2922
(アミューあつぎ8階)

※両方とも事前にお問い合わせください。

ほっとタイムサポーター事業	
内容	産前産後の育児に関する援助、家事に関する支援、育児に関する相談及び助言。
対象	市内在住で、日中他に育児や家事を手助けする親族等がない次のような妊産婦。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠に伴う疾病により医師から安静が必要と診断された方 ・出産後6か月以内（多胎出産の場合は出産後1年以内）の方
利用時間	午前9時から午後5時までのうち、1日1回2時間 <ul style="list-style-type: none"> ・安静が必要と診断されてから出産までの間 ※上限20時間まで（2時間×10回） ・出産後から産後6か月までの間 ※上限20時間まで（2時間×10回） ・多胎出産は出産後1年までの間 ※上限40時間まで（2時間×20回）
利用料金	1回 1,800円（2時間）、サポーターの交通費
助成	利用者の請求により、利用料金の1/3(生活保護受給世帯は全額)を助成します。 また、民間のヘルパーを利用した場合にも基準の範囲内で助成します。

ほっとタイムクーポン券配布事業	
内容	ほっとタイムサポーターが無料で利用できるクーポン券（2時間1,800円）を1枚差し上げます。
対象	出産した世帯 ※ほっとタイムサポーターの利用登録が必要です。
利用の方法	ほっとタイムサポーターを利用の際に、サポーターに1回分の料金としてほっとタイムクーポン券をお渡しください。

第4章 生活に困っている人のために

1 生活保護制度

担当課 生活福祉課 ☎225-2211-2212

生活保護制度	
内容	<p>病気やけが、年をとって仕事ができなくなり、離別や死別で収入がなくなったりするなど、いろいろな事情で生計が苦しくなり、生活に困ることがあります。</p> <p>このようなとき、自分たちの能力や資産などを活用しても、なお生活ができない場合に、一定の基準に従って最低生活に不足する分を国等が保障し、自立を支援する制度です。</p>
保護の要件	<p>生活に困窮したときには、だれでも保護を申請し、利用することができますが、次のようなことを行っていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働ける人は、その能力に応じて働く。 ・資産（預貯金、生命保険、不動産等）は、生活維持のため活用する。 ・親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から、できるだけ援助を受ける。 ・他の制度で受けられる援助・手当を受ける。
保護の決め方と種類	<p>厚生労働大臣の定める保護基準に基づいて年齢、世帯構成などによってその世帯の最低生活費を算出し、この基準とその世帯の収入とを比較して、保護の適用を判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活扶助……衣食・その他の日常生活に必要な費用 ・住宅扶助……家賃・地代・住宅補修等に必要な費用 ・教育扶助……学用品・給食費等義務教育に必要な費用 ・医療扶助……けが・病気の治療等に必要な費用 ・介護扶助……介護サービスを受けるために必要な費用 ・出産扶助……出産のために必要な費用 ・生業扶助……技能習得や高校の就学に必要な費用 ・葬祭扶助……葬祭に必要な費用
生活扶助基準額	<p>(例) 令和5年4月1日(1級地-2) 夫(33歳)、妻(29歳)、子(4歳)の3人世帯で無収入の場合。 生活扶助費 141,930円 ※加算は含みません。 この他に、住宅扶助費等が支給されます。</p>

2 生活困窮者自立支援制度

担当課 福祉総務課 自立支援担当 ☎225-2895

生活困窮者自立支援制度	
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> どのような支援が必要かを相談員と一緒に考え、プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。 離職などにより住居を失った方、また、失うおそれのある方には、就労に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。 子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援を行います。
対象	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方。

3 生活福祉資金貸付制度

担当 社会福祉協議会 援護係 ☎225-2947

所在地 厚木市中町1-4-1(厚木市保健福祉センター5階)

生活福祉資金貸付制度																
対象	<ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯 資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、他から必要な資金の融通を受けることが困難である世帯 障がい者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯 高齢者世帯 日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯 															
貸付条件等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>資金の用途</th> <th>償還期間</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育支援資金</td> <td>高校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費</td> <td>卒業後20年以内</td> <td>学校の種類により変わります。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉資金</td> <td>冠婚葬祭、出産、住居移転等に必要な経費</td> <td>3年以内</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>福祉用具等の購入に必要な経費 通勤、通院、社会参加のための障害者用自動車の購入に必要な経費</td> <td>8年以内</td> <td>1,700,000円 2,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 上記の他に目的に沿った貸付資金があります。 貸付利率は、連帯保証人を立てた場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は年1.5%の有利子です。 償還方法は、原則として月賦返済です。 <p>※その他、諸条件や必要な書類等がありますので、事前にご相談ください。 ※神奈川県社会福祉協議会による貸付審査があります。</p>	資金の種類	資金の用途	償還期間	貸付限度額	教育支援資金	高校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	卒業後20年以内	学校の種類により変わります。	福祉資金	冠婚葬祭、出産、住居移転等に必要な経費	3年以内	500,000円	福祉用具等の購入に必要な経費 通勤、通院、社会参加のための障害者用自動車の購入に必要な経費	8年以内	1,700,000円 2,500,000円
資金の種類	資金の用途	償還期間	貸付限度額													
教育支援資金	高校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	卒業後20年以内	学校の種類により変わります。													
福祉資金	冠婚葬祭、出産、住居移転等に必要な経費	3年以内	500,000円													
	福祉用具等の購入に必要な経費 通勤、通院、社会参加のための障害者用自動車の購入に必要な経費	8年以内	1,700,000円 2,500,000円													

4 緊急援護資金貸付制度

担 当 社会福祉協議会 援護係 ☎225-2947

所在地 厚木市中町1-4-1(厚木市保健福祉センター5階)

緊急援護資金貸付制度	
内容	市内に住所を有し、現に居住する生活困窮世帯で、他からの借り入れが困難で緊急に援護の必要が認められる場合に対し、資金の貸し付けを行います。
貸付条件等	<p>貸付金は、50,000円以内で生活費に要する生活資金です。</p> <ul style="list-style-type: none">・貸付額が30,000円までの場合<ul style="list-style-type: none">① 返済据置期間……貸付日から1か月以内② 償 還 回 数……6回以内③ 償 還 方 法……月払い又は一括払い・貸付額が30,000円を超える場合<ul style="list-style-type: none">① 返済据置期間……貸付日から1か月以内② 償 還 回 数……10回以内③ 償 還 方 法……月払い又は一括払い④ 保 証 人……必要 <p>※貸付利子は無利子です。 ※その他、諸条件や必要な書類等がありますので、事前にご相談ください。</p>

第5章 みんなの幸せのために

1 民生委員・児童委員

担当課 福祉総務課 福祉政策係 ☎225-2200
 社会福祉協議会 地域福祉係 ☎225-2949

民生委員・児童委員	
目的	民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受け、1期3年の任期で地域社会の福祉を増進することを目的とします。
定数	304人 令和5年4月1日現在の内訳（区域担当者273人、主任児童委員31人）
主な職務	<p>〔民生委員・児童委員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の援助を必要としている人たちに対して適切な援助を行うために、常に担当地域内の住民の生活実態の実情を把握します。 ※これは、民生委員・児童委員活動の基本となるもので、最も重要な職務です。 ・援助を必要としている人たちの相談に応じ、助言やそれらの人たちが福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行います。 ・社会福祉事業者又は社会福祉活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援します。 ・主に福祉に関して、事実関係の調査把握や確認を行い、必要に応じて調査書（確認結果）を発行しています。 ※事実確認の困難なもの及び当事者間に利害得失のあるもの等は取り扱いません。 ・福祉事務所などの関係行政機関の業務（社会福祉に関するもの）に協力します。 ・生活福祉資金貸付の相談業務を行います。 <p>〔主任児童委員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉に関する事項を専門的に担当し、次の職務を通して区域担当児童委員の活動に協力します。 ※児童福祉関係機関・施設等との連絡 ※区域担当児童委員への支援活動

2 社会福祉協議会

厚木市社会福祉協議会							
目的	社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、地域福祉を進めることを使命として、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、心ふれあう「福祉のまちづくり」を進めることを目的とした社会福祉法人です。						
地域福祉の推進	市と協働で、地区地域福祉推進委員会の活動支援や地区間の情報交換・連携を図り、地域福祉活動を推進します。						
ボランティアセンター	ボランティア活動推進のため、相談、情報の提供、講座の開催、ボランティアグループ運営費の助成等を行っています。 ・問合せ ボランティアセンター ☎225-2789						
厚木あんしんセンター	高齢者や障がい者で、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理などが一人では適切に理解や判断、意思表示することが困難な方を支援するため、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行います。 ・問合せ 援護係 ☎225-2947						
あつぎしあわせライフサービス	高齢者や身体に障がいのある方、ひとり親家庭などで家事や介助などにお困りの方の負担を少しでも軽減するため、市民の参加と協力により、有料（1時間900円から）でヘルパーを派遣します。 ・問合せ 援護係 ☎225-2947						
福祉有償運送「ひばり号」	1人では公共交通機関を利用して移動することが困難な方が通院や買物など外出できるよう、リフト付きワゴン車を運行しています。（原則付添介助者が必要。年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。 なお、利用される方は、事前に登録が必要となります。登録後、予定日の1か月前から3日前までに電話で予約してください。 ※利用料金 利用者宅から目的地までの距離に応じて次の利用料金がかかります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>走行距離5キロ以内</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>5キロから10キロ以内</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>10キロを超える場合</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table> ※運行範囲は、市内全域及び事務所のある厚木市保健福祉センターから概ね半径20キロの範囲 ・問合せ 援護係 ☎225-2947	走行距離5キロ以内	600円	5キロから10キロ以内	1,200円	10キロを超える場合	1,800円
走行距離5キロ以内	600円						
5キロから10キロ以内	1,200円						
10キロを超える場合	1,800円						
車いすの貸出し	疾病やケガなどにより、一時的に車いすを必要とする方に貸出しを行っています。 ・貸出期間 2か月以内(ただし、1か月の延長ができます。) ・使用料 無料 ・問合せ 援護係 ☎225-2947						

善意銀行及びふれあい基金	<p>善意銀行は、地域福祉推進委員会の支援を始め、広く社会福祉事業に活用しています。</p> <p>ふれあい基金については、市民の方々の善意を積立て、住民福祉活動に役立てるための基金です。</p> <p>・問合せ 総務係 ☎225-2947</p>
災害見舞金の支給	<p>不時の災害等により被害を受けたとき、その罹災世帯に見舞金を支給します。</p> <p>・問合せ 総務係 ☎225-2947</p>
生活福祉資金の貸付け	P. 39参照
緊急援護資金の貸付け	P. 40参照
行旅人に対する貸付け	<p>行旅人に対して、隣接市までの電車賃を貸付けします。</p> <p>・問合せ 援護係 ☎225-2947</p>
賛助会員加入運動	<p>社協組織の強化及び地域福祉活動の充実を図るため、会員の増強に努めています。</p> <p>賛助会員（一般家庭） 年額1口 500円 （法人） 年額1口 1,000円</p> <p>・問合せ 地域福祉係 ☎225-2949</p>
公益事業（喫茶・売店の経営）	<p>保健福祉センターを利用する高齢者、障がい者、ボランティア等福祉関係者の福利厚生を図るため、喫茶・売店の経営を行っています。</p>
障害福祉サービス事業	<p>障害者総合支援法における指定居宅介護事業所として、支援が必要な方に障害福祉サービスを提供しています。</p> <p>※サービス提供時間 月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分（原則）</p> <p>・問合せ 援護係 ☎225-2947</p>
福祉まるごと相談	P. 53参照
成年後見相談	P. 53参照
終活相談	P. 53参照
厚木市権利擁護支援センターあゆさぽ	<p>成年後見制度の総合的な推進を図るとともに、高齢者及び障がい者の権利侵害を解消するため、次の事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進に関すること ・高齢者・障がい者の虐待防止にかかる広報及び啓発活動 <p>・問合せ 援護係 ☎225-2939</p>

3 災害援護

担当課 福祉総務課 福祉政策係 ☎225-2200

災害弔慰金の支給	
対象	法律に定める一定規模以上の暴風雨、洪水又は地震等の自然災害により、死亡した市民の遺族に対し支給します。 また、市パートナーシップ宣誓者の一方が災害により死亡したときは、その者のパートナーに対し支給します。 (死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額)
金額	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者が生計を主として維持していた場合 500万円 ・その他の場合 250万円

災害障害見舞金の支給	
対象	法律に定める一定規模以上の暴風雨、洪水又は地震等の自然災害により、精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対し支給します。
金額	※障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 ・その他の場合 125万円

災害援護資金の貸付け	
対象	法律に定める一定規模以上の暴風雨、洪水又は地震等の自然災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対し貸付けを行います。
金額等	※1世帯当たりの災害援護資金の貸付限度額 <ul style="list-style-type: none"> ・被害の種類及び程度に応じ、150万円から350万円となっています。 ・償還期間 10年(据置期間は、このうち3年) ・利率 3%(据置期間中は無利子)

被災者生活再建支援制度															
対象	法律に定める一定規模以上の災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 住宅が全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。														
支給額	次の2つの支援金の合計額になります。 (一人世帯の場合は、各該当欄の3/4の金額になります。) <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の被害程度に応じて支給する額(基礎支援金) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ・住宅の再建方法に応じて支給する額(加算支援金) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(または100)万円。	被害程度	全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
被害程度	全壊等	大規模半壊													
支給額	100万円	50万円													
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)												
支給額	200万円	100万円	50万円												

災害見舞金の給付

対象	災害救助法及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める災害に該当しない火災、地震及び風水害等の自然災害による被害者に対し給付します。				
見舞金の額	見舞金の額				
	災害の区分	単身世帯	2～3人世帯	4～5人世帯	6人以上の世帯
	住家の全焼、全壊又は流失	20,000円	50,000円	70,000円	100,000円
	住家の半焼又は半壊	15,000円	30,000円	40,000円	50,000円
	住家の床上浸水	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
	死亡又は行方不明	生計中心者の死亡			750,000円
		上記以外の者の死亡			500,000円
6日以上入院加療を要する負傷	1人につき			30,000円	
※上記のほか、日本赤十字社厚木市地区、共同募金会厚木市支会及び厚木市社会福祉協議会からも給付があります。					

自然災害援護資金の給付

対象	災害救助法及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める災害に該当しない地震、風水害等の自然災害を受けた被害者に対し給付します。
金額	住家の改築又は修繕を行う場合には、改築又は修繕に要する4分の1の額（最高25万円）を自然災害援護資金として給付します。

4 避難行動要支援者名簿

担当課 福祉総務課 福祉政策係 ☎225-2200

市が、災害対策基本法に基づき、災害時等に避難支援が必要となる方の名簿を作成し、名簿の対象となった御本人に個人情報や避難支援等関係者に提供することについて同意・不同意の意思確認をします。

同意が得られた方の名簿は、避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援のほか、平常時の日頃の見守り活動等に活用します。

避難行動要支援者名簿	
対象者の要件	① 要介護認定（3～5）を受けている方 ② 下肢又は体幹機能障がい（1級・2級）の方 ③ 視覚障がい（1級・2級）の方 ④ 療育手帳（A1・A2）をお持ちの方で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない方 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない方 ⑥ 小児慢性特定疾病医療（重度認定）を受給している方 ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、本人等が同意した方 ※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とします。
提供の同意について	避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者に事前に提供するため、対象となった御本人から提供に当たっての同意をいただく必要があります。
名簿の提供先について	避難支援等関係者（①自主防災隊、②民生委員・児童委員、③厚木市社会福祉協議会、④地域包括支援センター、⑤障がい者基幹相談支援センター、⑥障がい者相談支援センター、⑦厚木警察署、⑧消防署、⑨消防団）に提供します。
提供する情報について	①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤電話番号、⑥名簿の対象となる要件等です。 なお、提供する情報は、災害時の避難支援や日頃の見守り活動以外の目的には使用しません。

5 社会福祉基金

担当課 福祉総務課 福祉政策係 ☎225-2200

社会福祉基金	
内容	皆様から寄せられた善意の寄附金を、社会福祉基金として積み立てし、また、基金の利子と寄附金を福祉の向上を図るために活用しています。
実績	令和4年度末時点 厚木市社会福祉基金残高 204,325,418円

6 社会福祉大会

担当課 福祉総務課 福祉政策係 ☎225-2200
社会福祉協議会 総務係 ☎225-2947

厚木市社会福祉大会

内容	<p>社会福祉の増進・向上等に功績のあった方、民間社会福祉事業所で介護や看護業務で功労のあった方等を対象に「厚木市社会福祉大会」の中で表彰及び記念品を贈呈します。</p> <p>また、社会福祉に多額な金品等を寄附された方に対しては、感謝状と記念品を贈呈しています。</p> <p>厚木市社会福祉協議会においても同様の顕彰をします。</p>
実績 (令和4年度 第53回大会)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市長表彰 58の個人及び団体 感謝状 1の団体 ・厚木市社会福祉協議会会長表彰 71の個人及び団体 感謝状 8の個人及び団体

7 赤十字

事務局 日本赤十字社神奈川県支部厚木市地区
福祉総務課 福祉政策係 ☎225-2200

日本赤十字社の活動

会員増強運動	<p>毎年5月を赤十字会員増強月間として、全国的に赤十字思想の普及を図り、赤十字会員の増強に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 毎年5月1日～5月31日 ・会費額 年額500円（協力会員）、年額2,000円（会員） ・厚木市地区収納実績額 令和4年度 14,979,655円 																				
その他の活動	<p>国際救援活動、災害救援活動、血液事業、医療事業、社会福祉事業、看護師の養成、救急法などの講習、青少年赤十字活動等、広範な活動をしています。</p> <p>厚木市地区においても、火災、風水害等における見舞金の支給、救急法などの講習会の開催、福祉団体への補助などを行っています。</p>																				
赤十字の 見舞金額	<p style="text-align: center;">災害見舞金の額 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">災害の 区分</th> <th style="text-align: center;">全焼、全壊 又は流失</th> <th style="text-align: center;">半焼、半壊</th> <th style="text-align: center;">死亡</th> <th style="text-align: center;">負傷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">県市区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">厚木市地区</td> <td> 単身世帯 10,000 2人以上の世帯 20,000 </td> <td> 単身世帯 5,000 2人以上の世帯 10,000 </td> <td> 1人につき 20,000 </td> <td> 1人につき 10,000 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神奈川県支部</td> <td>1世帯につき 10,000</td> <td>1世帯につき 10,000</td> <td>1人につき 20,000</td> <td>1人につき 10,000</td> </tr> </tbody> </table>	災害の 区分	全焼、全壊 又は流失	半焼、半壊	死亡	負傷	県市区分					厚木市地区	単身世帯 10,000 2人以上の世帯 20,000	単身世帯 5,000 2人以上の世帯 10,000	1人につき 20,000	1人につき 10,000	神奈川県支部	1世帯につき 10,000	1世帯につき 10,000	1人につき 20,000	1人につき 10,000
災害の 区分	全焼、全壊 又は流失	半焼、半壊	死亡	負傷																	
県市区分																					
厚木市地区	単身世帯 10,000 2人以上の世帯 20,000	単身世帯 5,000 2人以上の世帯 10,000	1人につき 20,000	1人につき 10,000																	
神奈川県支部	1世帯につき 10,000	1世帯につき 10,000	1人につき 20,000	1人につき 10,000																	

8 共同募金

事務局 社会福祉法人神奈川県共同募金会厚木市支会
 (厚木市社会福祉協議会 地域福祉係) ☎ 2 2 5 - 2 9 4 9

共同募金	
内容	「たすけあいの心」を基調とする地域社会の自主的活動によって、民間社会福祉事業を支援するための財源を寄付金として募集し、広く民間福祉活動に配分し、社会福祉の向上に貢献することを願いとしたボランティア活動です。
募金の期間	10月1日～3月31日（厚生労働大臣の告示による）
募金の種類	戸別募金、街頭募金、法人募金、学校募金、職域募金、イベント募金、その他の募金
募金の主な用途	<ul style="list-style-type: none"> ・民間社会福祉施設整備費 ・社会福祉団体活動費 ・災害など緊急時の資金 ・社会福祉協議会活動費 ・年末たすけあい援護資金
支会実績額	令和4年度 13,797,881円
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・年末たすけあい募金は、12月1日から12月31日まで実施されます。 ・NHK歳末たすけあい運動等にも協力しています。
赤い羽根の由来と歴史	<p>今日、共同募金といえば、誰でも「赤い羽根」を思い浮かべるほど、この羽根は浸透してきましたが、ヨーロッパやアメリカでは、昔から正義と勇気の象徴として赤い羽根を頭に飾り、そうすることが大変名誉なことと考えられていました。</p> <p>日本では、昭和23年から街頭における寄付済みの印として使われるようになりました。</p>

9 中国残留邦人等の方々に対する支援

担当課 福祉総務課 自立支援担当 ☎225-2895

中国残留邦人等支援給付事業	
対象要件	<p>①「老齢基礎年金の満額支給」対象者で、世帯の収入が一定基準に満たない方 ※60歳以上65歳未満でまだ老齢基礎年金を受給していない方も含まれます。</p> <p>②平成20年4月1日以前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の方の配偶者で、平成20年4月1日現在で生活保護を受給している方 ※「老齢基礎年金の満額支給」対象者とは、以下の全てに該当する方々です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた方(昭和22年1月1日以降に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれて永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情のあるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます) ・永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している方 ・昭和36年4月1日以降に初めて永住帰国した方 <p>※なお、対象者となるためには、厚生労働省への申請が必要です。</p>
支援給付額	<p>一緒に生活している世帯全員の収入(子ども世帯と同居している場合は子ども世帯の収入も含む)と、国が定めた「生活費の基準(最低生活保護費)」とを比べ、支援給付が必要かどうか決められます。</p>
支援給付の種類	<p>支援給付には以下のものがあり、「生活費の基準(最低生活費)」は中国残留邦人等とその配偶者の生活に必要な支援給付を組み合わせたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援給付 生活に必要な食費や衣類、光熱水費などの費用 ・住宅支援給付 毎月の家賃(一定の限度があります) ・医療支援給付 病院にかかるために必要な費用 ・介護支援給付 介護保険の給付対象となるサービスを受けるために必要な費用 ・出産支援給付 出産に必要な費用 ・生業支援給付 小規模事業を始めるため等の費用 ・葬祭支援給付 葬式の費用
配偶者支援金	<p>支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に配偶者支援金(老齢基礎年金の2/3相当額)を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 特定中国残留邦人等が死亡後に、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者

10 戦没者遺族等の援護

担当課 福祉総務課 福祉政策係 ☎225-2200

戦没者遺族・戦傷病者の援護事業

制度	先の大戦の遺族の方々や、大戦で負傷又は疾病にかかり、今なお障がいをお有する軍人、軍属であった方々や旧軍人、旧軍属等として一定期間勤務して退職した本人又は遺族に対して恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法等に基づく援護制度が定められています。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市遺族会の事業運営等への補助金支給 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者等の父母に対する特別給付金の受付 ※戦傷病者の方が所有する手帳及びNHK受信料の減免等については、神奈川県生活援護課にて手続きを受け付けています。

原子爆弾被爆者慰問金

対象	毎年11月1日現在に厚木市在住（住民登録あり）で、被爆者手帳をお持ちの方
金額	1人 8,000円 （毎年12月上旬頃に申請書類等の御案内を対象者へ発送。申請を受け付け次第、順次交付。）

厚木市戦没者追悼式

内容	数次にわたる戦役において尊い命をささげられた英霊に追悼の意をささげると共に、御遺族の労苦に深く敬意を表するための追悼式典を実施しています。
----	---

11 高齢者・障がい者世帯のごみ収集事業

担当課 環境事業課 業務係 ☎225-2790

愛の一声ごみ収集事業

対象	厚木市内在住の65歳以上の高齢者や障がい者のみの世帯で、原則として世帯全員が要介護2以上に認定されている方の世帯を対象とします。
内容	市職員が対象世帯を訪問し、ごみを回収します。ごみが出ていない場合は、お声を掛けて安否を確認しています。

第6章 うるおいのある生活のために

1 保健福祉センター

(1) 保健福祉センターの概要

所在地	厚木市中町1-4-1
開館時間	平日：午前8時20分～午後9時30分 土日、祝日：午前8時45分～午後9時30分
休館日	年末年始（12月29日～1月3日） 設備点検等による休館日（毎月第3土曜日ほか）

※ 館内の施設によって、業務時間、休業日等が異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

(2) 各階の主な施設

階	施設名称（担当課等）	電話
1階	市民健康部 健康長寿推進課健康医療係	225-2174
	市民健康部 健康長寿推進課保健福祉施設係 市役所連絡所（※住民票等の各種証明書交付）	225-2525
	厚木市歯科保健センター	224-6081
2階	市民健康部 健康づくり課保健第一係 母子健康包括支援センター「ひだまり広場」	225-2597 225-2929
	市民健康部 健康づくり課保健第二係	225-2201
	市民健康部 健康づくり課保健第三係 健康度見える化コーナー（未病センターあつぎ）	225-2203
	厚木市障害者総合相談室ゆいはあと （厚木市障がい者基幹相談支援センター）	225-2904
	児童発達支援センター「ひよこ園」事務室・相談室	225-2245
3階	保健センター(健診エリア)	225-2201
4階	児童発達支援センター「ひよこ園」保育室	225-2245
	厚木市社会福祉協議会ボランティアセンター	225-2789
	厚木市権利擁護支援センターあゆさぼ	225-2939
5階	福祉部 福祉総務課発達支援係 療育相談センター「まめの木」	225-2252
	市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当	225-2980
	厚木市社会福祉協議会	225-2947
	貸館室（会議室501、会議室502）	225-2525
6階	貸館室（ホール）	225-2525

(3) 会議室等の利用

利用施設の概要			
区分	面積(㎡)	附属設備	フロア
会議室501	79	机15台・いす40脚・白板	5階
会議室502	54	机10台・いす20脚・白板	5階
ホール	534	舞台・放送設備・客席400席・バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球用具等	6階
利用時間			
午前9時～午後9時30分(休館日を除く)			
使用料			
区分	料金(1時間につき)	定員	
会議室501	300円	40人	
会議室502	200円	20人	
ホール	2,500円	400人	
申し込み方法			
公共施設予約システムから申込み。 詳しくは担当課までお問い合わせください。			
担当課	健康長寿推進課 保健福祉施設係 ☎225-2525		

※新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴い、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、会議室等の利用を休止しています。ただし、接種事業の進捗により休止期間が変更となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

2 福祉相談事業

担当課等	内 容
福祉まるごと相談 (社会福祉協議会) ☎225-2947 2949	・相談員 福祉相談員及び社会福祉協議会職員 ・相談時間 月曜日～金曜日(年末年始、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ・内 容 福祉全般にわたる相談に応じます。 ・場 所 保健福祉センター 5階
成年後見相談 (社会福祉協議会) ※予約制 ☎225-2939	・相談員 弁護士・司法書士 ・相談時間 毎月第2、第3水曜日 午後1時～午後4時 毎月第3木曜日 午後1時～午後2時 ・内 容 成年後見制度の利用方法や後見人業務の実務 に関する事などの相談に応じます。 ・場 所 保健福祉センター 4階
終活相談 (社会福祉協議会) ※予約制 ☎225-2939	・相談員 司法書士 ・相談時間 毎月第2、第3火曜日 午後1時～午後3時 ・内 容 遺言、相続、任意後見制度、財産管理、死後の 手続きの委任契約に関する事、家族信託など の相談をお受けします。 ・対 象 市内在住の方 ・場 所 保健福祉センター 4階
生活保護相談 (生活福祉課) ☎225-2211 2212 2891 2811	・相談員 福祉相談員及び生活福祉課職員 ・相談時間 午前8時30分～正午 午後1時～午後5時15分 (土・日・祝日及び年末年始を除く) ・内 容 生活保護全般にわたる相談に応じます。 ・場 所 市役所第二庁舎 2階
高齢者・介護相談 (介護福祉課 高齢者支援係) 電話相談可 ☎225-2220	・相談員 福祉相談員 ・相談時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時 (水・土・日・祝日及び年末年始を除く) ・内 容 高齢者の生活、介護全般にわたる相談に応 じます。 ・場 所 市役所本庁舎 2階
ひとり親家庭等相談 (子育て給付課 こども家庭支援係) 電話相談可 ☎225-2241	・相談員 母子・父子自立支援員 ・相談時間 午前8時30分～午後5時 (土・日・祝日及び年末年始を除く) ・内 容 ひとり親家庭等の経済上の問題、子どもの 養育問題等の相談に応じます。 ・場 所 市役所本庁舎 2階
児童虐待・ヤングケ アラー・DV(女性 専用)相談 (家庭相談課) 電話相談可 ☎221-0181 0182	・相談員 こども・女性相談員 (ヤングケアラー・コーディネーター兼務) ・相談時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日及び年末年始を除く) ・内 容 児童虐待・ヤングケアラー・DV全般にわたる 相談に応じます。 ・場 所 市役所第二庁舎 7階

第7章 健康を守るために

1 医療

心身障害者医療費助成	
対象	<p>身体障害者手帳1級から3級までの方 知能指数が50以下と判定された方及び精神障害者保健福祉手帳1級の方 (生活保護、施設利用等で公費負担医療を受けている方を除く) ※身体障害者手帳の交付日、療育手帳の判定日、精神障害者保健福祉手帳の承認日、また、転入の場合は厚木市に転入した日から対象となります。</p>
年齢制限 所得制限	<p>65歳以上で新たに障がい者に認定された方は助成対象外となります。ただし、65歳に達する日前から、障がい者に認定されている方は、助成の対象となります。 所得制限については、本人所得が一定額(扶養家族がない場合は年間360万4千円)以上の方は助成対象外となります。</p>
内容	<p>心身障害者医療証及び健康保険証を医療機関の窓口に表示することにより、医療機関で支払う自己負担額を助成します。(健康保険適用分のみで食事療養費、高額療養費及び保険組合等の附加給付額は除きます。) また、医療機関等で健康保険適用分の医療費をお支払いされた場合は、領収書等必要書類を持参の上、医療費支給申請をすることにより助成が受けられます。</p>
担当課	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎225-2221

子ども医療費助成	
対象	<p>0歳から中学校卒業までの子ども(入院・通院) ※令和5年10月以降、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもへ対象年齢拡大</p>
内容	<p>医療証及び加入保険証を医療機関の窓口に表示することにより、医療機関で支払う自己負担額(健康保険適用分のみで食事療養費等の自己負担分は除く。)を助成します。 なお、医療機関等で医療証が使えないときには、領収書等必要書類を持参の上、医療助成費支給申請をすることにより助成が受けられます。 ※他の医療制度で助成を受けられる方は除く。</p>
担当課	子育て給付課 こども医療・手当係 ☎225-2230

養育医療給付	
対象	指定養育医療機関の医師が、入院養育が必要と認めた乳児 (指定養育医療機関に入院する乳児に限ります。)
内容	市が発行する医療券及び加入保険証を指定養育医療機関に提示することで、入院に係る医療が給付されます。 ただし、おむつ代、差額ベッド代、文書料等の保険適用外の費用は対象外です。 ※給付期間は、最長で満1歳の誕生日の前々日まで。
担当課	子育て給付課 こども医療・手当係 ☎225-2230

不妊治療費助成	
対象	神奈川県が指定した医療機関で、令和4年3月31日以前に治療を開始し、一連の治療の中で保険診療を行っていない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び特定不妊治療に至る過程の一環として行った男性不妊治療が対象となります。
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のいずれか一方が申請日の1年以上前から厚木市に住所を有し、かつ引き続き在住していること ・県要綱による助成の決定を受けていること
内容	<p>神奈川県の実施する不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成対象となる治療に対して、県の助成額を控除した額を、10万円を限度に助成します。助成を受けることのできる回数及び期間は、神奈川県と同じです。</p> <p>なお、他の市町村で実施する助成制度の適用を受けた治療については、助成の対象としません。</p>
担当課	子育て給付課 こども家庭支援係 ☎225-2241

ひとり親家庭等医療費助成

<p>対象</p>	<p>次のいずれかに該当する児童〔18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの方、20歳未満で規則で定める程度の障がいの状態（特別児童扶養手当の支給対象と同程度）にある方又は20歳未満で規則で定める学校（高等学校、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部等）に在学している方〕とその児童の父又は母、養育者（里親等は除く）。（所得制限あり）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・父又は母が死亡した児童 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母が重度の障がいの状態にある児童 ・父又は母の生死が明らかでない児童 ・父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 ・父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・その他（孤児等） </div>
<p>内容</p>	<p>福祉医療証及び加入保険証を医療機関の窓口で提示することにより、医療機関で支払う自己負担額（健康保険適用分のみで食事療養費は除く）を助成します。</p> <p>なお、医療機関等で福祉医療証が使えないときには、領収書等必要書類を持参の上、医療費支給申請をすることにより助成が受けられます。</p> <p>※他の医療制度で助成を受けられる方は除く</p>
<p>担当課</p>	<p>子育て給付課 こども家庭支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 4 1</p>

後期高齢者医療制度			
対象	75歳以上の方及び一定の障がいがある65歳～74歳の方で広域連合の認定を受けた方（生活保護を受けている方は該当しません）		
資格取得日	75歳の誕生日 （一定の障がいがある65歳～74歳の方で広域連合の認定を受けた方は、その認定日）		
内容	対象となる方は、神奈川県後期高齢者医療広域連合の運営する医療制度に加入します。 運営は広域連合が行いますが、申請・届出の受付等は市の窓口で行います。		
給付	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担額 現役並みの所得者・・・3割 一般所得者Ⅱ・・・2割 一般所得者Ⅰ・低所得者・・・1割 ・月毎の医療費が一定の限度額を超えたときは、その分について広域連合から高額療養費として払い戻されます。 ・次のような場合、申請により一部負担金を控除した額が払い戻されます。 <ul style="list-style-type: none"> ※急病など、緊急その他やむを得ない事情で病院等に保険証を提示できなかったとき ※医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき ※コルセット等の治療用装具を作成したとき ※ねんご等で柔道整復師の施術を受けたとき（骨折・脱臼の場合には医師の同意が必要。） ※海外の医療機関で治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く） ※被保険者がお亡くなりになったときは、葬祭を行なった方（喪主）に、申請により葬祭費として5万円が支給されます。 		
保険料	<p>被保険者一人一人に保険料が賦課されます。保険料は、被保険者全員に均等に負担していただく「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。</p> <p style="text-align: center;">※保険料の決まり方（神奈川県内は均一です）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>均等割額 (年額 43,100 円) ※所得額によって軽減があります</p> </td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>所得割額 被保険者の所得額×所得割率 (8.78%)</p> </td> </tr> </table>	<p>均等割額 (年額 43,100 円) ※所得額によって軽減があります</p>	<p>所得割額 被保険者の所得額×所得割率 (8.78%)</p>
<p>均等割額 (年額 43,100 円) ※所得額によって軽減があります</p>	<p>所得割額 被保険者の所得額×所得割率 (8.78%)</p>		
納付方法	保険料の納付方法は、年金から差し引かれる <u>特別徴収</u> と、納付書や口座振替などで納めていただく <u>普通徴収</u> があります。		
保健事業	<p>被保険者を対象に長寿健康診査等を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿健康診査 受診券が郵送されます。（無料） ・人間ドック 事前の申込みが必要です。（年1回 2万円の助成） <p>※長寿健診と人間ドックとの重複利用（受診）はできません。</p>		
担当課	国保年金課 長寿医療係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 3		

2 母子保健

担当課 健康づくり課 保健第一係 ☎225-2597

妊婦健康診査	
対象	妊婦（厚木市妊婦健康診査費用補助券等綴りの交付を受けた方）
会場	実施医療機関
内容	妊娠中に14回以内（多胎妊娠の方は5回分追加）、実施医療機関で受ける定期健診の費用の一部を補助します。
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関専用券（1回目・2回目） 10,000円 ・3回目以降 各回5,000円 多胎妊娠の方 5,000円券を5回分追加交付 健診費用のうち助成額を差し引いた額は自己負担となります。 医療機関で補助券の利用ができなかった場合はお問い合わせください。

産婦健康診査	
対象	産婦（厚木市妊婦健康診査費用補助券等綴りの交付を受けた方）
会場	実施医療機関
内容	産後2週間程度、産後1か月程度に実施医療機関で受診した産婦健康診査の一部を補助します。
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦健康診査費用補助券（1回目・2回目） 5,000円 健診費用のうち助成額を差し引いた額は自己負担となります。 医療機関で補助券の利用ができなかった場合はお問い合わせください。

妊婦歯科健康診査	
対象	妊婦（厚木市妊婦健康診査費用補助券等綴りの交付を受けた方）
会場	実施医療機関
内容	妊娠中1回、実施医療機関で歯科健診等 （歯及び歯周組織の診査、唾液検査、歯科保健・ブラッシング指導）
費用	1,000円（自己負担）

新生児聴覚検査	
対象	聴覚検査の未受検者であって、受検当日、当市に住所を有する生後60日未満の乳児（生まれた日の翌日を生後1日目とします。）
会場	実施医療機関
内容	赤ちゃんが生まれて初めて受けた聴覚検査（初回検査）を、厚木市新生児聴覚検査費用補助券により助成します。
助成額	3,000円（1回限り） 健診費用のうち助成額を差し引いた額は自己負担となります。 保険診療適用分及び赤ちゃんの健康診査料は補助対象外です。 医療機関で補助券の利用ができなかった場合はお問い合わせください。

4か月児健康診査	
対象	生後4か月以上5か月未満の乳児
会場	実施医療機関
内容	問診、身体計測、内科診察、保健指導、栄養指導

8～9か月児健康診査	
対象	生後8か月以上10か月未満の乳児
会場	実施医療機関
内容	問診、身体計測、内科診察、保健指導、栄養指導

1歳6か月児健康診査	
対象	1歳6か月の幼児
会場	保健福祉センター
日にち	原則 第1・2水曜日
内容	問診、身体計測、内科診察、歯科診察、歯科指導、保健指導、栄養指導、心理相談 ※対象者へは個別通知でお知らせします。

2歳6か月児歯科健康診査	
対象	2歳6か月の幼児
会場	実施医療機関
内容	歯科診察、予防処置（必要時）、歯科指導 ※対象者へは個別通知でお知らせします。

3歳6か月児健康診査	
対象	3歳6か月の幼児
会場	保健福祉センター
日にち	原則 第1・2・3金曜日
内容	問診、尿検査、身体計測、視聴覚検査、内科診察、歯科診察、歯科指導、保健指導、栄養指導、心理相談 ※対象者へは個別通知でお知らせします。

乳幼児経過検診	
対象	乳幼児健康診査等の結果、経過的に検診が必要と判断された乳幼児
会場	保健福祉センター
実施回数	身体発育：月1回（予約制） 精神発達：年間6回（予約制）
内容	身体発育や精神発達を中心とした専門医による診察及び相談

離乳食マスターセミナー	
対象	ごっくん教室：離乳食初期の保護者 もぐもぐ教室：離乳食中期の保護者 かみかみ教室：離乳食後期の保護者
会場	保健福祉センター
日時	月3回（各1回）（予約制） 時間 1回目：午前9時30分～午前10時30分 2回目：午前11時～正午 日程は、広報あつぎ等でお知らせします。
内容	離乳食の話と実物の離乳食の展示

わんぱくひろば(幼児育児学級)	
対象	1歳6か月児健康診査や個別相談等の結果グループ体験が必要と思われる幼児（1歳7か月～2歳3か月）と保護者
会場	保健福祉センター
実施回数	月2回(予約制)
内容	心理相談員、保健師、保育士によるグループ指導

親子教室	
対象	個別相談の結果、グループ指導が必要と思われる幼児と保護者
会場	保健福祉センター
日時	月2回／2コース（予約制）
内容	心理相談員、保健師、保育士によるグループ指導

母子健康教育	
内容	母子保健に関する正しい知識の普及、啓発と育児支援を目的に広く市民の関心やニーズに応えるテーマを取り上げた講座を開きます。 ※詳細については、広報あつぎ等でお知らせします。

5歳児健康調査	
対象	5歳となる児童（年中クラス・4歳児クラス相当）
内容	保護者へのアンケート調査を実施し、子どもの「強さ」と「困難さ」の傾向を知ることができるほか、希望者は、専門スタッフによる個別相談を受けることや講演会に参加することができます。

すくすく応援隊	
対象	就学前までの乳幼児と保護者
会場	子育て支援センター「もみじの手」
日時	原則、第3・4月曜日 （※月曜日が祝日等と重なる場合は、日程が変更となります。） 日程は、広報あつぎ等でお知らせします。
内容	管理栄養士・歯科衛生士による乳幼児期の食事や歯磨きについての相談

親子のすこやか相談（幼児個別相談）	
対象	発達、心理及び育児面で支援が必要と思われる幼児と保護者
会場	保健福祉センター
実施回数	月6回（予約制）
内容	心理相談員による個別指導

産婦・新生児訪問指導	
内容	生後4か月までのお子さんとお母さんを対象に、保健師や助産師が御家庭を訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や育児に関する相談等を行います。

訪問指導	
内容	在宅での保健・栄養指導が必要な妊婦と母子に対し、保健師、栄養士が家庭訪問を行い、育児に関する指導・助言や諸制度についての御案内をします。

母子健康手帳の交付	
対象	市内に住所を有する妊婦の方
交付場所	母子健康包括支援センター「ひだまり広場」（保健福祉センター2階） ※母子保健コーディネーター等が母子健康手帳交付時に面談を行います。

すこやかマタニティクラス（両親学級）	
対象	妊婦及びその夫もしくはパートナー
会場	1・3・4回目：保健福祉センター、2回目厚木シティプラザ7階
日時	月4回／1コース（予約制）原則、第1・2・3火曜日、第4土曜日 午前9時30分～午前11時30分
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・1回目：妊娠中の身体のこと、妊娠中の動作、妊娠中の栄養 ・2回目：妊娠中のオーラルケア、マタニティプラネタリウム体験 ・3回目：分娩の兆候、産後の生活、新生児期の赤ちゃんの特徴、赤ちゃんの授乳のこと ・4回目：産後のメンタルヘルス、赤ちゃんが泣いて困ったときお風呂の入れ方・抱き方（体験） ※広報あつぎ等でお知らせします。

べびほっぺ（妊婦支援教室）	
対象	妊婦の方（予約制）
会場	保健福祉センター
日時	個別：随時 集団：年間8回 外部講師による健康教育：年間2回
内容	妊婦とパートナーのつどいの場の提供 ※市ホームページ等でお知らせします。

カンガルークラブ（産後育児支援教室）	
対象	1歳未満及び1歳以上の子どもと保護者（予約制）
会場	保健福祉センター
日時	1歳未満 年間24回（日程により午前開催と午後開催があります。） 午前：午前10時～午前10時45分、午前11時～午前11時45分 午後：午後1時30分～午後2時15分、午後2時30分～午後3時15分 1歳以上 年間6回 午前10時～午前11時30分
内容	子どもと保護者のつどいの場の提供 ※広報あつぎ等でお知らせします。

パンダクラブ（未熟児教室）	
対象	2500g未満で生まれた子どもと保護者（予約制）
会場	保健福祉センター
日時	年間6回 午前10時～午前11時45分
内容	子どもと保護者のつどいの場の提供 ※広報あつぎ等でお知らせします。

スマイルチェリー（多胎児教室）	
対象	双子又は三つ子の子どもたちと保護者、多胎児を妊娠中の方（予約制）
会場	保健福祉センター
日時	月1回 午前10時～午前11時30分
内容	子どもと保護者のつどいの場の提供 ※広報あつぎ等でお知らせします。

産後ケア	
対象	厚木市に住民票のあるお母さんと子ども（生後5か月未満）でいずれかに該当している方（要申請）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・お母さんと赤ちゃんの健康管理や生活相談 ・授乳方法の指導や乳房ケア ・赤ちゃんの体重測定、発育状況の確認 ・沐浴や抱っこ等の育児方法の実技指導等
利用時間	平日の午前10時から同日午後3時までの原則5時間。 ※詳しい利用方法については、健康づくり課へお問い合わせください。
利用料	1回2,500円 ※多胎児の場合も料金は、変わりません。 ※市町村民税非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方は、利用料の減免があります。詳しくは、お問い合わせください。
申請方法	健康づくり課「ひだまり広場」へご連絡ください。サービスの内容の詳細を調整、決定します。

出産・子育て応援事業	
対象	厚木市に住民登録がある妊婦及び産婦
内容	妊娠期から出産・子育てまで一貫した切れ目のない支援をするため、相談支援と経済的支援を一体的に実施します。
助成額	保健師又は助産師による面談を実施した方に支給します。 妊婦一人当たり「出産応援金」(5万円) お子さん一人当たり「子育て応援金」(5万円)

3 予防接種

担当課 健康づくり課 保健第三係 ☎ 2 2 5 - 2 2 0 3

予防接種については、実施医療機関における個別接種となります。

(実施医療機関は、市ホームページを御覧ください。)

(1) 定期予防接種

BCG	
対象	1歳に至るまでの間にある者 (標準的な接種期間は生後5月に達した時から生後8月に達するまで)
接種回数	1回 (標準的な接種期間は生後5月に達した時から生後8月に達するまで)

四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	
対象	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
接種回数と間隔	・1期初回接種=3回 (標準的な接種期間は生後2月に達した時から生後12月に達するまでに20日から56日までの間隔をおく) ・1期追加接種=1回 (初回接種3回終了後6月以上、標準的には12月から18月の間隔をおく)

二種混合(ジフテリア・破傷風)	
対象	11歳以上13歳未満の者 (標準的な接種期間は11歳に達した時から12歳に達するまで)
接種回数	1回 (標準的な接種期間は11歳に達した時から12歳に達するまで) (四種混合の2期として、1回接種)

麻しん(はしか) 風しん	
対象	・1期・・・生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 ・2期・・・5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から該当始期に達する日の前日までの間にある者 (いわゆる年長児) ・5期・・・昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性 (風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く)
接種回数	それぞれ1回

水痘	
対象	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
接種回数と間隔	・3か月以上の間隔をおいて2回 (標準的な接種期間は、1回目の注射は生後12月から生後15月に達するまで、2回目の注射は1回目の注射終了後6か月から12月までの間隔をおく)

日本脳炎	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1期…生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 ・ 2期…9歳以上13歳未満の者
接種回数と間隔	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1期初回接種…2回 (標準的な接種期間は、3歳に達した時から4歳に達するまで) (6日から28日の間隔をおいて2回接種) ・ 1期追加接種…1回 (標準的な接種期間は、4歳に達した時から5歳に達するまで) (初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種) ・ 2期 1回 (標準的な接種期間は9歳に達した時から10歳に達するまで) <p>※平成19年4月1日までに生まれた方で、規定の回数(4回)を接種していない場合は、20歳の誕生日の前日まで定期予防接種として接種可能です。 接種回数・接種間隔等について御不明な点は、健康づくり課までお問い合わせください。</p>

子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス) サーバリックス・ガーダシル・シルガード9	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 小学6年生相当の年齢から高校1年生相当の年齢の女性 ② 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女性で、 ①に該当する以外の方(キャッチアップ接種対象者)
接種回数と間隔	<p>接種回数…3回 接種間隔</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サーバリックス 1月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回接種する。 ○ガーダシル 2月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回接種する。 ○シルガード9 接種開始時の年齢により回数が異なる (標準的な接種期間はいずれの場合も13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間) <p>※子宮頸がん予防ワクチンの接種については、有効性とリスクについて十分に理解した上で御検討ください。</p>

B型肝炎	
対象	生後1歳に至るまでの間にある者
接種回数と間隔	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回…27日以上の間隔をおいて2回 ・ 追加…初回1回目接種終了後139日以上の間隔をおいて1回 <p>(標準的な接種期間は生後2月に至った時から生後9月に至るまで)</p>

Hib(インフルエンザ菌 b 型)	
対象	生後 2 月から生後60月に至るまでの間にある者
接種回数 と間隔	(標準的な接種期間は生後 2 月から生後 7 月に至るまで) <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回接種…生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて 3 回 ・ 追加接種… 1 回 (初回接種終了後、 7 月から13月の間隔をおいて接種) 接種開始が生後 7 月を超えた場合は接種回数が異なる。

小児用肺炎球菌	
対象	生後 2 月から生後60月に至るまでの間にある者
接種回数 と間隔	(標準的な接種期間は生後 2 月から生後 7 月に至るまで) <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回接種=27日以上の間隔をおいて 3 回 ※ただし、初回接種のうち 2 回目及び 3 回目の注射は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない。【追加接種は実施可能】。 また、初回接種のうち 2 回目の注射は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない。【追加接種は実施可能】。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加接種… 1 回 (初回接種終了後、60日以上の間隔で生後12月以降に接種) 接種開始が生後 7 月を超えた場合は接種回数が異なる。

ロタ (ロタリックス・ロタテック)	
対象	①経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン (ロタリックス) 出生 6 週 0 日後から24週 0 日後までの間にある者 ② 5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチン (ロタテック) を使用する者は、 出生 6 週 0 日後から32週 0 日後までの間にある者
接種回数 と間隔	①経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン (ロタリックス) 27日以上の間隔をおいて 2 回経口投与する ③ 5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチン (ロタテック) 27日以上の間隔をおいて 3 回経口投与する (標準的な接種期間はいずれの場合も初回接種については、生後 2 月に至った日から出生14週 6 日後までの間)

インフルエンザ(高齢者)	
対象	予防接種を希望する次のいずれかに該当する方 ・65歳以上の方 ・満60歳～64歳で、心臓や腎臓、呼吸器等の重い病気で日常生活が極度に制限される程度（身体障害者手帳1級相当）の障がい有する方
接種回数	1回
実施期間	例年10月中旬～2月末日
費用負担	接種の際に1,500円負担（ただし、市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方(事前申請が必要)、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除。）

高齢者肺炎球菌	
対象	過去に23価肺炎球菌ワクチン予防接種を受けていない方で、予防接種を希望する次のいずれかに該当する方 ・今年度65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方 ・満60歳～64歳で、心臓や腎臓、呼吸器等の重い病気で日常生活が極度に制限される程度（身体障害者手帳1級相当）の障がい有する方
接種回数	1回
費用負担	接種の際に4,000円負担（ただし、市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方(事前申請が必要)、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除。）

(2) 任意予防接種

風しん	
対象	次のいずれかに該当する方 ・妊娠を希望又は予定している20歳以上の女性 ・妊娠している女性の夫 ・昭和54年4月2日以降に生まれた20歳以上の男性 ・昭和33年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた男性 ただし、風しんワクチンを2回接種したことがある方、風しんに罹患したことがある方、過去に助成を受けた方を除く。 ※助成を希望する方は、健康づくり課に事前申請（電話可）が必要。
接種回数	1回
助成内容	MR（麻しん風しん混合）ワクチン 6,000円 風しん単体ワクチン 4,000円

インフルエンザ（子ども）	
対象	生後半年から小学生以下の子ども
接種回数	2回
実施期間	例年10月中旬～2月末日
助成額	1回につき1,000円（予定） 接種費用のうち助成額を差し引いた額は自己負担となります

（3）臨時予防接種

新型コロナウイルスワクチン	
対象	予防接種を希望する生後半年以上の方 ただし、追加接種については、初回接種完了後3か月経過している方
接種回数	初回接種 2～3回 追加接種 1～2回
実施期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
費用負担	無料

4 成人保健

担当課 健康づくり課保健第二係 ☎225-2201

各種保健事業	内 容
集団健康教育	生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高めるために、保健師、管理栄養士等を講師として講座を開きます。 ※詳細については、広報あつぎ等でお知らせします。
個別健康教育	喫煙者で禁煙を希望する方に対し、個別健康教育のプログラムを用いて個々に合った禁煙指導を3か月間実施します。
健康相談	市内在住の方の健康相談（生活習慣病予防等）に対して、保健師、管理栄養士等が必要な指導、助言を行います。
訪問指導	在宅の方で保健指導が必要と思われる家庭に、保健師、管理栄養士等が訪問し、家庭での生活習慣病予防についての指導をします。

健康診査

対象	医療保険未加入の生活保護利用者等で40歳以上の方
期間	令和5年5月15日～令和6年2月15日
実施方法	施設健診
診査内容	問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図、眼底検査等

肝炎ウイルス検診

対象	40歳以上の方で過去に市が実施する肝炎ウイルス検診を受診していない方
期間	令和5年5月15日～令和6年2月15日
実施方法	施設検診
費用	900円
費用免除	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方は無料 ・市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方（事前申請が必要）、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除 ・肝炎ウイルス検診推進事業により、対象年齢の方は無料

がん検診	
対象	40歳以上（ただし、子宮がん検診は20歳以上の女性、前立腺がん検診は50歳以上の男性）
期間	令和5年5月15日～令和6年2月15日（施設検診） 令和5年7月～12月（集団検診）
種類と費用	<p>胃がん（集団検診）（エックス線検査）・・・1,500円 （施設検診）（内視鏡検査）・・・4,800円 （エックス線検査）・・・4,100円 （リスク検診）・・・1,500円</p> <p>乳がん（マンモグラフィ） （集団検診） 1方向（50歳以上）・・・1,300円 2方向（40歳代）・・・1,800円 （施設検診） 1方向（50歳以上）・・・1,600円 2方向（40歳代）・・・2,100円</p> <p>子宮がん（集団検診）（けい部）・・・1,100円 （施設検診）（けい部）・・・2,000円 ※（体部）・・・3,800円 けい部検査を受けた45歳以上の方のうち、 問診の結果、体部細胞診を必要とする方のみ</p> <p>肺がん・・・500円 ※50歳以上の方で喀痰細胞診検査実施時・・・1,600円</p> <p>大腸がん・・・400円 前立腺がん・・・1,000円 口腔がん（成人歯科健診と同時受診）・・・1,200円 （単独）・・・1,600円</p>
費用免除	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方は無料 ・市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方（事前申請が必要）、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除 ・がん検診推進事業により、「子宮がん検診」、「乳がん検診」及び「大腸がん検診」については、各対象年齢の方は無料

成人歯科健康診査	
対象	40歳以上
期間	令和5年5月15日～令和6年2月15日
実施方法	施設健診
診査内容	現在歯の状況、歯周組織の診査、口腔軟組織の診査、歯列の診査、顎関節の診査、歯槽堤・粘膜の診査 ※要介護者に対する在宅健診あり。
費用	1,000円
費用免除	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方は無料 ・市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方（事前申請が必要）、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除

成人眼科健康診査	
対象	40歳・45歳・50歳・55歳で過去に緑内障と診断されたことがない方
期間	令和5年5月15日～令和6年2月15日
実施方法	施設健診
診査内容	屈折検査、視力検査、眼圧検査、細隙灯顕微鏡検査、眼底検査
費用	2,300円
費用免除	市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方（事前申請が必要）生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除

骨粗しょう症検診	
対象	40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる女性
実施時期	令和5年5月15日～令和6年2月15日
実施方法と費用	施設検診（CXD法） 1,500円
費用免除	市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方（事前申請が必要）、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除

5 健康づくり

事業名等	内 容
健康あつぎ 推進リーダー	健康あつぎ推進リーダー養成講座を受講された方々が、「健康食育あつぎプラン」を推進し、市民の健康保持・増進のため、市と協働して健康づくりに関する講座を企画し、地域で活動します。
あつぎ食育 アドバイザー (食生活改善 推進員)	食生活改善活動及び食育の推進等に必要な知識と実践の技術を習得するために講義・調理実習等を行い、食生活改善推進員の養成を行います。
地区食育 推進事業	食生活改善推進員を対象に食生活改善及び食育の推進のための研修会を行います(年3回)。それを基に食生活改善推進員が市内各地区にて料理講習会を行い、知識や技術の普及活動を展開しています。
あゆコロちゃん 体操指導員 (新あつぎ市民 健康体操指導員)	新あつぎ市民健康体操指導員養成講座を受講された方々が、市民の健康保持・増進を目的に制作した「新あつぎ市民健康体操(あゆコロちゃん体操)」の普及啓発活動を行います。
担当課	健康づくり課 保健第二係 ☎ 2 2 5 - 2 2 0 1

事業名等	内 容
健康・交流の みち	河川堤防等を利用し、歩くコースとして相模川ルート(15.8km)、中津川ルート(6.1km)、荻野川ルート(8.9km)、小鮎川ルート(6.9km)、恩曾川ルート(5.3km)、玉川ルート(10.8km)の6コースを設定、ウォーキングマップを配布しています。
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎ 2 2 5 - 2 1 7 4

6 自殺予防対策

担当課 健康づくり課保健第二係 ☎225-2201

いのちのサポート相談(こころの健康相談)	
内容	自殺予防のため、心に抱える問題解決に向け、臨床心理士による相談を行います。
対象	市内在住者
相談場所	保健福祉センター
日程	予約制、月2回

研修会	
内容	自殺予防や命の大切さを理解するための市民研修会や悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげるゲートキーパーを養成する研修会等を開催しています。

普及啓発	
内容	9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間にキャンペーンの実施、スマートフォンやパソコンで手軽にメンタルヘルスチェックができるシステム(ストレスマウンテンあつぎ)の運営、ストレス対処法や、ゲートキーパーについての出前講座の実施等、自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、偏見をなくし、命の大切さや自殺対策について、市民の理解を促進する事業を行っています。

7 未病施策

二次保健医療圏域内の5市1町1村(厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大和市、愛川町、清川村)で、健康寿命延伸の取組として、手軽に健康チェックができる健康度見える化コーナー(未病センター)を開設し、広域的な健康づくりのきっかけを提供しています。

健康度見える化コーナー(未病センターあつぎ)	
内容	県の「かながわ未病改善宣言」に基づき、保健福祉センターに「健康度見える化コーナー」を開設し、気軽に自身の健康状態をチェックできるほか、健康に関する相談を行います。
場所	保健福祉センター2階
開催時間	平日午前9時～正午、午後1時～午後4時
チェック項目	体組成、血管年齢、骨健康度、握力
担当課	健康づくり課保健第三係 ☎225-2203

8 救急医療

担当課 健康長寿推進課 健康医療係 ☎225-2174

診療科目	内 容
初期救急	入院の必要がない軽症救急患者が対象
内 科 小児科	厚木医師会による休日・夜間急患診療（厚木市休日夜間急患診療所） <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 月～土曜日夜間、日曜日、祝日、年末年始 ・受付時間 <ul style="list-style-type: none"> 月～金曜日 午後7時～午後9時30分 土曜日 午後6時～午後9時30分 日曜日、祝日、年末年始 午前9時～午前11時30分 午後2時～午後4時30分 午後6時～午後9時30分 ・診療所 厚木市メジカルセンター (厚木市水引1-16-45) ・連絡先 ☎297-5199
耳鼻咽喉科	広域による休日耳鼻咽喉科診療 <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 日曜日、祝日、年末年始 ・診療医院 相模・県央ブロックで輪番制 ※ 当番医院情報は、「あつぎ健康相談ダイヤル24」フリーダイヤル ☎0120-31-4156 でお知らせしています。 ※ 受付時間は直接、当番病院へご確認ください。
眼 科	広域による休日眼科診療 <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 日曜日、祝日、年末年始 ・診療医院 県西ブロック、相模原・県央ブロックで輪番制 ※ 当番医院情報は、「あつぎ健康相談ダイヤル24」フリーダイヤル ☎0120-31-4156 でお知らせしています。 ※ 受付時間は直接、当番病院へご確認ください。
歯 科	厚木歯科医師会による休日歯科診療（厚木市歯科保健センター） <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 祝日、お盆期間（8月13日から15日まで）、 年末年始 ・受付時間 祝日、お盆、年末年始：午前10時～午前11時30分、 午後1時～午後4時30分 ・診療所 厚木市歯科保健センター (厚木市中町1-4-1保健福祉センター1階)

二次救急	緊急入院や手術が必要な患者が対象																						
内 科 外 科	<p>厚木病院協会による輪番制診療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 平日夜間、土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ・受付時間 月～金曜日 午後5時～翌日午前9時 土曜日 正午～翌日午前9時 日曜日、祝日、年末年始 午前9時～翌日午前9時 <p>診療病院 次の4病院が輪番制で行います。</p> <table border="1" data-bbox="486 551 1422 1397"> <thead> <tr> <th>曜 日</th> <th>第1当番病院</th> <th>第2当番病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日</td> <td>湘南厚木病院 ☎223-3636</td> <td rowspan="2">月、水、木、土曜日は 東名厚木病院 ☎229-1771</td> </tr> <tr> <td>火曜日</td> <td>愛川北部病院 ☎284-2121</td> </tr> <tr> <td>水曜日</td> <td>(奇数月) 仁厚会病院 ☎221-3330 (偶数月) 湘南厚木病院 ☎223-3636</td> <td>火曜日は 湘南厚木病院 ☎223-3636</td> </tr> <tr> <td>木曜日</td> <td>仁厚会病院 ☎221-3330</td> <td rowspan="2">金曜日は 奇数月＝仁厚会病院 ☎221-3330 偶数月＝湘南厚木病院 ☎223-3636</td> </tr> <tr> <td>金曜日</td> <td>東名厚木病院 ☎229-1771</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>東名厚木病院 ☎229-1771</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日曜日 祝 日 年末年始</td> <td colspan="2">あつぎ健康相談ダイヤル24 (☎0120-31-4156) または市ホームページでご確認ください。</td> </tr> </tbody> </table>	曜 日	第1当番病院	第2当番病院	月曜日	湘南厚木病院 ☎223-3636	月、水、木、土曜日は 東名厚木病院 ☎229-1771	火曜日	愛川北部病院 ☎284-2121	水曜日	(奇数月) 仁厚会病院 ☎221-3330 (偶数月) 湘南厚木病院 ☎223-3636	火曜日は 湘南厚木病院 ☎223-3636	木曜日	仁厚会病院 ☎221-3330	金曜日は 奇数月＝仁厚会病院 ☎221-3330 偶数月＝湘南厚木病院 ☎223-3636	金曜日	東名厚木病院 ☎229-1771	土曜日	東名厚木病院 ☎229-1771		日曜日 祝 日 年末年始	あつぎ健康相談ダイヤル24 (☎0120-31-4156) または市ホームページでご確認ください。	
	曜 日	第1当番病院	第2当番病院																				
月曜日	湘南厚木病院 ☎223-3636	月、水、木、土曜日は 東名厚木病院 ☎229-1771																					
火曜日	愛川北部病院 ☎284-2121																						
水曜日	(奇数月) 仁厚会病院 ☎221-3330 (偶数月) 湘南厚木病院 ☎223-3636	火曜日は 湘南厚木病院 ☎223-3636																					
木曜日	仁厚会病院 ☎221-3330	金曜日は 奇数月＝仁厚会病院 ☎221-3330 偶数月＝湘南厚木病院 ☎223-3636																					
金曜日	東名厚木病院 ☎229-1771																						
土曜日	東名厚木病院 ☎229-1771																						
日曜日 祝 日 年末年始	あつぎ健康相談ダイヤル24 (☎0120-31-4156) または市ホームページでご確認ください。																						
内 科 外 科 小児科	<p>厚木市立病院による診療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 全日 ・受付時間 24時間 ・診療病院 厚木市立病院 ☎221-1570 																						

9 あつぎ健康相談ダイヤル24

あつぎ健康相談ダイヤル24	
相談時間	24時間、年中無休
料金	通話料・相談料無料（フリーダイヤル）
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 健康・医療・介護・育児などの相談 医療機関情報の提供 （近くの医療機関・専門外来・休日夜間の救急外来医療機関）
カウンセラー	医師、看護師、管理栄養士やケアマネージャーなど
電話番号	フリーダイヤル電話 0120-31-4156（さわやか一番よいところ） ※公衆電話及び一部のIP電話からの御利用はできません。 ※発信者番号は通知設定でおかけください。
利用対象	厚木市民
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎225-2174

10 献血

街頭献血	
実施日	各種団体等の協力を得ながら街頭献血を実施しています。
場所	本厚木駅北口広場
時間	午前10時～正午、午後1時45分～午後4時
年齢等	満16歳～満69歳 （65歳以上の方は、60～64歳の間に献血経験がある方。） ※体重・・・男性 45kg以上、女性 40kg以上 ※献血内容によっては、年齢及び体重の基準が異なる場合があります。 ※配車などの都合により実施しない月もあります。

地域献血	
内容	事業所、学校、各種団体等で献血にご協力いただける場合には、移動採血車が出向いて献血を実施します。
時期	通年
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎225-2174

※血液中のコレステロールや総蛋白の検査などの生化学検査や血球計数検査を行い、献血者の健康管理に役立てていただいています。

※献血の詳細については、神奈川県赤十字血液センター湘南事業所（☎228-9907）にお問い合わせください。

11 出産費用貸付制度

出産費用貸付制度	
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所のある人 ・出産した者及び配偶者が市税を完納していること ・出産した者及び配偶者の前年所得の合計額が300万円以下であること
貸付金額	出産児1人につき、15万円以内で審査された額
貸付時期	出産後
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・6か月以内、一括償還または分割償還 ・分割償還の方が転出する場合は、残金一括償還 ※償還期間内は無利子ですが、償還期間が経過した場合違約金が加算されます。
申請手続	申請書、母子健康手帳（写）、保証人の印鑑登録証明書等が必要となります。
その他	事前にお問い合わせください。
担当課	健康づくり課 母子保健係 ☎225-2597

12 地域包括ケア関連相談窓口

在宅医療・介護連携等に関する相談窓口	
内 容	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会をめざし、在宅医療・介護連携等に関する相談支援を行っています。
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター 高齢者の健康、生活、財産、権利など、困りごとに関するよろず相談窓口 連絡先（各地域包括支援センター） ・厚木歯科医師会「在宅歯科地域連携室」 歯科医療に関する相談窓口 連絡先 ☎221-8733 ・厚木市地域包括ケア連携センター（地域包括ケア推進課） 在宅医療・介護連携等に関する相談窓口（専門職向け） 連絡先 ☎225-2130
担当課	地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 ☎225-2047 地域支援係 ☎225-2224

第8章 国民健康保険制度について

1 国民健康保険制度

担当課 国保年金課 ☎225-2120

国民健康保険（国保）は、加入者が納付する保険料等を財源とし、各都道府県が当該都道府県内の市町村とともに運営する医療保険制度です。各職場の健康保険（全国健康保険協会・組合管掌健康保険や共済組合等）の加入者とその被扶養者、生活保護を受けている世帯に属する方、後期高齢者医療制度に加入している方を除いて、すべての方が国保の被保険者となります。

届出を行う際は、次の書類も併せてお持ちください。

- 世帯主の個人番号を確認できる書類
- 加入や脱退等をする方の個人番号を確認できる書類
- 来庁する方の本人確認ができる書類
- 世帯主以外の方が来庁する場合は、委任状などの代理権を確認できる書類
- 保険料の還付がある場合は、印鑑、通帳など振込先の分かるものがが必要です。

(1) 資格

区分	内容
国保加入の届出	<ul style="list-style-type: none"> ○転入したとき <ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書が必要です。 ○職場の健康保険を脱退したとき／職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき <ul style="list-style-type: none"> ・職場の保険を脱退した証明書が必要です。 ○生活保護を受けなくなったとき <ul style="list-style-type: none"> ・保護廃止決定通知書が必要です。 <p>必ず14日以内に国保年金課へ届出をしてください。 国民健康保険被保険者証は原則郵送となります。 転入、入国以外の国保新規加入で運転免許証等により本人（世帯主又は同世帯の方）の確認ができた場合、窓口で交付します。</p>
国保脱退の届出	<ul style="list-style-type: none"> ○転出するとき <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証が必要です。 ○職場の健康保険などに加入したとき／職場の健康保険の被扶養者になったとき <ul style="list-style-type: none"> ・国保と職場の両方の保険証が必要です。 ○生活保護を受け始めたとき <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証と保護開始決定通知書が必要です。 ○死亡したとき <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証が必要です。 <p>必ず14日以内に国保年金課へ届出をしてください。</p>

区 分	内 容
その他の届出	<ul style="list-style-type: none"> ○住所、世帯主、氏名などが変わったとき <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証と本人確認ができる書類が必要です。 ○国民健康保険被保険者証をなくしたとき <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認ができる書類が必要です。 ○修学のため、市外に住むとき <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証と在学証明書又は学生証、住民票(新住所地のもの)が必要です。

(2) 保険料

区分	内容				
国民健康保険料	<p>保険料を納めるのは、国保の加入者であるかに関わらず、各世帯の世帯主です。ただし、保険料は加入者分のみとなります（40歳以上65歳未満の加入者については、介護納付金分保険料も合わせてかかります。）。</p> <p>医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分とも、次の3方式によって定める保険料率等により算出した合計額です。</p>				
	○保険料率等（令和5年度）				
	項目	計算法	医療分	後期分	介護分
	所得割率	前年の所得を基準として算出	6.05%	2.11%	2.14%
	均等割額	加入被保険者一人当たり	23,696円	8,282円	9,777円
	平等割額	一世帯当たり	22,467円	7,852円	6,739円
	賦課限度額		650,000円	220,000円	170,000円
	○納付方法				
	<p>毎年6月に納入通知書を加入世帯の世帯主に送付します。6月を第1期として、翌年3月の第10期まで、年10回の納付となっております。厚木市内に本・支店のある金融機関（ゆうちょ銀行を含む）又はコンビニエンスストアで直接納付していただく自主納付と口座振替のほかに、パソコンや携帯電話、ATMからペイジー（※）を利用したお支払や、クレジットカード（モバイルレジを利用）、LINE Pay、Pay Payなどのスマホアプリによるお支払もできます。</p>				
	<p>※ペイジーとは、金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキングやペイジー対応のATMから納付できるサービスです。</p>				
<p>なお、65歳以上75歳未満の世帯主の方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方は、年金から、保険料を差し引いて納めていただくこと（特別徴収）になります。</p>					
<p>① 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。</p> <p>② 世帯主の介護保険料が特別徴収されていること。</p> <p>③ 特別徴収の対象となる公的年金（複数の年金を受給している場合は、政令で定められた優先順位によるいずれか一種類の年金）の年額が18万円以上であり、国民健康保険料と介護保険料を合わせてその年金支給額の1/2を超えないこと。</p>					
○保険料の納付相談					
<p>災害、失業、病気等により保険料の納付が困難になったときには、申請により保険料の分割納付、減免が認められる場合があります。早めに国保年金課までご相談ください。</p>					

(3) 給付

被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、国民健康保険が必要な保険給付を行います。

区分	内容												
療養の給付	<p>病院等にかかる場合、費用額から給付割合を差し引いた一部負担金を払うだけで治療を受けることができます。</p> <p>○給付割合</p> <table border="0"> <tr> <td>小学校以上70歳未満</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>小学校就学前</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>8割（現役並み所得者7割）</td> </tr> </table>	小学校以上70歳未満	7割	小学校就学前	8割	70歳以上	8割（現役並み所得者7割）						
小学校以上70歳未満	7割												
小学校就学前	8割												
70歳以上	8割（現役並み所得者7割）												
入院時食事（生活）療養費	<p>入院時の食事については、患者が一定額（標準負担額）を支払い、残りを国保が負担します。</p> <p>○標準負担額（1食当たり）</p> <table border="0"> <tr> <td>① 住民税課税世帯</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>② 住民税非課税世帯（90日までの入院）</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>（90日を超える入院）</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>③ 住民税非課税世帯で所得が一定基準に満たない70歳以上の方</td> <td>100円</td> </tr> </table> <p>※②と③の方は、「標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので申請してください。</p> <p>○申請に必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証 90日を超える入院は、入院日数を証明できる領収書等 <p>○その他</p> <p>「標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示せずに支払いをした場合、保険者が認めたときは差額を支給する場合があります。</p> <p>※申請には領収書・印鑑（世帯主以外の口座に振り込む時）・世帯主名義の振込先がわかるものが必要です。</p>	① 住民税課税世帯	460円	② 住民税非課税世帯（90日までの入院）	210円	（90日を超える入院）	160円	③ 住民税非課税世帯で所得が一定基準に満たない70歳以上の方	100円				
① 住民税課税世帯	460円												
② 住民税非課税世帯（90日までの入院）	210円												
（90日を超える入院）	160円												
③ 住民税非課税世帯で所得が一定基準に満たない70歳以上の方	100円												
療養費	<p>次のような場合は、一度全額自己負担となりますが、その後申請に基づき、自己負担分を除いた額を支給します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>こんなとき</th> <th>申請に必要なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急病など、緊急その他やむをえない理由で、医療機関に保険証を提示できなかったとき</td> <td>診療報酬明細書（レセプト） 領収書</td> </tr> <tr> <td>コルセットなどの補装具を購入したとき（医師が必要と認めた場合のみ）</td> <td>補装具を必要とした医師の証明書 費用の明細がわかる領収書等</td> </tr> <tr> <td>はり・きゅう、マッサージの施術を受けたとき（医師が必要と認めた場合のみ）</td> <td>はり・きゅう、マッサージ支給申請書 領収書 医師の同意書</td> </tr> <tr> <td>接骨院にかかったとき</td> <td>施術内容と費用の明細がわかる領収書等</td> </tr> <tr> <td>輸血のための生血の費用を負担したとき（親族から血液を提供された場合を除く）</td> <td>医師の理由書か診断書 輸血用生血液受領証明書 輸血提供者の領収書</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国民健康保険被保険者証、印鑑（世帯主以外の口座に振り込む時）、世帯主名義の振込先のわかるものは、いずれの場合にも必要です。</p>	こんなとき	申請に必要なもの	急病など、緊急その他やむをえない理由で、医療機関に保険証を提示できなかったとき	診療報酬明細書（レセプト） 領収書	コルセットなどの補装具を購入したとき（医師が必要と認めた場合のみ）	補装具を必要とした医師の証明書 費用の明細がわかる領収書等	はり・きゅう、マッサージの施術を受けたとき（医師が必要と認めた場合のみ）	はり・きゅう、マッサージ支給申請書 領収書 医師の同意書	接骨院にかかったとき	施術内容と費用の明細がわかる領収書等	輸血のための生血の費用を負担したとき（親族から血液を提供された場合を除く）	医師の理由書か診断書 輸血用生血液受領証明書 輸血提供者の領収書
こんなとき	申請に必要なもの												
急病など、緊急その他やむをえない理由で、医療機関に保険証を提示できなかったとき	診療報酬明細書（レセプト） 領収書												
コルセットなどの補装具を購入したとき（医師が必要と認めた場合のみ）	補装具を必要とした医師の証明書 費用の明細がわかる領収書等												
はり・きゅう、マッサージの施術を受けたとき（医師が必要と認めた場合のみ）	はり・きゅう、マッサージ支給申請書 領収書 医師の同意書												
接骨院にかかったとき	施術内容と費用の明細がわかる領収書等												
輸血のための生血の費用を負担したとき（親族から血液を提供された場合を除く）	医師の理由書か診断書 輸血用生血液受領証明書 輸血提供者の領収書												

区 分	内 容
療養費	<p>※国民健康保険を取り扱う接骨院で施術を受けた場合、通常は医療機関と同様に、一部負担金の支払で済みますので、手続は不要です。</p> <p>※療養費は医療処置が適切であったか、審査機関（神奈川県国民健康保険団体連合会）による審査が必要になりますので、申請から支給まで2、3か月かかります。</p> <p>※費用を支払った日の翌日から起算して2年を経過すると時効となり、支給されませんのでご注意ください。</p> <p>※医師の同意のない単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は、療養費（保険診療）の対象になりません。</p>
海外療養費	<p>海外で疾病、負傷した場合の費用を療養費として支給します。疾病等の範囲は、その医療行為が国内で認められる場合に限られます。治療目的の渡航の場合はこの制度の対象外となります。</p> <p>○給付割合 療養の給付と同じ</p> <p>○申請に必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 診療内容明細書（日本語の翻訳文を添付） ② 領収明細書（日本語の翻訳文を添付） ③ 国民健康保険被保険者証 ④ 渡航事実の確認ができるもの（パスポート等） ⑤ 印鑑（世帯主以外の口座に振り込む時） ⑥ 世帯主名義の振込先がわかるもの <p>※海外療養費の額は、基本的には、日本の病院等で同様の疾病等について療養の給付等を受けた場合の額を標準額として決定します。具体的には、標準額と比べ実費額が多い場合は標準額から被保険者の一部負担金を控除した額、少ない場合は実費額から被保険者の一部負担金を控除した額を支給します。</p> <p>※詳しくは、渡航前に国保年金課までご相談ください。</p>

区 分	内 容																																							
高額療養費	<p>国民健康保険被保険者が病院等で受診したときに支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた額が支給されます。</p> <p>○一部負担金の計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月ごとに計算（月の初日から末日までを1か月として計算）。 ・病院・診療所ごとに計算。 ・同じ病院等でも入院と外来は別に計算。 ・歯科は別に計算。 ・差額ベッド料等、保険診療の対象とならないものは除く。 ・入院時の食事代の標準負担額は除く。 <p>※70歳以上の方は、病院、診療所、歯科の区別なく、合算。</p> <p>○高額療養費の自己負担限度額 （表1）70歳未満の自己負担限度額（月額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所得区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">自己負担限度額の計算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア</td> <td style="text-align: center;">252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%</td> <td style="text-align: center;">【140,100円】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td style="text-align: center;">167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%</td> <td style="text-align: center;">【93,000円】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td style="text-align: center;">80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%</td> <td style="text-align: center;">【44,400円】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ</td> <td style="text-align: center;">57,600円</td> <td style="text-align: center;">【44,400円】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オ</td> <td style="text-align: center;">35,400円</td> <td style="text-align: center;">【24,600円】</td> </tr> </tbody> </table> <p>（表2）70歳以上75歳未満の自己負担限度額（平成30年8月以降）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">外来（個人単位）の限度額</th> <th style="text-align: center;">外来+入院（世帯単位）の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現役並みⅢ（課税所得690万円以上）</td> <td style="text-align: center;">252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%</td> <td style="text-align: center;">【140,100円】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現役並みⅡ（課税所得380万円以上）</td> <td style="text-align: center;">167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%</td> <td style="text-align: center;">【93,000円】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現役並みⅠ（課税所得145万円以上）</td> <td style="text-align: center;">80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%</td> <td style="text-align: center;">【44,400円】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般</td> <td style="text-align: center;">18,000円 (年間上限額144,000円)</td> <td style="text-align: center;">57,600円 【44,400円】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低所得者Ⅱ</td> <td style="text-align: center;">8,000円</td> <td style="text-align: center;">24,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低所得者Ⅰ</td> <td style="text-align: center;">8,000円</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各区表いずれも、【】内は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額です。また、年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。</p>	所得区分	自己負担限度額の計算		ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	【140,100円】	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	【93,000円】	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	【44,400円】	エ	57,600円	【44,400円】	オ	35,400円	【24,600円】	区 分	外来（個人単位）の限度額	外来+入院（世帯単位）の限度額	現役並みⅢ（課税所得690万円以上）	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	【140,100円】	現役並みⅡ（課税所得380万円以上）	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	【93,000円】	現役並みⅠ（課税所得145万円以上）	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	【44,400円】	一 般	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 【44,400円】	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円
	所得区分	自己負担限度額の計算																																						
	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	【140,100円】																																					
	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	【93,000円】																																					
	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	【44,400円】																																					
	エ	57,600円	【44,400円】																																					
	オ	35,400円	【24,600円】																																					
	区 分	外来（個人単位）の限度額	外来+入院（世帯単位）の限度額																																					
	現役並みⅢ（課税所得690万円以上）	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	【140,100円】																																					
	現役並みⅡ（課税所得380万円以上）	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	【93,000円】																																					
現役並みⅠ（課税所得145万円以上）	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	【44,400円】																																						
一 般	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 【44,400円】																																						
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																																						
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円																																						

区 分	内 容
高額療養費	<p>《計算方法》</p> <p>① 70歳以上75歳未満の方に係る外来の医療費の一部負担金を個人単位で合算して、個人ごとの限度額を超えた分を支給します。</p> <p>② 70歳以上75歳未満の方に係る医療費の一部負担金を世帯単位で合算して、世帯ごとの限度額を超えた分を支給します。</p> <p>③ 同じ世帯で70歳以上75歳未満の方に係る医療負担額と70歳未満の方に係る医療費の一部負担金(21,000円以上のものに限る)を合算し、(表1)の限度額を超えた分を支給します。</p> <p>※限度額等は国民健康保険加入者の所属する世帯の所得によって区分されます。基準となる所得は1月～7月診療分は前々年、8月～12月診療分は前年の所得になります。ただし、所得の申告をしていないと上位所得世帯となりますので、所得のない方でも必ず住民税の申告をしてください。</p> <p>※アは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が901万円を超える世帯。</p> <p>※イは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超えて901万円以下の世帯。</p> <p>※ウは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が210万円を超えて600万円以下の世帯。</p> <p>※エは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が210万円以下の世帯。</p> <p>※オは、住民税非課税世帯。</p> <p>※現役並み所得者は、国民健康保険に加入している70歳以上の被保険者で、住民税課税所得145万円以上の方が同一世帯に1人でもいる方。</p> <p>※70歳以上の国保被保険者の収入の合計が520万円(単身の場合383万円)未満の場合は、申請により一般(2割負担)に変更できます。</p> <p>※低所得者Ⅱは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)。</p> <p>※低所得者Ⅰは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算。給与所得がある場合は給与所得から10万円を控除)を差し引いたときに0円となる方。</p> <p>※高額療養費の申請は、診療月の翌月の1日から起算して、2年を過ぎると受付できません。</p> <p>※高額療養費は、病院等からの診療報酬明細書(レセプト)をもとに計算しますので、実際に病院等に支払った一部負担金とは異なる場合があります。</p> <p>※75歳到達月の限度額は、本来額の1/2の額となります。(1日生まれを除く)</p> <p>※会社都合及び正当な理由による自己都合での離職(非自発的失業)をした方については、給与所得を一定の期間100分の30とみなして区分判定します。</p>

区 分	内 容
高額療養費	<p>《限度額適用認定証》 診療時に、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院等へ提示することにより、病院等の窓口での自己負担額が世帯の所得状況に応じた限度額までで済むようになります。</p> <p>○対象 国民健康保険料を滞納していない世帯の方で、70歳未満の方、70歳以上で住民税非課税世帯の方及び70歳以上の現役並み所得者で住民税課税所得が145万円以上690万円未満世帯の方</p> <p>○申請に必要なもの ① 本人確認ができる書類 ② 住民税非課税世帯の方で、入院日数が90日を超える場合は、それを証明できる領収書等</p> <p>※月の途中で申請されても、原則申請月の1日から有効の証を交付します。 ※70歳以上の方で一部負担金の割合が2割の方（非課税世帯の方を除く）と、課税所得690万円以上の方は、交付されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が限度額適用認定証と同じ役割を果たします。</p> <p>《高額療養費受領委任払制度》 国民健康保険料を滞納していない世帯の方で、医療費の一部負担金の支払いが困難な場合、自己負担限度額だけを病院等に支払い、申請して受け取るべき高額療養費の受領を病院等へ委任し、後日支給額が決定したときに、市が直接病院等へ支払う制度です。</p> <p>○申請に必要なもの ① 国民健康保険被保険者証 ② 医療機関等からの請求書</p>

高額介護合
算療養費

同一世帯における「国民健康保険の自己負担額」と「介護保険の利用者負担額」の1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）の合計額が自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた額が支給されます。

○自己負担限度額

世帯全体又は70歳未満の世帯

所得区分	自己負担限度額
ア	212万円
イ	141万円
ウ	67万円
エ	60万円
オ	34万円

70歳以上75歳未満

所得区分	自己負担限度額
現役並みⅢ	212万円
現役並みⅡ	141万円
現役並みⅠ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円※1

※所得区分は、高額療養費の区分と同様です。P. 83～P. 84を参照してください。

※1 介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は31万円

区 分	内 容
移送費	<p>病気やケガなどで移動が困難な方が、医師の指示によりやむを得ず他の病院等に移送されたときなどに、その移送に要した費用が審査の上、認められた場合に支給します。</p> <p>○支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用から算定した額</p> <p>○支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移送の目的が、医師の指示により医療上必要な治療を施すことにあり、かつ保険診療として適切であること ・ 自力による移動が困難なこと ・ 患者の症状からみて、直ちに診療を受けなければならない緊迫した状態が生じていること <p>○申請に必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 移送を必要とする医師の意見書 ② 移送の内容がわかる明細書 ③ 費用の明細がわかる領収書 ④ 国民健康保険被保険者証 ⑤ 印鑑（世帯主以外の口座に振り込む時） ⑥ 世帯主名義の振込先がわかるもの
第三者行為の届出	<p>交通事故など第三者によって受けたケガの治療費について、加害者から賠償が遅れる場合等は届出により国民健康保険を利用することができます。国民健康保険が保険給付費分を一時的に立て替えますが、後から加害者に請求します。</p> <p>加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国民健康保険が使えなくなります。示談をする前に、必ず国保年金課に相談してください。</p>

区 分	内 容
出産育児一時金	<p>国民健康保険の加入者が分娩したとき、出産児一人につき50万円を世帯主に対して支給します。妊娠85日（12週）以上であれば、死産・流産でも支給します。</p> <p>※他の健康保険等から出産育児一時金に相当する給付を受ける場合は、国民健康保険から出産育児一時金は支給しません。</p> <p>○出産育児一時金直接支払制度を利用する場合 医療機関等の窓口で国民健康保険被保険者証の提示をし、直接支払制度を利用する旨の合意文書を医療機関等と取り交わすことで、医療機関等に直接、出産育児一時金の支給額を支払います。なお、分娩費用が50万円を下回った場合は、その差額分について国保年金課の窓口で支給手続きを行ってください。</p> <p>○出産育児一時金直接支払制度を利用しない場合 分娩にかかった費用を医療機関等に先に支払い、後から出産育児一時金を国保年金課に請求してください。</p> <p>○申請に必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険被保険者証 ② 母子健康手帳 ③ 直接支払制度を利用しない旨の合意文書（原本） ④ 医療機関等が発行した領収明細書 ⑤ 振込先のわかるもの（世帯主名義） <p>※直接支払制度が利用できない場合等御不明な点は、国保年金課までご相談ください。</p>
葬祭費	<p>国民健康保険の加入者が亡くなったとき、葬祭を行った方に対し葬祭費として50,000円を支給します。</p> <p>○申請に必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 亡くなった方の国民健康保険被保険者証 ② 葬儀費用負担者の振込先がわかるもの ③ 葬儀代の領収書、会葬礼状等

区 分	内 容
一部負担金の減額・免除・徴収猶予	<p>国民健康保険では、災害等により資産に重大な損害を受けた場合や事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減った場合など、特別な理由で一時的に一部負担金を支払うことが困難な場合に、一部負担金を減額・免除、徴収猶予する制度があります。</p> <p>○対象となる世帯</p> <p>国民健康保険の被保険者で、次のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困窮し、一部負担金の支払が困難な世帯</p> <p>① 地震、風水害、火災、その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により死亡し、若しくは心身に障がいを受けたとき又は資産に重大な損害を受けたとき。</p> <p>② 事業若しくは業務の休廃止又は失業により、収入が著しく減少したとき。</p> <p>③ 干ばつ、冷害又は凍霜害等による農作物の不作、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の事実が発生した月から6か月を経過していないこと。 ・国民健康保険料に滞納がないこと。ただし、分納納付により計画的に納付されている場合及び国民健康保険料の滞納について特別な事情が認められる場合は、この限りではありません。 <p>○減免の基準</p> <p>実収月額（生活保護法の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額）が基準生活費（生活保護法による保護の基準に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準を用いて算出した額に10分の11を乗じて得た額）の120パーセント以下の場合に減免等の対象となります。また、災害により居住する家屋が半壊又は半焼以上の損害を受けたときは免除の対象となります。</p> <p>○その他</p> <p>本人又はその家族の方の収入、資産の申告をしていただきます。審査の結果、一定基準以上の収入、資産がある場合は対象となりません。</p>

(4) 保健

区 分	内 容
<p>特定健康診査 特定保健指導</p>	<p>【特定健康診査】 糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満、代謝異常、高血圧が合併した状態）に着目した健診です。</p> <p>○対象 40歳～74歳の厚木市国民健康保険加入者 ○期間 令和5年5月15日～令和6年2月15日 ○実施方法 施設健診 ○自己負担額 ・40歳～69歳 1,500円 ・70歳以上 無料 ・市民税非課税世帯 無料（事前に申請が必要です。）</p> <p>○診査内容 （基本的な項目） 質問票（服薬、喫煙歴等）、身体診察、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、血圧、尿検査（糖、蛋白）、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLまたはNon-HDLコレステロール、AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）、血糖、HbA1c、血清クレアチニン、尿潜血、尿酸値 （詳細な健診項目） 心電図、眼底検査、貧血検査 ※医師が必要と判断した場合に実施。</p> <p>○その他 国保年金課で実施する人間ドック助成事業を利用された方（又は申込み済みの方）は対象外です。</p> <p>【特定保健指導】 特定健康診査等の結果を基に、対象者の階層化を行い、それぞれのライフスタイルに合わせた保健指導を実施します。</p> <p>○対象 特定健康診査を受診された方、国保年金課で実施する人間ドック助成事業を利用した方 ○実施方法 国が示す基準により階層化し、「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」を行います。</p> <p>○その他 ・保健指導対象の方には、通知等で御案内します。 ・「情報提供」は受診者全員に結果説明と併せて健診実施機関で、「動機付け支援」、「積極的支援」は、国保年金課（委託機関を含む）又は健診実施機関で実施します。</p>

区 分	内 容																																																																				
人間ドック 助成事業	<p>国民健康保険料を滞納していない世帯の20歳以上の方が厚木市指定の人間ドックの健診内容を全て受診し、受診後の健診結果の提供に同意いただける場合、助成金の申請ができます。</p> <p>健診機関に人間ドックの予約をした後、国保年金課へ電話又は電子申請システムで申し込んでください。要件などを審査した上で助成決定者に助成券を交付します。</p> <p>○助成金額 20歳～39歳：25,000円を限度 40歳～74歳：20,000円を限度 ※年齢は受診年度到達年齢です。 75歳以上は後期高齢者医療制度の対象になります。 ※いずれも年度内1人1回限りです。</p> <p>○助成方法 指定健診機関で受診する場合は、助成券を提出することで助成金額を差引いた支払金額になります。 指定健診機関以外で受診する場合は、全額を支払い、後日、国保年金課へ助成金交付申請をしてください。(健診結果等書類の提出も必要です) ※ 特定健康診査との重複受診はできません。</p>																																																																				
	(50音順)																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 1081 485 1122">No.</th> <th data-bbox="485 1081 970 1122">指定健診機関名</th> <th data-bbox="970 1081 1257 1122">所在地</th> <th data-bbox="1257 1081 1420 1122">電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>厚木消化器内科クリニック</td> <td>妻田南1-16-36</td> <td>223-1155</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>厚木佐藤病院</td> <td>小野759</td> <td>247-1211</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>かとうクリニック</td> <td>旭町4-1-6-1</td> <td>220-0330</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>神奈川県厚生農業協同組合連合会 保健福祉センター</td> <td>酒井3132</td> <td>229-3731</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>亀田森の里病院</td> <td>森の里3-1-1</td> <td>247-2121</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>近藤病院</td> <td>東町3-3</td> <td>221-2375</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>笹生循環器クリニック</td> <td>旭町5-47-1</td> <td>227-1919</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>湘南厚木病院</td> <td>温水118-1</td> <td>223-7815</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>仁厚会病院</td> <td>中町3-8-11</td> <td>221-3330</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>東名厚木メディカルサテライト クリニック</td> <td>船子224</td> <td>229-1937</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>徳川ファミリークリニック</td> <td>上依知3002</td> <td>281-8651</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>南毛利内科</td> <td>愛甲2-11-9</td> <td>270-6661</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>ヘルスケアクリニック厚木</td> <td>旭町1-25-1 3階</td> <td>227-1131</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>本厚木メディカルクリニック</td> <td>泉町3-14 3階</td> <td>227-6211</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>山口胃腸科クリニック</td> <td>中町3-18-19 5階</td> <td>222-0526</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>愛川北部病院</td> <td>愛川町角田281-1</td> <td>284-2323</td> </tr> </tbody> </table>	No.	指定健診機関名	所在地	電 話	1	厚木消化器内科クリニック	妻田南1-16-36	223-1155	2	厚木佐藤病院	小野759	247-1211	3	かとうクリニック	旭町4-1-6-1	220-0330	4	神奈川県厚生農業協同組合連合会 保健福祉センター	酒井3132	229-3731	5	亀田森の里病院	森の里3-1-1	247-2121	6	近藤病院	東町3-3	221-2375	7	笹生循環器クリニック	旭町5-47-1	227-1919	8	湘南厚木病院	温水118-1	223-7815	9	仁厚会病院	中町3-8-11	221-3330	10	東名厚木メディカルサテライト クリニック	船子224	229-1937	11	徳川ファミリークリニック	上依知3002	281-8651	12	南毛利内科	愛甲2-11-9	270-6661	13	ヘルスケアクリニック厚木	旭町1-25-1 3階	227-1131	14	本厚木メディカルクリニック	泉町3-14 3階	227-6211	15	山口胃腸科クリニック	中町3-18-19 5階	222-0526	16	愛川北部病院	愛川町角田281-1	284-2323
	No.	指定健診機関名	所在地	電 話																																																																	
	1	厚木消化器内科クリニック	妻田南1-16-36	223-1155																																																																	
	2	厚木佐藤病院	小野759	247-1211																																																																	
	3	かとうクリニック	旭町4-1-6-1	220-0330																																																																	
	4	神奈川県厚生農業協同組合連合会 保健福祉センター	酒井3132	229-3731																																																																	
	5	亀田森の里病院	森の里3-1-1	247-2121																																																																	
	6	近藤病院	東町3-3	221-2375																																																																	
	7	笹生循環器クリニック	旭町5-47-1	227-1919																																																																	
	8	湘南厚木病院	温水118-1	223-7815																																																																	
	9	仁厚会病院	中町3-8-11	221-3330																																																																	
	10	東名厚木メディカルサテライト クリニック	船子224	229-1937																																																																	
	11	徳川ファミリークリニック	上依知3002	281-8651																																																																	
	12	南毛利内科	愛甲2-11-9	270-6661																																																																	
13	ヘルスケアクリニック厚木	旭町1-25-1 3階	227-1131																																																																		
14	本厚木メディカルクリニック	泉町3-14 3階	227-6211																																																																		
15	山口胃腸科クリニック	中町3-18-19 5階	222-0526																																																																		
16	愛川北部病院	愛川町角田281-1	284-2323																																																																		

第9章 国民年金制度について

1 国民年金制度

担当課 国保年金課 国民年金係 ☎225-2121

国民年金制度は、全ての方に生涯にわたって基礎年金を支給するとともに、病気や事故で障がいが残ったときや、生計維持者が死亡したときの不測の事態に備える社会保険制度です。

区 分	内 容
国民年金に加入する方	<p>日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。</p> <p>◎加入者は次の3種類に分けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1号被保険者 自営業、農業、自由業、無職、学生などで、20歳以上60歳未満の方 ○第2号被保険者 厚生年金に加入している会社員、公務員など ○第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方 <p>◎希望すれば加入できる方（任意加入被保険者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外に住む20歳以上65歳未満の日本人 ○日本国内に住む60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない方 ○昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になっても受給資格期間を満たせず、70歳までの期間で受給権が確保できる方
国民年金保険料	<p>第1号被保険者と任意加入被保険者は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めることになっています。</p> <p>◎保険料額（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額保険料 月額16,520円 ・付加保険料 月額400円（希望者のみ） <p>（将来、少しでも多くの年金を希望する方は、手続きをすれば定額保険料に付加保険料を上乗せして納付することができます。）</p> <p>※ 第2号被保険者は、厚生年金等に加入しているため、国民年金保険料を納める必要はありません。</p> <p>※ 第3号被保険者は、配偶者が加入している年金制度から拠出されるため、国民年金保険料を納める必要はありません。</p> <p>国民年金保険料の納付が困難なとき</p> <p>◎保険料の免除制度</p> <p>保険料の免除には、法で定められた要件に該当する法定免除と、申請して承認されると免除となる申請免除があります。</p>

区 分	内 容
国民年金保険料	<p>法定免除</p> <p>第1号被保険者が、次のいずれかに該当したときに届け出れば、その間の保険料は免除されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害基礎年金又は被用者年金制度の障害年金（1級、2級）の受給権者になったとき ② 生活保護法による生活扶助を受けているとき ③ 厚生労働省令で定める施設に入所しているとき <p>申請免除</p> <p>申請免除には、所得に応じて「全額免除」・「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」の4段階があります。</p> <p>「申請者（被保険者）」、「申請者（被保険者）の配偶者」、「世帯主」のそれぞれが、前年所得などの定められた基準に該当する場合、日本年金機構が審査して承認されると、保険料の全額又は一部の納付が免除されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前年の所得（収入）が一定基準以下のとき ② 失業、倒産、事業の廃止、天災などにあったことが確認できるとき ③ 地方税法に定める障がい者又は寡婦、未婚のひとり親であって、前年の所得が135万円以下であるとき ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき ⑤ 特別障害給付金を受けているとき <p>※ 申請時点から2年1か月前までの期間について申請できます。</p> <p>※ 免除された期間は年金受給資格期間に算入されます。</p> <p>年金額の計算については、「全額免除」は「2分の1の納付」、「4分の3免除」は「8分の5の納付」、「半額免除」は「8分の6の納付」、「4分の1免除」は「8分の7の納付」として金額に反映されます。</p> <p>ただし、一部免除された期間については、保険料を納めないと未納扱いとなります。</p> <p>※ 手続きに必要なもの 別表参照</p> <p>◎納付猶予制度</p> <p>50歳未満で「申請者（被保険者）」、「申請者（被保険者）の配偶者」の所得が少なく、納付が困難なときは、申請し前年所得などの定められた基準に該当する場合、日本年金機構が審査して、承認されると保険料の納付が猶予されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前年の所得（収入）が一定基準以下のとき ② 失業、倒産、事業の廃止、天災などにあったことが確認できるとき ③ 地方税法に定める障がい者又は寡婦、未婚のひとり親であって、前年の所得が135万円以下であるとき ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき

区 分	内 容
国民年金保険料	<p>※ 申請時点から2年1か月前までの期間について申請できます。</p> <p>※ 承認された期間は年金受給資格期間に算入されますが、10年以内に追納しないと年金額には反映されません。</p> <p>※ 手続きに必要なもの 別表参照</p> <p>◎学生納付特例制度 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する20歳以上の学生等で、申請し学生本人の前年所得が128万円以下の場合、日本年金機構が審査して承認されるとその期間の納付が猶予されます。</p> <p>※ 申請時点から2年1か月前までの期間について申請できます。</p> <p>※ 手続きに必要なもの 別表参照</p> <p>◎産前産後免除制度 第1号被保険者の方は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。 なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。</p> <p>※ 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいい、死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含みます。</p> <p>※ 出産予定日の6か月前から手続きできます。（出産後でも手続き可能です。）※ 任意加入の方は免除されません。</p> <p>※ 手続きに必要なもの 別表参照</p>

区 分	内 容				
国民年金保険料	※別表				
	手続きに必要なもの	申請免除	納付猶予	学生 納付特例	産前産後 免除
	①年金手帳又は基礎年金番号又は個人番号のわかるもの	○	○	○	○
	②学生証（コピーの場合両面）又は在学証明書	—	—	○	—
	③失業などを理由とするときは、次のいずれか（コピー可） 雇用保険の被保険者だった方は、 ・雇用保険受給資格者証 ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ※雇用保険未加入の方や、その他詳細については、お問い合わせください。	△	△	△	—
④出産（予定）日のわかるもの 母子健康手帳など	—	—	—	○	
○・・・必要 △・・・場合によって必要					

区 分	内 容
年金の受給	<p>国民年金は公的年金の基礎部分として支給され、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類があります。</p> <p>◎老齢基礎年金 年金を受給するためには次の期間を合計して、原則として、最低10年（120か月）以上の期間が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国民年金の保険料を納めた期間 ② 昭和36年4月以降の厚生年金及び共済組合の加入期間 ③ 第3号被保険者であった期間 ④ 保険料の免除を受けた期間 ⑤ 学生納付特例・納付猶予を受けた期間 ⑥ 任意加入できる方が加入しなかった期間の合算対象期間 <p>※ ⑤、⑥の期間は年金額に反映されません。</p> <p>○老齢基礎年金の年金額（令和5年4月～）</p> <p>※ 20歳から60歳までの40年間の保険料を納めた場合 67歳以下の方は、年額795,000円（月額66,250円） 68歳以上の方は、年額792,600円（月額66,050円） なお、納付期間が40年に満たない場合は、その期間分だけ減額されます。</p> <p>※ 原則として65歳からの受給となりますが、希望により60歳からでも繰上げて請求することができます。ただし、繰上げ請求をした場合は、次の減額表により一生涯年金額が減額されたり、障害基礎年金や寡婦年金の受給に制限があったりしますので、十分御注意ください。</p> <p>※ 繰上げ・繰下げ支給に係る減・増額表 繰上げ・繰下げ請求をする場合、次の表のとおり請求時の年齢に応じた率で支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和16年4月2日以降、昭和37年4月1日以前に生まれた方 65歳までは1か月ごとに0.5%ずつ減算 65歳以後は1か月ごとに0.7%ずつ加算 ・昭和37年4月2日以降に生まれた方 65歳までは1か月ごとに0.4%ずつ減算 65歳以後は1か月ごとに0.7%ずつ加算 <p>※ 令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられました。（昭和27年4月2日以降生まれの方又は受給権発生日が平成29年4月1以降の方が対象）</p>

区 分	内 容			
年金の受給	○支給率			
	請求 年齢	昭和16年4月1 日以前生まれ	昭和16年4月2 日以降、昭和37 年4月1日以前 生まれ	昭和37年4月2 日以降生まれ
	60歳	58%	70%	76.0%
	61歳	65%	76%	80.8%
	62歳	72%	82%	85.6%
	63歳	80%	88%	90.4%
	64歳	89%	94%	95.2%
	65歳	100%	100%	100%
	66歳	112%	108.4%	
	67歳	126%	116.8%	
	68歳	143%	125.2%	
	69歳	164%	133.6%	
	70歳	188%	142.0%	
	71歳	—	150.4%	
	72歳	—	158.8%	
	73歳	—	167.2%	
74歳	—	175.6%		
75歳	—	184.0%		

区 分	内 容				
年金の受給	<p>◎障害基礎年金</p> <p>国民年金に加入中又は国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有している方が、病気や事故で障がいが残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定められている障がい（国民年金の障害等級の1級・2級）の状態になった場合に、障害基礎年金が支給されます。</p> <p>○障害基礎年金の支給要件</p> <p>① 初診日の前日において、初診日（病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）の前々月までに、被保険者期間の3分の2以上の保険料納付済期間（免除期間、学生納付特例期間を含む）があること、又は令和8年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に未納期間がないこと。</p> <p>なお、初診日は65歳に達する前日までとなります。</p> <p>② 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、又は症状が固定した日）以降に、国民年金法で定められている障害等級の1級・2級の状態になっていること。</p> <p>※ 20歳前の病気やケガによる障害基礎年金は、原則として20歳から支給されます（本人の所得制限あり）。</p> <p>○障害基礎年金の額（令和5年4月～）</p> <p>1級：67歳以下の方は、年額993,750円（月額82,812円） 68歳以上の方は、年額990,750円（月額82,562円）</p> <p>2級：67歳以下の方は、年額795,000円（月額66,250円） 68歳以上の方は、年額792,600円（月額66,050円）</p> <p>※ 受給者によって生計を維持されている子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子又は国民年金法に定める障害等級1級・2級の状態にある場合には20歳未満の子）があるときは、2人目まで各228,700円、3人目から各76,200円が加算されます。</p> <p>◎特別障害給付金制度</p> <p>任意加入期間に加入していなかったため、障害基礎年金が受給できなかった方に支給されます。</p> <p>○対象者</p> <p>① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象だった学生</p> <p>② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象だった厚生年金や共済組合に加入していた方の配偶者</p> <p>※ 上記の期間中に生じた傷病により、現在、障害基礎年金の1級・2級相当の障がいの状態にある方が対象です。ただし、収入や年金の受給状況により支給が制限される場合があります。</p> <p>○特別障害給付金の額（令和5年4月～）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">障害基礎年金1級相当に該当する方</td> <td>月額53,650円</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金2級相当に該当する方</td> <td>月額42,920円</td> </tr> </table>	障害基礎年金1級相当に該当する方	月額53,650円	障害基礎年金2級相当に該当する方	月額42,920円
障害基礎年金1級相当に該当する方	月額53,650円				
障害基礎年金2級相当に該当する方	月額42,920円				

区 分	内 容
年金の受給	<p>◎遺族基礎年金</p> <p>国民年金加入中又は老齢基礎年金を受ける資格期間（原則として25年）を満了した方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。</p> <p>○死亡者の要件は、次のいずれかに該当する必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国民年金の被保険者であること ② 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し60歳以上65歳未満であること ③ 老齢基礎年金の受給権者であること ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満了した方であること <p>※ ①、②の場合、被保険者期間のうち、保険料の納付済期間（免除期間・納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合計した期間が死亡日の属する月の前々月までに3分の2以上あること</p> <p>※ 令和8年3月31日までに死亡した場合は、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納がないこと</p> <p>※ 「子」とは、死亡当時18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子のことです。（1級・2級の障がいの状態にある場合は20歳まで）</p> <p>○支給される期間</p> <p>子が18歳に達する日以後最初の3月31日まで支給されます。（1級・2級の障がいの状態にある場合には20歳まで）</p> <p>※ 婚姻したときは受給権がなくなります。</p> <p>○遺族基礎年金の額（令和5年4月～）</p> <p>67歳以下の方は、年額795,000円（月額66,250円）</p> <p>68歳以上の方は、年額792,600円（月額66,050円）</p> <p>※ 子のある配偶者が受給するとき、2人目まで各228,700円、3人目から各76,200円が加算されます。</p> <p>※ 子が受給するとき、2人目まで各228,700円、3人目からは各76,200円が加算されます。</p> <p>◎国民年金の独自給付</p> <p>○付加年金</p> <p>定額保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、老齢基礎年金額に付加保険料納付月数当たり200円で計算された額が加算されます。</p> <p>なお、国民年金基金に加入している場合は、付加保険料は納められません。</p> <p>○寡婦年金</p> <p>第1号被保険者としての保険料納付済期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫（婚姻期間が10年以上）が亡くなったときは、妻が60歳から65歳になるまでの間、夫が受け取ることができたはずの老齢基礎年金（付加年金は除く）の4分の3に相当する額を受給できます。</p> <p>ただし、死亡した夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受給していた場合は、支給されません。</p>

区 分	内 容														
年金の受給	<p>○死亡一時金</p> <p>第1号被保険者として、保険料納付済期間の月数と一部納付済期間の納付割合に応じた月数を合算した月数が3年以上ある方が、年金を受けずに亡くなった場合、その遺族に一時金が支給されます。</p> <p>ただし、配偶者や子が遺族基礎年金を受け取ることができる場合は、支給されません。</p> <p>また、寡婦年金と死亡一時金は、いずれかの選択になります。</p> <p>一時金の額</p> <table border="1" data-bbox="497 577 1257 1003"> <thead> <tr> <th>保険料納付済期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36月以上180月未満</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>180月以上240月未満</td> <td>145,000円</td> </tr> <tr> <td>240月以上300月未満</td> <td>170,000円</td> </tr> <tr> <td>300月以上360月未満</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>360月以上420月未満</td> <td>270,000円</td> </tr> <tr> <td>420月以上</td> <td>320,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 金額は、保険料納付済期間に応じて支給され、付加保険料を3年以上納付しているときは、8,500円が加算されます。</p>	保険料納付済期間	金額	36月以上180月未満	120,000円	180月以上240月未満	145,000円	240月以上300月未満	170,000円	300月以上360月未満	220,000円	360月以上420月未満	270,000円	420月以上	320,000円
保険料納付済期間	金額														
36月以上180月未満	120,000円														
180月以上240月未満	145,000円														
240月以上300月未満	170,000円														
300月以上360月未満	220,000円														
360月以上420月未満	270,000円														
420月以上	320,000円														

国民年金に関する届出（問合せ）先一覧

国民年金の届出は、内容により届出先が異なりますので御注意ください。

・国民年金の加入（資格）に関すること

内 容		届 書 名	届出（問合せ）先
20歳になったとき	①第1号被保険者の場合	—	厚木年金事務所
	②第3号被保険者の場合	第3号被保険者該当届	配偶者の勤務先
会社などを退職したとき		資格取得届	国保年金課
配偶者の扶養になったとき		第3号被保険者該当届	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき		種別変更届	国保年金課
国民年金に任意加入するとき		任意加入申出書	

※ 第1号被保険者に限り、20歳になったことによる加入の届出は不要です。

・保険料の納付に関すること

納付書の再発行（紛失したとき）			厚木年金事務所
保険料の還付請求（納め過ぎたとき）		保険料還付請求書	
口座振替の開始・解約・変更するとき		口座振替依頼書	金融機関・年金事務所
保険料免除 の 手 続	①法定免除の届出	法定免除該当届	国保年金課
	②保険料免除・納付猶予の申請	保険料免除・猶予申請書	
学生納付特例制度の申請		学生納付特例申請書	

・国民年金の受給に関すること

老齢基礎年金の請求			
	①第1号被保険者期間のみの方	老齢給付裁定請求書	国保年金課
	②第3号被保険者期間がある方		厚木年金事務所
障害基礎年金の請求			
	①初診日が第1号被保険者の場合	障害基礎年金裁定請求書	国保年金課
	②初診日が第3号被保険者の場合		厚木年金事務所
	③20歳前に障がいになった場合 （社保加入を除く）		国保年金課
	④初診日が60歳以上65歳未満の方で、 日本国内に住所を有している方 （繰上げ請求者を除く）		
年金加入者が死亡したとき			
	①遺族基礎年金の請求		国保年金課
	・第1号被保険者期間中に 死亡した場合	遺族基礎年金裁定請求書	
			・第3号被保険者期間中に 死亡した場合
	②寡婦年金の請求		国保年金課
	③死亡一時金の請求		
年金受給者が死亡したとき		未支給年金請求書・ 死亡届	厚木年金事務所 又は国保年金課

※ 必要書類については、事前に届出先又は日本年金機構ねんきんダイヤルにお問い合わせください。

- ・ 日本年金機構 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165・03-6700-1165
- ・ 日本年金機構 厚木年金事務所 ☎ 223-7171
- ・ 厚木市国保年金課国民年金係 ☎ 225-2121

第10章 介護保険制度について

担当課 介護福祉課 介護保険料係 ☎225-2393

1 保険者

介護保険の保険者（運営主体）は、市町村（厚木市）です。

国・県・市からの公費と被保険者からの保険料を財源として、介護保険制度を運営します。

2 被保険者（加入者）

原則、厚木市に住所を有する40歳以上の全ての方が、介護保険に加入することになります。

被保険者は、次のように、第1号被保険者と第2号被保険者に分かれます。

なお、第1号被保険者と第2号被保険者では、介護保険のサービスを受けられる条件や保険料などについて違いがあります。

第1号被保険者	
対象	市内に住所を有する65歳以上の全ての方
資格の取得	<ul style="list-style-type: none">・ <u>65歳に達したとき</u> 手続は必要ありません。 65歳の誕生月に介護保険被保険者証が郵送されます。・ <u>本市に転入したとき</u> 市民課で手続をした後、介護福祉課で加入の手続きをしてください。 介護保険被保険者証を交付します。 要介護（要支援）認定を受けている方で、前自治体で受給資格証明書を発行された場合は、持参してください。
資格の喪失	<ul style="list-style-type: none">・ <u>他市に転出するとき</u> 市民課で手続をした後、介護福祉課で手続（介護保険被保険者証の返還など）をしてください。・ <u>死亡したとき</u> 市民課で手続をした後、介護福祉課で手続（介護保険被保険者証の返還など）をしてください。
住所変更等	市民課で手続をした後、介護福祉課で手続をしてください。

第2号被保険者	
対象	市内に住所を有する40歳から64歳までの医療保険（国民健康保険・健康保険組合など）に加入している方
資格の取得	<ul style="list-style-type: none">・ <u>40歳に達したとき</u> 手続は必要ありません。申請（要介護認定等）をされた方は、後日、介護保険被保険者証が郵送されます。・ <u>医療保険に加入したとき</u> 手続は必要ありません。申請（要介護認定等）をされた方は、後日、介護保険被保険者証が郵送されます。

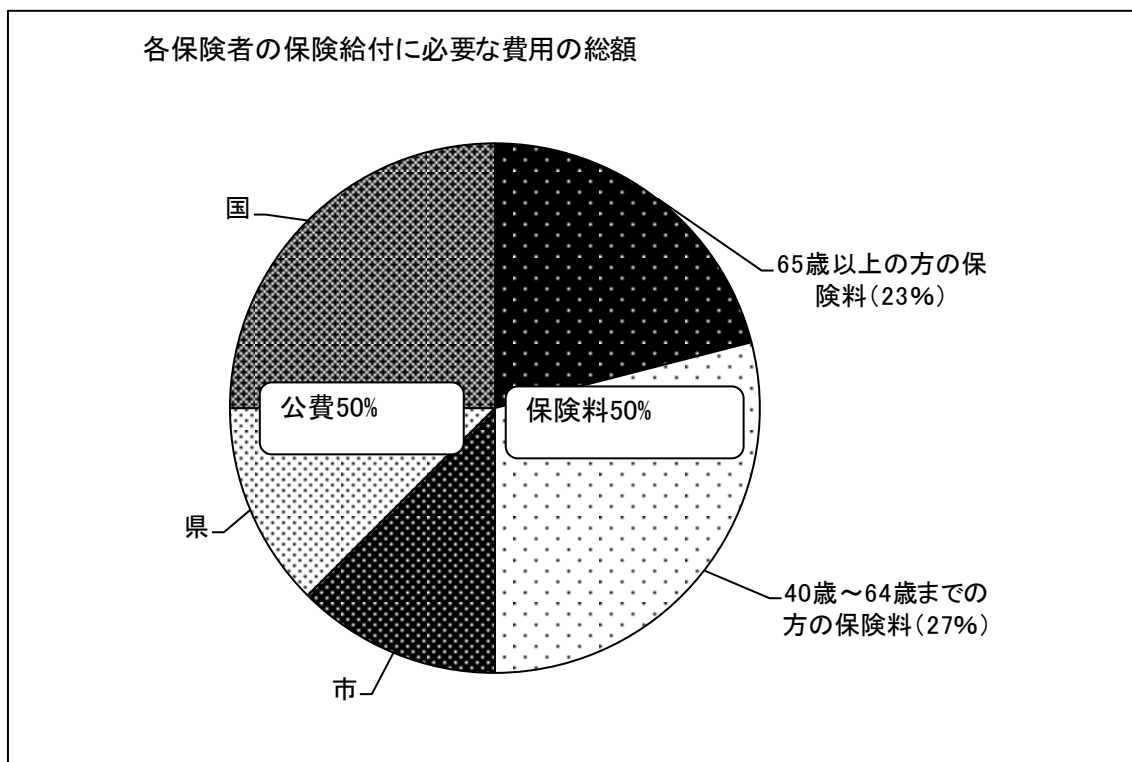
資格の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に転入したとき 市民課で手続後、要介護（要支援）認定を受けている方で、添付書類省略困難保険者リスト（※）に記載されている医療保険に加入されている場合は、医療保険者証を持参し、介護福祉課で手続きをしてください。 また、前自治体で発行された場合は、受給資格証明書を持参してください。後日、介護保険被保険者証が郵送されます。 なお、要介護（要支援）認定を受けてない方は、手続の必要はありません。 ※厚生労働省のホームページで確認または市に問い合わせてください。
資格の喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・他市に転出するとき 要介護（要支援）認定を受けていない方は、手続の必要はありません。 認定を受けている方は、市民課で手続をした後、介護福祉課で手続（介護保険被保険者証の返還など）をしてください。 ・死亡したとき 要介護（要支援）認定を受けていない方は、手続の必要はありません。 認定を受けている方は、市民課で手続をした後、介護福祉課で手続（介護保険被保険者証の返還など）をしてください。
住所変更等	<p>要介護（要支援）認定を受けていない方は、手続の必要はありません。 認定を受けている方は、市民課で手続をした後、介護福祉課で手続をしてください。</p>

3 介護保険料

費用の負担割合

介護保険の運営に必要な費用（利用者負担分を除く。）は、その半分を公費（国・県・市）で、残り半分を40歳以上の被保険者の介護保険料で賄っています。

なお、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの方（第2号被保険者）では、保険料の算定方法や納め方が異なります。



第1号被保険者の保険料

・保険料の決定

市が介護サービスの提供量などに保険給付等に必要となる費用の総額を推計し、65歳以上の高齢者の保険料の総額と基準額（第5段階保険料）を決定します。その基準額を基に、個人の所得に応じて16段階の保険料が定められています。

段 階	対 象 者	令和5年度 年間保険料 基準額×保険料率
第1段階	① 生活保護を利用されている方 ② 老齢福祉年金を受給されていて世帯全員が市民税非課税の方 ③ 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	19,631円 基準額×0.30
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	29,447円 基準額×0.45
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	45,806円 基準額×0.70
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	58,893円 基準額×0.90
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	65,436円 【基準額】
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が90万円未満の方	71,980円 基準額×1.10
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が90万円以上120万円未満の方	78,524円 基準額×1.20
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	85,067円 基準額×1.30
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	98,154円 基準額×1.50
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	111,242円 基準額×1.70
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	114,513円 基準額×1.75
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	121,057円 基準額×1.85
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	124,329円 基準額×1.90
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	130,872円 基準額×2.00
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	137,416円 基準額×2.10
第16段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	150,503円 基準額×2.30

※公的年金等収入金額とは、国民年金、厚生年金などの課税対象となる年金収入の合計額で、遺族年金、障害年金などは含みません。

※介護保険における「合計所得金額」は、収入から必要経費の相当額を控除した合計をいい、社会保険料控除、扶養控除、基礎控除等の所得控除をする前の金額となります。土地・建物の売却に係る特別控除がある場合は、特別控除額を控除した金額を用います。第1～5段階は、「合計所得金額」から、公的年金等に係る雑所得を控除した額を用い、給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の「合計所得金額」に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、その合計額から10万円を控除した金額を用います。

第1号被保険者の保険料の納め方

- ・老齢（退職）年金、障害年金又は遺族年金が年額18万円以上の方
特別徴収→年金の定期支払い（年6回）の際に差し引かれます。
特別徴収の決定通知は6月中旬にお送りします。
- ・老齢（退職）年金、障害年金又は遺族年金が年額18万円未満の方
普通徴収→6月から翌年3月までの10回を毎月の納期限までに、納付書で市指定の金融機関・コンビニエンスストア・ペイジー等で納付します。
また、安全・便利な口座振替による納付をぜひ御利用ください。
納付書は6月中旬にお送りします。

※ただし、以下に該当する方は、老齢（退職）年金等が年額18万円以上であっても一定期間は普通徴収となります。

- ・年度途中で65歳以上になった方
- ・年度途中で他の市区町村から転入して来た方
- ・年度途中で保険料額が変更になった方
- ・受給している年金を切り替えた方
- ・年金を担保に借入れをされた方など

特別徴収開始時期の目安

65歳到達日（誕生日の前日）・転入日	特別徴収の開始月
2月2日～4月1日	10月
4月2日～10月1日	翌年度の4月
10月2日～12月1日	翌年度の6月
12月2日～翌2月1日	翌年度の8月

対象者は、老齢（退職）年金、障害年金又は遺族年金が年額18万円以上の方で、次のいずれかに該当する方となります。

- ・既に年金の支払を受けていて65歳に到達した方
- ・65歳到達後、新たに年金の裁定が行われた方
- ・前住所地で特別徴収の対象者であり、厚木市に転入された方

※年金の支給停止等により、年度途中で特別徴収が中止となった方の特別徴収の再開時期は、年1回(10月)となります。

- ・保険料の減免制度
災害・失業・倒産の影響など特別な理由により、一時的に納付できない方や生活が著しく困窮している方などは、介護保険料の減免や徴収猶予の対象となる場合があります。お早めに御相談ください。

第2号被保険者の保険料と納め方

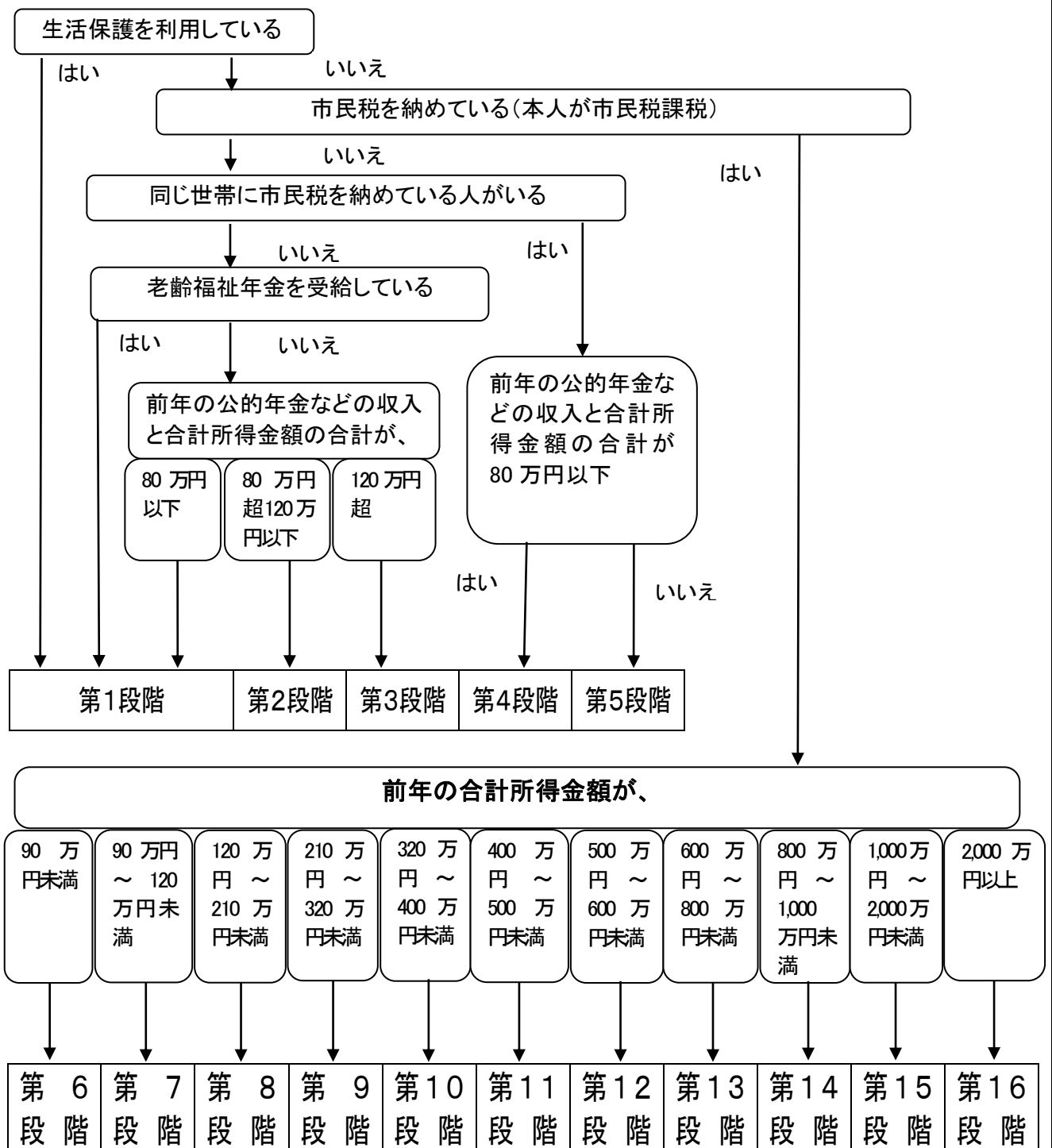
・保険料

各医療保険者（国民健康保険・健康保険組合など）がそれぞれの医療保険各法の算定方法によって保険料を計算します。

・納め方

それぞれに加入している40歳から64歳までの第2号被保険者から医療保険料に上乗せして一括徴収します。

★ あなたの保険料の決まり方（令和5年4月1日基準）



4 要介護（要支援）認定

担当課 介護福祉課 介護認定係 ☎225-2392

介護保険のサービスを利用するためには、介護や支援が必要な状態かどうかの認定（要介護認定または要支援認定）を受けることが必要です。

要介護（要支援）認定では、介護や支援の必要性及び要介護度も判定します。

要介護度（要支援を含む7段階）によって、利用できるサービスの種類や量が異なります。

なお、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの方（第2号被保険者）では、要介護（要支援）認定を受けるための条件が異なります。

認定の条件	
第1号被保険者	65歳以上の方（市内に住所のある65歳以上のすべての方） 原因を問わず、日常生活に介護や支援が必要となった場合
第2号被保険者	40歳から64歳までの医療保険に加入している方 加齢に伴う特定疾病（政令で定める16種類）が原因で、日常生活に介護や支援が必要となった場合 【特定疾病】 <ul style="list-style-type: none"> ・がん（医師が認める医学的知見に基づき回復の見込みがない状態） ・筋萎縮性側索硬化症 ・骨折を伴う骨粗鬆症 ・パーキンソン病関連疾患 ・脊柱管狭窄症 ・多系統萎縮症 ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・脳血管疾患（外傷性のものは除く） ・閉塞性動脈硬化症 ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ・後縦靭帯骨化症 ・初老期における認知症 ・脊髄小脳変性症 ・早老症 ・関節リウマチ ・慢性閉塞性肺疾患

認定の手続き	
認定の申請	申請は、本人や家族のほか、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。 また、電子申請が可能となりました。
認定調査	認定調査員が御自宅や病院などを訪問して、心身の状態や日中の生活状況などについて聞き取り調査を行います。 この調査結果のうち、基本調査の74項目について全国共通のコンピュータソフトに入力し一次判定を行います。また、基本調査項目に関連した事項についても調査し、介護認定審査会の審査資料とします。
主治医意見書	申請書に記載された主治医（かかりつけ医師）に対し、傷病や心身の状態について医学的な見地から意見をいただくため、意見書の提出を依頼します。

<p>介護認定 審査会</p>	<p>一次判定と認定調査員の調査票及び主治医意見書を基に、医師などの専門家で構成される介護認定審査会で審査・判定（二次判定）を行います。</p> <p>【審査判定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護（要支援）状態に該当すること ・ 要介護（要支援）状態区分と認定の有効期間 ・ 要介護（要支援）状態となった原因が特定疾病によって生じたものであること（第2号被保険者のみ）
<p>認定結果通知</p>	<p>認定結果は、原則として申請日から30日以内に通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>認定の場合</u> 該当する要介護度（要支援を含む7段階）の結果通知書とともに、認定結果を記載した被保険者証を送付します。 結果通知書には、介護認定審査会の意見などが併せて記載される場合もあります。 ・ <u>要介護（要支援）状態に該当しない場合</u> 「非該当」の結果通知書とともに被保険者証を送付します。 介護予防・日常生活支援総合事業の利用や高齢者福祉サービスを受けられる場合があります。

認定の有効期間と更新の手続き

<p>認定の 有効期間</p>	<p>認定の効力は、申請のあった日にさかのぼって生じます。 （更新を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規認定及び区分変更認定は原則6か月 ・ 更新認定は原則12か月 <p>申請から認定までの間に介護サービスを利用した場合には、その費用のうち保険給付の対象となる額が払い戻されることとなります。</p>
<p>更新の手続き</p>	<p>有効期間満了日の60日前から更新申請の手続きができます。 （有効期間を過ぎると介護保険のサービスが受けられなくなりますので御注意ください。）</p>
<p>区分変更の 手続き</p>	<p>心身の状態の変化に伴い介護量が変わったときは、要介護（要支援）状態の区分変更の申請をすることができます。</p>

認定結果に不服があるとき

<p>不服の 申し立て</p>	<p>認定結果に不服があるときは、介護福祉課にお問い合わせください。 それでも納得できない場合は、県に設置されている介護保険審査会へ審査請求をすることができます。</p>
---------------------	---

要支援状態又は要介護状態の例

(※要介護認定は、心身の状態に合わせ認定調査や主治医意見書の記載内容により介護の手間のかかり具合を判定しますので、ここに示された状態と介護度が完全に一致しないこともあります。)

非該当	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作を自分で行うことが可能であり、かつ手段的日常生活動作（※1）を行う能力もある状態。
要支援1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことは可能であるが、日常生活動作（※2）の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作（※1）において何らかの支援を必要とする状態。
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作（※1）を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態。
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作（※1）を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態。
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作（※2）についても部分的な介護が必要となる状態。
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作（※2）及び手段的日常生活動作（※1）の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難な状態。
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態。

※1 手段的日常生活動作・・・電話や遠出、買い物、食事の支度、服薬、金銭管理など、日常生活動作よりもやや高い基本的な動作

※2 日常生活動作・・・食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起きなど、日常の生活を送るために必要な基本動作

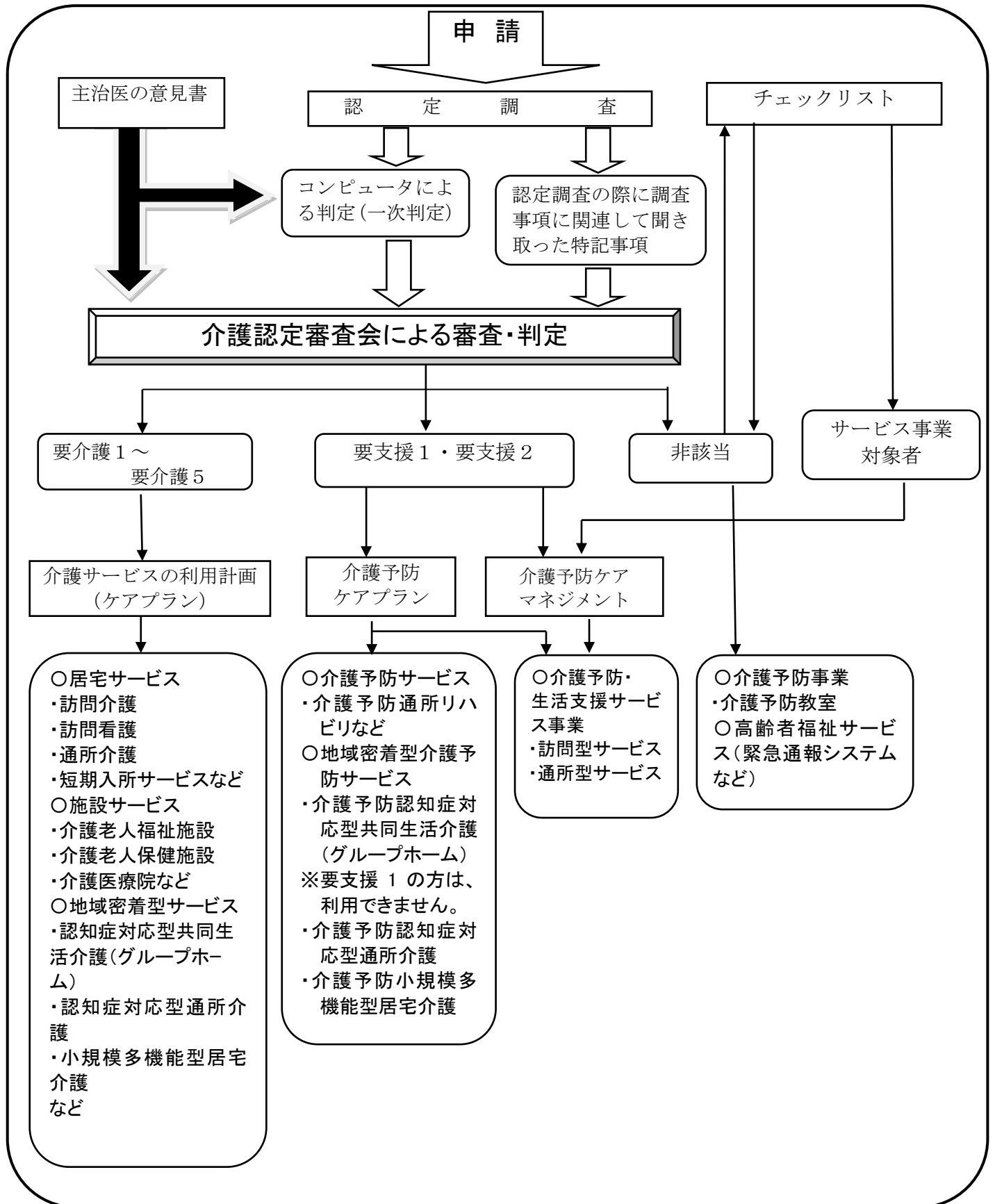
サービス計画(ケアプラン)の作成

<p>認定結果が 要介護1～要 介護5の方</p>	<p>要介護1以上の認定を受けた方は、居宅介護支援事業者を選んで、どのようなサービスが必要か相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>在宅での介護を希望される方</u> 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を居宅介護支援事業者へ依頼し、一緒に居宅サービス計画を作成してください。介護支援専門員（ケアマネジャー）の助言などを受けて、心身の状態や家庭の状況などに適したサービスを選ぶことができます。 また、「居宅サービス計画作成依頼届出書」を介護福祉課へ提出してください。（提出についても居宅介護支援事業者へ依頼することができます。）居宅サービス計画の作成などには、利用者負担はありません。 ・<u>施設への入所を希望される方</u> 入所を希望する施設へ、直接申込みや相談をすることができます。
<p>認定結果が 要支援1、 要支援2の方</p>	<p>要支援1、要支援2の認定を受けた方はお住まいの地域を担当する地域包括支援センターの保健師等が作成する介護予防ケアプランに基づいて、介護予防サービスを利用することができます。</p> <p>地域包括支援センターは、介護予防ケアプラン作成の一部を居宅介護支援事業所に委託することができます。</p> <p>「介護予防サービス計画作成依頼届出書」は、介護福祉課へ提出してください。（提出についても地域包括支援センターへ依頼することができます。）</p> <p>介護予防サービス計画の作成などには、利用者負担はありません。</p>
<p>介護予防・ 生活支援サー ビス事業のみ を利用される 方</p>	<p>お住まいの地域を担当する地域包括支援センターの保健師等が作成する介護予防ケアマネジメントに基づいて、介護予防・生活支援サービス事業を利用します。</p> <p>「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を介護福祉課へ提出してください。（提出についても地域包括支援センターへ依頼することができます。）介護予防ケアマネジメントの作成などには、利用者負担はありません。</p>

★介護サービスの利用手続き

被保険者

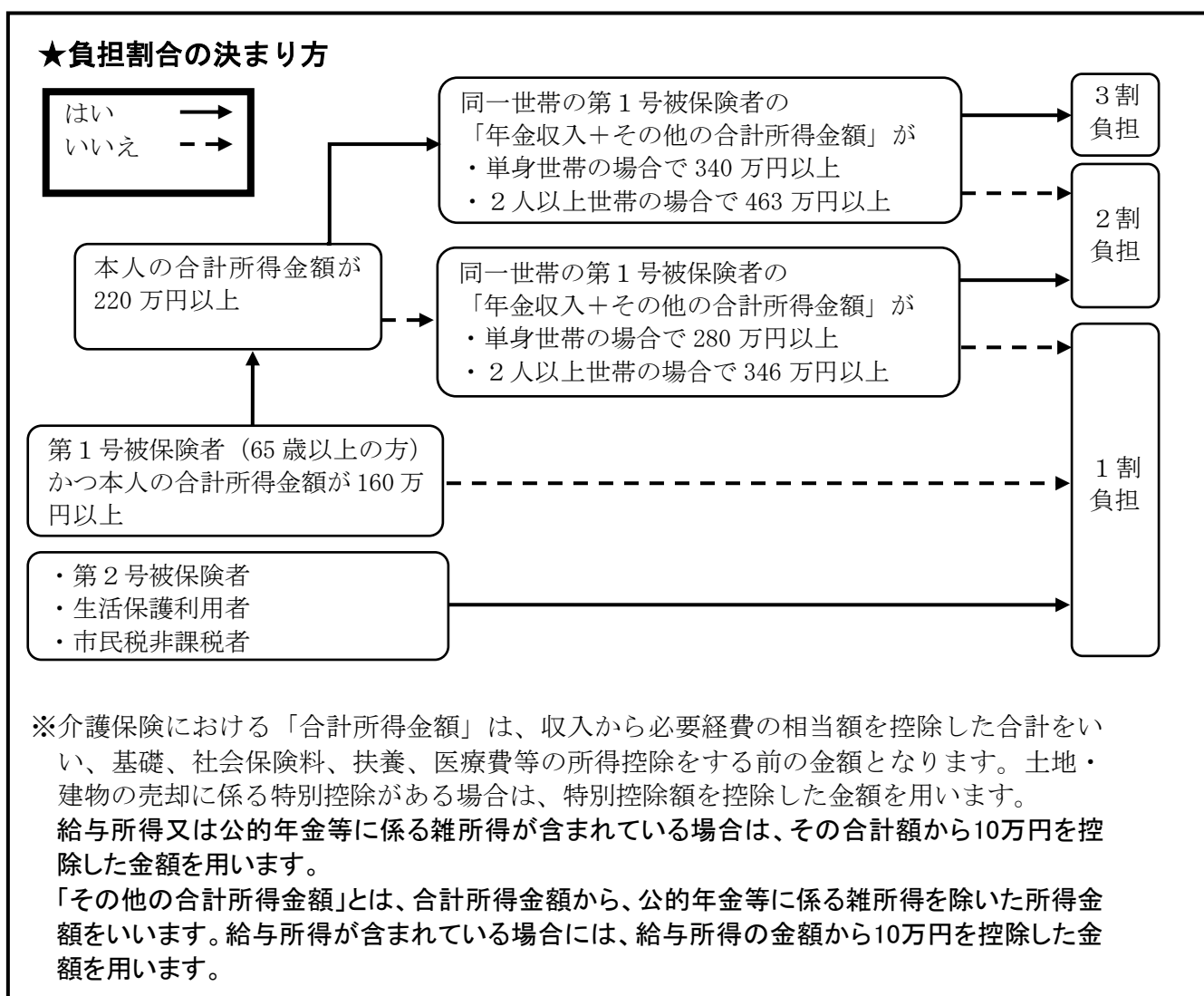
介護サービスが必要だと感じたら



5 保険給付

担当課 介護福祉課 介護給付係 ☎225-2240

- ・要介護認定または要支援認定を受けた方（要介護者または要支援者）は、介護保険から給付（支給）を受けることができます。
 - ・介護保険から給付を受けるときには、実際にかかる費用の一部を負担します。負担する金額は、「利用者負担の割合」で決められます。
 - ・介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」の欄に記載されている負担割合を確認してください。負担割合証は、毎年7月に、要介護（要支援）認定を受けている方や総合事業の対象者に送付します。
 - ・新たに要介護（要支援）認定を受ける場合や、所得更正や世帯変更により、負担割合が変更になる場合は、随時交付します。
- なお、負担割合は個人ごとに決まりますので、同じ世帯でも人によって負担割合が異なる場合があります。



要介護1から5に認定された方は、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの中から選択して利用することができますが、要支援1・2と認定された方は、介護予防居宅サービス、地域密着型介護予防サービスの中から選択して利用することとなり、施設サービスを利用することはできません。

原則として、要介護（要支援）者が、在宅サービスを受けた際には、サービス事業者に対しサービス費用の負担割合分を利用者負担として支払い、保険者である市が、

残りの金額をサービス事業者に支払うこととなります。

また、施設サービス（ショートステイを含む）を利用した際には、サービス費用のほかに、食費と居住費（滞在費）も自己負担となります。

なお、通所介護等を利用した際の食費やおむつ代、施設入所の際の特別室費用など介護保険の対象外（全額自己負担）となる費用がありますので、サービス利用開始前に必ずサービス提供事業者の説明を受け、金額の確認をしてください。

※利用料を支払う際には、要介護（要支援）者あての領収書を必ず受領し保管してください。

また、1か月あたりの利用者負担が一定額を超えた場合には、その超えた部分について高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費として支給（払戻し）することになり、医療費と介護サービス費の自己負担額を合算した年額が一定額を超えた場合には、その超えた部分について高額医療・高額介護合算療養費として支給（払戻し）することとなります。

さらに、特に生計が困難な方が社会福祉法人の提供するサービスを利用する場合は利用者負担が軽減されることがあります。

なお、第三者の事故等により要介護（要支援）者になった場合や要介護（要支援）状態が変化した場合には、介護福祉課まで御連絡ください。

介護保険で受けられるサービスの種類や量は、原則として次のように定められています。

支給限度基準額で管理されるサービス																						
サービス内容	<p>自宅を訪問して提供するサービスや、要介護（要支援）者が施設へ日帰り又は宿泊して受ける居宅サービスや地域密着型サービスが対象です。</p> <p>※要介護者の場合 居宅サービス(P. 111)の①～⑨と地域密着型サービス(P. 112)の①～⑤が対象となるサービスです。</p> <p>※要支援者の場合 介護予防サービス(P. 116～P. 117)の①～⑦と地域密着型介護予防サービス(P. 117～P. 118)の①、②が対象となるサービスです。</p>																					
サービス利用限度	<p>要介護状態区分ごとに、1か月に利用できるサービスの量の限度（支給限度基準）が「単位」で定められています。</p> <p>金額に換算する場合は、サービスごとに定められた単位にサービス種類ごとに定められた地域単価を乗じて算出します。）の範囲内で、対象サービスを組み合わせて利用できます。</p> <p>【支給限度基準単位（1か月当たり）】</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>要支援1</td> <td>・・・</td> <td>5,032単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>・・・</td> <td>10,531単位</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>・・・</td> <td>16,765単位</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>・・・</td> <td>19,705単位</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>・・・</td> <td>27,048単位</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>・・・</td> <td>30,938単位</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>・・・</td> <td>36,217単位</td> </tr> </table> <p>○利用上の留意事項 各サービスの単位は、要介護状態区分等や利用時間などにより細かく定められています。各単位や利用料（介護保険対象外の費用を含む。）については、ケアプランを作成するときに必ず確認してください。</p>	要支援1	・・・	5,032単位	要支援2	・・・	10,531単位	要介護1	・・・	16,765単位	要介護2	・・・	19,705単位	要介護3	・・・	27,048単位	要介護4	・・・	30,938単位	要介護5	・・・	36,217単位
要支援1	・・・	5,032単位																				
要支援2	・・・	10,531単位																				
要介護1	・・・	16,765単位																				
要介護2	・・・	19,705単位																				
要介護3	・・・	27,048単位																				
要介護4	・・・	30,938単位																				
要介護5	・・・	36,217単位																				

要介護者（要介護1から5）が利用できるサービス

（1）居宅サービス

サービス名	内 容															
①訪問介護 (ホームヘルプサービス)	要介護者が、居宅において訪問介護員（ホームヘルパー）から、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の援助を受けるサービスです。															
②訪問入浴介護	入浴が困難な要介護者が、居宅で入浴できるよう事業者が用意する浴槽により、入浴の介護を受けるサービスです。															
③訪問看護	要介護者が、医師の指示に基づき、看護師や理学療法士、作業療法士などから、療養上の指導と診察の補助を受けるサービスです。															
④訪問リハビリテーション	要介護者が、医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士などの訪問により、身体機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを受けるサービスです。															
⑤通所介護 (デイサービス)	要介護者が、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や通所介護施設（デイサービスセンター）などに通い、入浴、排せつなどの介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。															
⑥通所リハビリテーション (デイケア)	要介護者が、介護老人保健施設や医療機関などに通い、身体機能の維持回復のため、専門職による適切なリハビリテーションを受けるサービスです。															
⑦福祉用具の貸与	要介護者が、日常生活を送る上で必要とする「車いす」や「特殊ベッド」など、福祉用具の貸与を受けるサービスです。 なお、要介護1の方の「車いす」や「特殊ベッド」等の貸与については、身体等の特別な事情がある場合のみ利用可能です。															
⑧短期入所生活介護 (ショートステイ)	要介護者が、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の援助を受けるサービスです。															
⑨短期入所療養介護 (ショートステイ)	要介護者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護、その他必要な医療や日常生活上の援助を受けるサービスです。															
⑩居宅療養管理指導	要介護者が、医師や歯科医師、薬剤師などの訪問により、療養上の管理や指導を受けるサービスです。指導者の職種ごとに、1か月を単位として定められた回数の範囲内で利用できます。 【利用限度回数（1か月当たり）】 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>2回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤師（医療機関）</td> <td>2回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤師（薬局）</td> <td>4回</td> <td>（がん末期患者の場合、月8回）</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td>2回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士等</td> <td>4回</td> <td></td> </tr> </table> <p>各サービスの利用料は（介護保険対象外の費用を含む）、指導者の職種などにより異なりますので、サービスの利用開始前に必ず確認（介護保険対象外の費用を含む。）してください。</p>	医師・歯科医師	2回		薬剤師（医療機関）	2回		薬剤師（薬局）	4回	（がん末期患者の場合、月8回）	管理栄養士	2回		歯科衛生士等	4回	
医師・歯科医師	2回															
薬剤師（医療機関）	2回															
薬剤師（薬局）	4回	（がん末期患者の場合、月8回）														
管理栄養士	2回															
歯科衛生士等	4回															

サービス名	内 容
⑪ 特定施設入居者生活介護	要介護者が、有料老人ホームなどの特定施設に入居し、サービス計画に基づいて、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の援助を受けるサービスです。
⑫ 居宅介護支援	要介護者が居宅サービスを利用する際に、居宅介護支援事業所が行う、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。 原則として、居宅介護支援についての利用者負担はありませんが、各サービスの利用料（介護保険対象外の費用を含む。）については、居宅サービス計画を作成する際に必ず確認してください。

（２）地域密着型サービス

原則として、市民の方のみ利用が可能です。

サービス名	内 容
① 認知症対応型通所介護	認知症の要介護者が、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や通所介護施設（デイサービスセンター）などに通い、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。食費は自己負担です。
② 小規模多機能型居宅介護	要介護者が、「通い」を中心とし事業所で入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。また、利用者の状況に応じて、居宅に訪問したり、短期間事業所に宿泊することができます。食費と滞在費は自己負担です。
③ 看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者に対応するため、訪問看護、訪問介護、通い、宿泊の４つのサービスを24時間365日提供でき、利用者などの状況や希望に応じてサービスを組み合わせることができる多様なサービスです。
④ 定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	要介護者が、日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で一体的な介護と看護を受けるサービスです。
⑤ 地域密着型通所介護	デイサービスを行う施設や日帰り介護施設などに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の援助や機能訓練などが受けられるサービスです。
⑥ 認知症対応型共同生活介護	認知症の要介護者が、共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の援助を受けるサービスです。 各サービスの利用料（介護保険対象外の費用を含む。）は、要介護状態区分や利用施設などにより異なりますので、サービスの利用開始前に必ず確認してください。食費と居住費は自己負担です。

(3) 申請により費用の一部が支給されるサービス

サービス名	内 容
①特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	<p>要介護者が、都道府県の指定を受けた事業者から特定福祉用具を購入した場合、購入した金額（10万円を限度）から負担割合分を引いた金額が保険給付されるサービスです。</p> <p>都道府県の指定を受けていない事業者から対象品目を購入された場合、購入費用の支給が受けられませんので購入前に必ずケアマネジャーなどに御相談ください。</p> <p>○特定福祉用具の対象品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 ・排泄予測支援機器
	<p>○サービス利用方法</p> <p>購入費用の全額を事業者に支払い、市に申請した後、保険給付分（購入金額から負担割合分を引いた金額）が支払われます。（申請から支払いまでは2か月程かかります。）</p> <p>○申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・領収書（宛名は被保険者本人に限ります。） ・購入した福祉用具のパフレットなど ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・振込先のわかるもの
	<p>○サービス利用限度</p> <p>毎年4月1日からの1年間ごと（購入日基準）に、支給限度基準額（10万円）の範囲内で、利用できます。</p> <p>ただし、同じ種目の物については、上記期間内につき原則1回限りの利用となります。</p>
②住宅改修費の支給	<p>要介護者が、居住している住宅に手すりの取付や段差解消などの小規模な改修（新築・増改築は対象外）を行った場合に、住宅改修に要した金額（20万円を限度）から負担割合分を引いた分が保険給付されるサービスです。</p>
	<p>○サービス利用方法</p> <p>住宅改修で保険給付を受ける場合は、その住宅改修が保険給付の対象工事となるかどうかの確認を含めた事前申請、工事完了後の住宅改修完了の届出が必要になります。（住宅改修完了届の提出から支払いまでは2か月程かかります）</p>
	<p>○支給方法</p> <p>利用者の方は次のどちらかを選択できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「償還払い」 （保険給付対象費用の全額を施工業者に支払った後に、保険給付として対象費用から負担割合分を引いた金額を市から受領する方法） ・「受領委任払い」 （施行費用の全額から、保険給付対象額を差し引いた金額を施工業者に支払い、保険給付対象金額は、市から施工業者に直接支払う方法。）

サービス名	内 容
②住宅改修費の支給	<p>○対象改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止、移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸などへの扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他上記の改修に付帯して必要となる住宅改修 <p>※ 詳細については改修前にケアマネジャーなどに御確認ください。</p>
	<p>◎申請に必要なもの</p> <p>○事前申請（工事着手前）に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費支給申請書 ・住宅改修が必要な理由書 （ケアマネジャー、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者が作成したもの） ・理由書作成者の資格を証明する書類 ・工事費見積書 ・改修前の状態が確認できる書類（日付入りの写真、図面等） ・住宅の所有者の承諾書※記名の場合は押印が必要 （住宅の所有者と被保険者が異なる場合） ・受領委任払いに関する誓約書※記名の場合は押印が必要 （受領委任払いを利用する場合） ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 <p>○住宅改修完了後の届出に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修完了届 ・領収書（宛名は被保険者本人に限る） ・工事費内訳書 ・改修後の状態が確認できる書類（日付入りの写真） ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証
	<p>○サービス利用限度</p> <p>原則として、居住している住宅ごと（着工日基準）に、支給限度基準額（20万円）の範囲内で利用できます。</p> <p>本人や家族が改修を行う場合は、材料の購入費のみ支給対象となります。</p>
<p>○利用上の留意事項</p> <p>改修工事が介護保険の対象となるかどうかの確認を含めた申請（改修前の写真（日付入り）など）が必要となりますので、改修前に必ずケアマネジャーなどに御相談ください。</p> <p>事前申請に基づく市の住宅改修承認前に工事に着手した場合や、事前申請の内容と実際の工事内容が相違している場合は、原則として、住宅改修費の支給対象となりません。</p>	

★サービス単位の金額換算方法等

例：要介護2の方が1か月（暦月）に次のサービスを利用した場合

- ① 訪問介護（身体介護）を昼間に30分以上1時間未満で8日間利用
- ② 特別養護老人ホーム併設事業所で通所介護（8時間）を8日間利用



- ① 訪問介護（身体介護・30分以上1時間未満）のサービス単位 396単位
訪問介護の地域単価（厚木市に事業所がある場合） 10.84円/単位
 - ・ 396単位×8回=3,168単位
 - ・ 3,168単位×10.84円=34,341円
- ② 通所介護（通常規模型通所介護8時間以上9時間未満）のサービス単位 787単位
入浴介助加算（I）（1日につき） 40単位
通所介護の地域単価（厚木市内に事業所がある場合） 10.54円/単位
 - ・ (787単位+40単位)×8回=6,616単位
 - ・ 6,616単位×10.54円=69,732円



- 合計利用単位
3,168単位+6,616単位=9,784単位<19,705単位（支給限度基準額内）
- 合計利用額
34,341円+69,732円=104,073円
- 合計利用者負担額
104,073円×0.9=93,665円
104,073円-93,665円=10,408円
 - ※ 詳細については、利用施設等により異なります。

※利用者負担が1割の場合の計算例です。

一定以上所得のある方は、利用者負担が2割又は3割となります。

(4) 施設サービス

サービス名	内 容
① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	居宅で適切な介護を受けることが困難な原則要介護3以上の要介護者が入所する施設で、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の援助や機能訓練などを受けるサービスです。 サービスの利用料(介護保険対象外の費用を含む。)は、要介護状態区分や利用施設などにより異なりますので、サービスの利用開始前に必ず確認してください。食費と居住費は自己負担です。
② 介護老人保健施設(老人保健施設)	病状が安定した要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理の下での介護やリハビリテーション、その他日常生活上の援助などを受けるサービスです。 サービスの利用料(介護保険対象外の費用を含む。)は、要介護状態区分や利用施設などにより異なりますので、サービスの利用開始前に必ず確認してください。食費と居住費は自己負担です。
③ 介護療養型医療施設(療養病床等)	長期間にわたる療養が必要な要介護者が、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを受けるサービスです。※2024年に介護医療院へ移行します。 サービスの利用料(介護保険対象外の費用を含む。)は、要介護状態区分や利用施設などにより異なりますので、サービスの利用開始前に必ず確認してください。食費と居住費は自己負担です。
④ 介護医療院(介護体制の整った医療施設)	長期間にわたる療養が必要な要介護者が、介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療などを受けるサービスです。 各サービスの利用料(介護保険対象外の費用を含む。)は、要介護状態区分や利用施設などにより異なりますので、サービスの利用開始前に必ず確認してください。食費と居住費は自己負担です。

要支援者(要支援1・2)が利用できるサービス

(1) 介護予防サービス

サービス名	内 容
① 介護予防訪問入浴介護	居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい要支援者が、居宅で入浴できるよう事業者が用意する浴槽により、入浴の介護を受けるサービスです。
② 介護予防訪問介護	要支援者が、医師の指示に基づき、看護師や理学療法士、作業療法士などから、療養上の指導と診察の補助を受けるサービスです。
③ 介護予防訪問リハビリテーション	要支援者が、医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士などの訪問により、身体機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを受けるサービスです。
④ 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	要支援者が、介護老人保健施設や医療機関などに通い、身体機能の維持回復のため、専門職による適切なリハビリテーションを受けるサービスです。
⑤ 介護予防・福祉用具の貸与	介護予防を目的として家庭で使用する福祉用具の貸与を受けるサービスです。 特殊寝台や車椅子等の貸与については、身体等の特別な事情がある場合のみ利用可能です。

⑥ 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	要支援者が、介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の援助を受けるサービスです。
⑦ 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	要支援者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護、その他必要な医療や日常生活上の援助を受けるサービスです。
⑧ 介護予防居宅療養管理指導	<p>要支援者が、医師や歯科医師、薬剤師などの訪問により、療養上の管理や指導を受けるサービスです。指導者の職種ごとに、1か月を単位として定められた回数の範囲内で利用できます。</p> <p>○利用限度回数 (1か月当たり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師・歯科医師 2回 ・薬剤師 (医療機関) 2回 ・薬剤師 (薬局) 4回 (がん末期患者の場合、月8回) ・管理栄養士 2回 ・歯科衛生士等 4回 <p>各サービスの利用料は (介護保険対象外の費用を含む)、指導者の職種などにより異なりますので、サービスの利用開始前に必ず確認 (介護保険対象外の費用を含む。) してください。</p>
⑨ 介護予防特定施設入居者生活介護	要支援者が、有料老人ホームなどの特定施設に入居し、サービス計画に基づいて、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の援助を受けるサービスです。
⑩ 介護予防支援	<p>要支援者が介護予防サービスを利用するために、地域包括支援センターの職員が行う介護予防サービス計画 (介護予防ケアプラン) の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。</p> <p>原則として、介護予防支援についての利用者負担はありませんが、各サービスの利用料 (介護保険対象外の費用を含む。) については、介護予防サービス支援計画を作成する際に必ず確認してください。</p> <p>介護予防サービス計画の作成は、一部を地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託することが可能となっていますので、今までのケアマネジャーに依頼することも可能です。</p>

(2) 地域密着型介護予防サービス ※原則として、市民の方のみ利用が可能です。

サービス名	内 容
① 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の要支援者が、介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) や通所介護施設 (デイサービスセンター) などに通い、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。食費は自己負担です。

サービス名	内 容
②介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援者が、「通い」を中心とし事業所で入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。また、利用者の状況に応じて、居宅に訪問したり、短期間事業所に宿泊することができます。食費と滞在費は自己負担です。
③介護予防認知症対応型共同生活介護	<p>認知症の要支援者が、共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の援助を受けるサービスです。</p> <p>各サービスの利用料（介護保険対象外の費用を含む。）は、要介護状態区分や利用施設などにより異なりますので、サービスの利用開始前に必ず確認してください。食費と居住費は自己負担です。</p> <p>※利用上の留意事項 要支援1の方は利用できません。</p>

（3）申請により費用の一部が支給されるサービス

サービス名	内 容
①介護予防特定福祉用具販売（介護予防福祉用具購入費の支給）	<p>要支援者が、都道府県の指定を受けた事業者から特定福祉用具を購入した場合、購入した金額（10万円を限度）から負担割合分を引いた金額が保険給付されるサービスです。</p> <p>※ 都道府県の指定を受けていない事業者で対象品目を購入された場合、購入費用の支給が受けられませんので、購入前に必ずケアマネジャーなどに御相談ください。</p> <p>○特定福祉用具の対象品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 ・排泄予測支援機器
	<p>○サービス利用方法</p> <p>購入費用の全額を事業者に支払い、市に申請した後、保険給付分が支払われます。（申請から支払いまでは2か月程かかります。）</p>
	<p>○申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・領収書（宛名は被保険者本人に限ります。） ・購入した福祉用具のパフレットなど ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・振込先のわかるもの
	<p>○サービス利用限度</p> <p>毎年4月1日からの1年間ごと（購入日基準）に、支給限度基準額（10万円）の範囲内で利用できます。</p> <p>ただし、同じ種目の物については、上記期間内につき原則1回限りの利用となります。</p>

サービス名	内 容
	<p>要支援者が、居住している住宅に手すりの取付や段差解消などの小規模な改修（新築・増改築は対象外）を行った場合に、住宅改修に要した金額（20万円を限度）から負担割合分を引いた金額が保険給付されるサービスです。</p>
	<p>○サービス利用方法</p> <p>住宅改修で保険給付を受ける場合は、その住宅改修が保険給付の対象工事となるかどうかの確認を含めた事前申請、工事完了後の住宅改修完了の届出が必要になります。（住宅改修完了届の提出から支払いまでは2か月程かかります。）</p>
	<p>○支給方法</p> <p>利用者の方は、次のどちらかを選択できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「償還払い」 （保険給付対象費用の全額を施工業者に支払った後に、保険給付として対象費用から負担割合分を引いた金額を市から受領する方法） ・「受領委任払い」 （施行費用の全額から、保険給付対象額を差し引いた金額を施工業者に支払い、保険給付対象金額は、市から施工業者に直接支払う方法。）
<p>②介護予防住宅改修費の支給</p>	<p>○対象改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付 ・段差の解消 ・滑りの防止、移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸などへの扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他上記の改修に付帯して必要となる住宅改修 <p>※詳細については改修前にケアマネジャーなどに御確認ください。</p>
	<p>◎申請に必要なもの</p> <p>○事前申請（工事着手前）に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費支給申請書 ・住宅改修が必要な理由書 （ケアマネジャー、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者が作成したもの） ・理由書作成者の資格を証明する書類 ・工事費見積書 ・改修前の状態が確認できる書類（日付入りの写真、図面等） ・住宅の所有者の承諾書※記名の場合は押印が必要 （住宅の所有者と被保険者が異なる場合） ・受領委任払いに関する誓約書※記名の場合は押印が必要 （受領委任払いを利用する場合にのみ必要） ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 <p>○住宅改修完了後の届出に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修完了届 ・領収書（宛名は被保険者本人に限る） ・工事費内訳書 ・改修後の状態が確認できる書類（日付入りの写真） ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証

②介護予防住宅改修費の支給	<p>○サービス利用限度 原則として、居住している住宅ごと（着工日基準）に支給限度基準額（20万円）の範囲内で、利用できます。 本人や家族が改修を行う場合は、材料の購入費のみ支給対象となります。</p> <p>○利用上の留意事項 改修工事が介護保険の対象となるかどうかの確認を含めた申請（改修前の写真（日付入り）など）が必要となりますので、改修前に必ずケアマネジャーなどに御相談ください。 事前申請に基づく市の住宅改修承認前に工事に着手した場合や、事前申請の内容と実際の工事内容が相違している場合には、原則として、住宅改修費の支給対象となりませんので御留意ください。</p>
---------------	---

★サービス単位の金額換算方法等

例：要支援2の方が1か月（暦月30日）に次のサービスを利用した場合

- ① 特別養護老人ホーム併設事業所で通所型サービスを利用
- ② 特別養護老人ホーム併設事業所で短期入所を6日間利用



- | | |
|--|------------|
| ① 通所型サービスのサービス単位（月額） | 3,428 単位 |
| 通所介護の地域単価（厚木市内に事業所がある場合） | 10.54 円/単位 |
| ・ 3,428 単位 × 10.54 円 = 36,131 円 | |
| | |
| ② 介護予防短期入所（併設型介護予防短期入所生活介護〈多床室〉・1日）のサービス単位 | 555 単位 |
| 送迎加算（片道） | 184 単位 |
| 短期入所の地域単価（厚木市内に事業所がある場合） | 10.66 円/単価 |
| ・ {555 単位 + (184 単位 × 2 回)} × 6 回 = 5,538 単位 | |
| ・ 5,538 単位 × 10.66 円 = 59,035 円 | |



- 合計利用単位
3,428 単位 + 5,538 単位 = 8,966 単位 < 10,531 単位（支給限度基準額内）
- 合計利用額
36,131 円 + 59,035 円 = 95,166 円
- 合計利用者負担額
95,166 円 × 0.9 = 85,649 円
95,166 円 - 85,649 円 = 9,517 円
※詳細については、利用施設等により異なります。

※利用者負担が1割の場合の計算例です。

一定以上所得のある方は、利用者負担が2割又は3割となります。

高額介護（介護予防）サービス費

高額介護（介護予防）サービス費

介護保険でサービスを利用した時に、利用者負担分として支払った負担額（福祉用具購入費、住宅改修費、介護保険対象外の費用は除く）が1か月を単位として本人若しくは世帯の負担上限額を超えたときは、その上限額を超えた額が高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

○高額介護（介護予防）サービス費の月額負担上限額

所得区分等	個人の負担上限額	世帯の負担上限額
生活保護を利用されている方又は利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の利用者とならない方	15,000円	15,000円
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方又は老齢福祉年金受給者	15,000円	24,600円
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が年額80万円を超える方	24,600円	24,600円
一般	44,400円	44,400円
年収約383万円以上約770万円未満の方	44,400円	44,400円
年収約770万円以上約1,160万円未満の方	93,000円	93,000円
年収約1,160万円以上の方	140,100円	140,100円

利用者負担額が初めて月額負担上限額を超えた場合には、市から申請書を送付しますので申請をお願いします。

なお、一度申請されますと、利用者負担が月額負担上限額を超えた場合に、その超えた額を申請書に記載された指定口座へ自動的に振り込みます。

○申請に必要なもの

- ・申請書
- ・介護保険被保険者証
- ・預金通帳等振込先のわかるもの

高額医療・高額介護合算療養費

高額医療・高額介護合算療養費

同じ世帯で医療費と介護サービス費の自己負担額を合算した額が限度額（年額※）を超えた場合、超えた額が高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。

○高額医療・高額介護合算療養費の限度額

所得区分	後期高齢者医療制度 +介護保険 (75歳以上の方)	医療保険+介護保険 (70~74歳の方)
課税所得 690万円以上	212万円	212万円
課税所得 380万円以上	141万円	141万円
課税所得 145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

所得区分	70歳未満の方
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税世帯非課税	34万円

- ・自己負担額は毎年8月1日から翌7月31日までの期間の自己負担額を合算した額です。
- ・自己負担限度額を超える額が500円未満の場合は支給の対象となりません。
- ・低所得者Ⅰの世帯で、介護（予防）サービスの利用者が複数いる場合は医療保険からの支給は自己負担限度額が19万円と計算され、介護保険からの支給は31万円と計算されます。
- ・同一世帯でも医療保険が異なる場合は合算されません。
- ・医療のみを利用している世帯または介護サービスのみを利用している世帯は対象になりません。
- ・高額介護サービス費が支給されている場合、支給された金額は自己負担額から減額されます。

○申請について

計算期間中の末日となる基準日（毎年7月31日）現在に加入している医療保険者が申請窓口となります。

- ・国民健康保険に加入している方→ 国保年金課へ申請します。
- ・後期高齢者医療制度に加入している方→ 国保年金課（長寿医療係）へ申請します。

・その他医療保険に加入している方→ 介護福祉課へ申請後、介護保険自己負担額証明書が発送されますので、届いた介護保険自己負担証明書をお持ちになり、加入している医療保険者へ申請します。

※対象期間中に医療保険や介護保険の異動があった場合、申請には異動前の保険者で発行される自己負担額証明書が必要になります。

○申請に必要なもの（国保年金課へ申請する場合）

- ・国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・医療保険又は介護保険を利用している方の振込先口座のわかるもの
- ・印かん（シャチハタは不可）
- ・異動前の保険者の自己負担額証明書（対象期間中に異動がある場合のみ）

※詳細につきましては申請する窓口へお問い合わせください。

低所得の方に対する負担の軽減

食費と居住費（滞在費）の負担の軽減（負担限度額認定）

○サービス内容

施設サービス（ショートステイを含む）を利用される場合、食費や居住費（滞在費）は利用者負担となりますが、世帯全員が住民税非課税の方については限度額を設けることで負担を軽減します。

※負担の軽減を受けるには認定が必要になります。限度額の認定を希望される方は、市へ申請をしてください。認定された場合には、「負担限度額認定証」を交付しますので、サービスを受ける際には、必ず利用施設に提示してください。

※次のいずれかに該当する場合、認定を受けられません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金額が一定額を超える場合

<利用者負担段階ごとの預貯金額の基準額>

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合

第3段階①：単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合

第3段階②：単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※第2号被保険者（65歳未満）の方は、段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

○負担限度額（日額）

所得区分等		食費の負担限度額		居住費（滞在費）の負担限度額	
		施設サービス	短期入所サービス		
第1段階	高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方又は生活保護を利用されている方	300円	300円	ユニット型個室	820円
				ユニット型個室的多床室	490円
				従来型個室（特養等）	320円
				従来型個室（老健・療養等）	490円
				多床室	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が年額80万円以下の方	390円	600円	ユニット型個室	820円
				ユニット型個室的多床室	490円
				従来型個室（特養等）	420円
				従来型個室（老健・療養等）	490円
				多床室	370円

第3段階 ①	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が年額80万円超120万円以下の方	650円	1,000円	ユニット型個室	1,310円
				ユニット型個室的多床室	1,310円
				従来型個室（特養等）	820円
				従来型個室（老健・療養等）	1,310円
				多床室	370円
第3段階 ②	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が年額120万円を超える方	1,360円	1,300円	ユニット型個室	1,310円
				ユニット型個室的多床室	1,310円
				従来型個室（特養等）	820円
				従来型個室（老健・療養等）	1,310円
				多床室	370円

※年金収入等とは、課税年金収入と非課税年金（遺族年金や障害年金等）収入と合計所得金額を合算したものです。

○住民税世帯課税者の方の特例減額制度

世帯の中に住民税課税者がいる方は、居住費（滞在費）と食費の負担が軽減されませんが、介護保険施設に入所することによって、残された世帯員の在宅での生活が困難にならないよう、負担を軽減する制度があります。

○申請に必要なもの

- ・申請書
- ・同意書
- ・本人確認書類
- ・預金通帳の写し等、預貯金額がわかるもの

※詳細につきましては介護福祉課へお問い合わせください。

※ホームヘルプサービス利用者に対する制度移行措置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担がない方で、65歳到達前1年の間に障害者施策によるホームヘルプサービスの利用実績があり、平成18年4月1日以降、65歳に到達したことで、介護保険制度の適用を受けることになった方、又は特定疾病により要介護（要支援）の状態となった40歳から64歳までの方については、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問型サービスを利用した場合の利用者負担の割合が全額免除となります。

対象となる方は、市へ申請をしてください。

※社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担の軽減

低所得で特に生計が困難な方であって、世帯全員が市民税非課税の方及び生活保護利用者が社会福祉法人の提供するサービスを利用する場合には利用者負担が軽減される場合があります。

軽減を希望される方は、市へ申請をしてください。軽減の対象として認められた場合には、「軽減対象確認証」を交付しますので、サービスを受ける際、必ず利用施設に提示してください。

サービス内容についての苦情・相談窓口

サービス内容について不満や相談があるときは、介護福祉課又は神奈川県国民健康保険団体連合会へお問い合わせください。

- ・ 厚木市介護福祉課 介護給付係 ☎（046）225－2240
- ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会 ☎（045）329－3447

6 介護予防・日常生活支援総合事業

担当課 介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 225-2220

要介護状態になることを予防し、社会に参加しながら、いつまでも元気でいきいきとした生活を送ることができるよう支援します。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2と認定された方と基本チェックリストにより支援が必要と該当された方が対象となります。

サービス名	内 容
訪問型サービス (旧介護予防訪問 介護相当)	要支援者等が、居宅において訪問介護員(ホームヘルパー)から、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、その他日常生活上の援助を受けるサービスです。
訪問型サービスA (基準緩和型サー ビス)	訪問型サービスよりも緩和した基準によるサービスになります。訪問型サービスの範囲内で、利用者の状態に応じて、調理、掃除、ゴミの分別等の日常生活上の支援を受けるサービスです。
訪問型サービスB (住民主体)	市の定める基準に基づき、住民ボランティアから、調理、掃除、ゴミの分別等の日常生活上の支援を受けるサービスです。
通所型サービス (旧介護予防通所 介護相当)	要支援者等が、通所施設(デイサービスセンター)などに通い、入浴、排せつなどの介護や食事等のサービスや生活機能向上のための支援を受けるサービスです。
通所型サービスB (住民主体)	市の定める基準に基づき、住民ボランティアから、体操やレクリエーション等定期的な利用ができる通いの場です。
通所型サービスC (短期集中予防サ ービス)	保健・医療の専門職による、3～6か月の間で、排せつ、入浴、調理等の生活行為の改善を目的とした介護予防プログラムです。

一般介護予防事業

(1) 一般介護予防教室

参加を希望する65歳以上の高齢者（要介護の認定を受けている方は要相談。）を対象に実施する介護予防教室です。

教室・講座	主 な 内 容
からだいきいき運動教室	運動器（骨・関節・筋肉・じん帯・神経といった人間の体の動きを担当する組織・器官）の機能を高める体操や、レクリエーションなどを行い、転倒による骨折や運動器の機能低下を予防します。
	内容 ・体力測定、運動実技
らくらく水中運動教室	体に負担の少ない水中での運動により、運動器の機能を高め、転倒による骨折や運動器の機能低下を予防します。
	内容 ・オリエンテーション及び健康チェック ・体力測定、水中運動等
物忘れ予防・脳いきいき教室	脳の機能を高める脳トレーニングやレクリエーションを行い、物忘れなどを予防します。
	内容 ・認知症予防脳トレーニング ・レクリエーション
お口の健康講座	口腔機能や高齢期の栄養について学び、オーラルフレイルを予防します。
脳とからだのいきいき運動教室	認知課題と運動課題を同時に行い、認知症と運動器の機能低下を予防します。
	内容 ・体力測定 ・コグニサイズを取り入れた実技

(2) フレイルチェック

加齢により筋力や心身の活力が低下した状態（＝フレイル）チェックを行い、その兆候を知るとともに、要介護にならないためにはどうしたらよいか、取組のきっかけづくりをします。

その他の事業

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」を養成します。

講座は約90分、地域包括ケア推進課職員、各地域包括支援センター職員等が講師となります。（無料）

連絡先 地域包括ケア推進課 ☎225-2047

(2) 家族介護支援事業

要介護・要支援者を介護している家族等を対象に、健康相談などの支援事業を地域包括支援センター等で行っています。

(3) 介護サービス相談員派遣事業

介護サービスの事業所等を訪ね、サービス利用者及びその家族の相談等に応じる介護サービス相談員の派遣を行っています。

地域包括支援センター（10ヶ所）

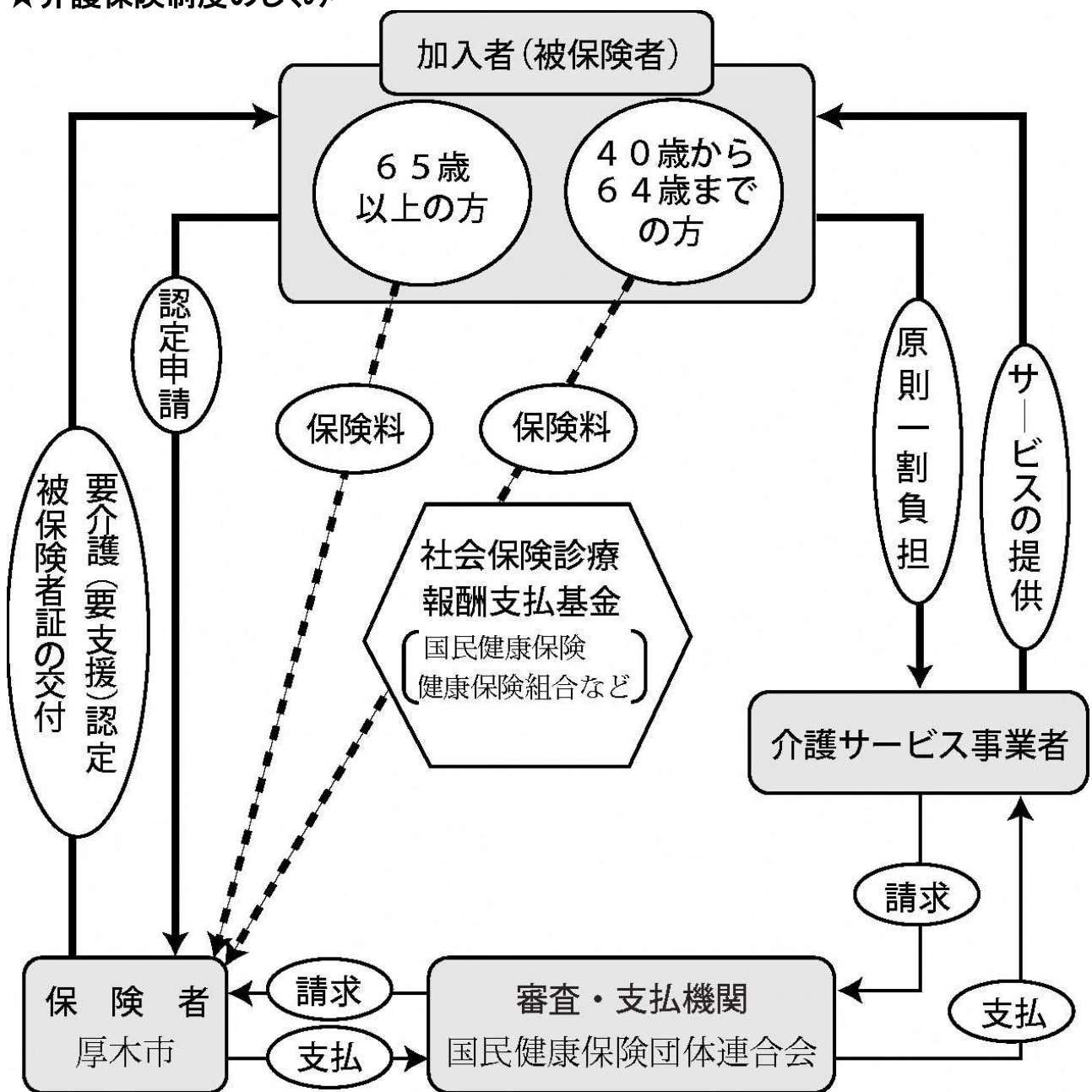
高齢者の介護予防や福祉、保健、権利擁護など高齢者の生活を支える総合窓口です。施設の一覧は、P. 148をご覧ください。

★介護保険サービス又は介護予防・生活支援サービスを利用するときの負担
支給限度基準額



※ 一定以上所得のある方は利用者負担が2割又は3割。
 ※ 介護保険の対象とならないサービス費用(全額自己負担分)もありますので、サービス利用前に必ず確認してください。

★介護保険制度のしくみ



資 料 編

1 厚木市の人口推移

区 分	人 口 (人)			世帯数 (世帯)	備 考
	総 数	男	女		
昭和 30 年 2 月 1 日	31,295	…	…	…	(市制施行)
30 年 10 月 1 日	44,556	22,131	22,425	8,127	国 勢 調 査
35 年 〃	46,243	23,060	23,183	9,029	〃
40 年 〃	61,388	31,174	30,214	13,521	〃
45 年 〃	82,894	42,623	40,271	20,202	〃
50 年 〃	108,955	56,680	52,275	28,809	〃
55 年 〃	145,392	75,118	70,274	45,197	〃
60 年 〃	175,600	91,658	83,942	57,021	〃
平成 2 年 〃	197,283	104,288	92,995	69,187	〃
8 年 〃	210,008	110,180	99,828	77,436	推 計 人 口
9 年 〃	212,407	111,314	101,093	79,045	〃
10 年 〃	214,674	112,428	102,246	80,832	〃
11 年 〃	215,785	112,587	103,198	81,738	〃
12 年 〃	217,369	113,394	103,975	83,525	国 勢 調 査
13 年 〃	219,676	114,646	105,030	85,604	推 計 人 口
14 年 〃	221,047	115,323	105,724	87,118	〃
15 年 〃	221,226	115,160	106,066	88,034	〃
16 年 〃	222,099	115,591	106,508	89,373	〃
17 年 〃	222,403	116,150	106,253	89,740	国 勢 調 査
18 年 〃	223,841	116,984	106,857	91,152	推 計 人 口
19 年 〃	224,619	117,530	107,089	92,378	〃
20 年 〃	226,419	118,581	107,838	94,325	〃
21 年 〃	226,059	118,182	107,877	94,706	〃
22 年 〃	224,420	116,927	107,493	92,476	国 勢 調 査
23 年 〃	224,101	116,553	107,548	93,064	推 計 人 口
24 年 〃	224,776	116,889	107,887	94,225	〃
25 年 〃	224,954	116,929	108,025	95,054	〃
26 年 〃	225,166	117,052	108,114	96,281	〃
27 年 〃	225,714	116,658	109,056	95,824	国 勢 調 査
28 年 〃	225,541	116,511	109,030	96,767	推 計 人 口
29 年 〃	225,693	116,655	109,038	98,145	〃
30 年 〃	225,204	116,487	108,717	99,336	〃
令和元年 〃	224,677	116,247	108,430	100,377	〃
2 年 〃	223,747	115,319	108,428	100,073	国 勢 調 査
3 年 〃	223,813	115,269	108,544	101,447	推 計 人 口
4 年 〃	224,095	115,378	108,717	103,411	推 計 人 口

(注) 1 当該年月日における行政区内人口です。

2 昭和 54 年以前と昭和 55 年以後では、世帯のとらえ方が異なります。

2 福祉部、市民健康部及びこども未来部（該当課）の構成図

※網掛けの係は、厚木市福祉事務所です。

○福祉部

福祉総務課	福祉政策係 225-2200	発達支援係 225-2252	自立支援担当 225-2895		
生活福祉課	経理給付係 225-2213	保護第一係 225-2211	保護第二係 225-2212	保護第三係 225-2891	保護第四係 225-2811
障がい福祉課	障がい福祉係 225-2221	障がい給付係 225-2225	障がい者支援 第一係 225-2247	障がい者支援 第二係 225-2254	
介護福祉課	介護給付係 225-2240	介護認定係 225-2392	介護保険料係 225-2393	高齢者支援係 225-2220	
地域包括ケア 推進課	地域包括ケア 推進係 225-2047	地域支援係 225-2224			

○市民健康部

国保年金課	国保管理係 225-2125	国保給付係 225-2120	国保保険料係 225-2123	国民年金係 225-2124	長寿医療係 225-2223
健康長寿推進課	健康医療係 225-2174	保健福祉施設係 225-2525			
健康づくり課	保健第一係 225-2597	保健第二係 225-2201	保健第三係 225-2203	新型コロナウ イルスワクチ ン接種担当 225-2980	

○こども未来部

こども育成課	こども政策係 225-2262	放課後こども係 225-2582		
保育課	保育認定・ 給付係 225-2231	保育施設係 225-2768	保育所 4か所	相川 225-2257 小鮎 225-2259 玉川 225-2260 南毛利 225-2261
子育て給付課	こども家庭 支援係 225-2241	こども医療・ 手当係 225-2230		
子育て支援 センター	子育て支援係 225-2922			
家庭相談課	児童相談係 225-2244	女性相談係 225-2953		

3 福祉部の担当業務

福祉総務課（福祉政策係、発達支援係、自立支援担当）

- (1) 社会福祉の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 公印（福祉事務所に係る公印に限る）の管理に関すること。
- (3) 文書（福祉事務所に係る文書に限る）の收受に関すること。
- (4) 社会福祉に係る統計に関すること。
- (5) 災害援護に関すること。
- (6) 避難行動要支援者避難支援者名簿に関すること。
- (7) 社会福祉大会に関すること。
- (8) 社会福祉基金に関すること。
- (9) 社会を明るくする運動に関すること。
- (10) 戦没者及び戦没者遺族等に関すること。
- (11) 原子爆弾被爆者に関すること。
- (12) 中国残留邦人等及びその配偶者に関すること。
- (13) 民生委員・児童委員に関すること。
- (14) ホームレスの自立支援に関すること。
- (15) 生活困窮者の自立支援に関すること。
- (16) 日本赤十字社に関すること。
- (17) 厚木市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (18) 保健福祉審議会に関すること。
- (19) 児童発達支援事業に関すること。
- (20) 療育支援事業に関すること。
- (21) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく事務（心のバリアフリーの推進事務に限る）に関すること。
- (22) 平和都市推進事業に関すること。
- (23) 社会福祉法人の設立認可、監査等に関すること。
- (24) 福祉総合情報システムの運用管理に関すること。
- (25) 部内の施策等の政策調整に関すること。
- (26) 部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。
- (27) 部内の庶務及び人事に関すること。
- (28) 部内会議に関すること。
- (29) 関係機関との総合調整に関すること。

地域包括ケア推進課（地域包括ケア推進係、地域支援係）

- (1) 地域包括ケア社会の推進に関すること。
- (2) 地域包括ケア推進会議に関すること。
- (3) 包括的支援事業に関すること。
- (4) 地域福祉の推進に関すること。
- (5) 高齢者の生きがいくりに関すること。
- (6) 老人憩の家に関すること。
- (7) 福祉有償運送市町村共同運営協議会に関すること。

生活福祉課（経理給付係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係）

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護の決定、実施及び経理に関すること。
- (2) その他生活保護法の関連事務に関すること。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 9 条に係る事務に関すること。

障がい福祉課（障がい福祉係、障がい給付係、障がい者支援第一係、障がい者支援第二係）

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく障害者福祉計画に関する事。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事務に関する事。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に基づく事務に関する事。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく事務に関する事。
- (5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく通所支援等の事務に関する事。
- (6) 特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当に関する事。
- (7) 障害者の在宅福祉に関する事。
- (8) 心身障害者医療費助成に関する事。
- (9) 障害者福祉施設に関する事。
- (10) 障害者福祉関係団体に関する事。
- (11) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に関する事。
- (12) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）に基づく事務に関する事。
- (13) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達方針に関する事。
- (14) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づく事務に関する事。

介護福祉課（介護給付係、介護認定係、介護保険料係、高齢者支援係）

- (1) 介護保険事業計画に関する事。
- (2) 介護保険事業特別会計予算の編成及び執行管理に関する事。
- (3) 介護保険の保険給付に関する事。
- (4) 介護保険の審査請求に関する事。
- (5) 介護保険料の賦課及び徴収に関する事。
- (6) 介護保険被保険者資格に関する事。
- (7) 介護保険料の納付奨励に関する事。
- (8) 介護保険料の滞納処分等の執行及び欠損処分に関する事。
- (9) 介護保険料の徴収の嘱託及び受託に関する事。
- (10) 介護認定審査会に関する事。
- (11) 要介護等の認定に関する事。
- (12) 地域密着型サービス等事業者の指定に関する事。
- (13) 高齢者福祉施策（健康づくり課が所掌する事務を除く。）に関する事。
- (14) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく措置及び経理に関する事。
- (15) 高齢者の総合相談に関する事。
- (16) 介護保険施設及び介護保険施設以外の老人福祉施設に関する事。
- (17) 高齢者の生きがいづくりに関する事。
- (18) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (19) 敬老事業に関する事。
- (20) 生きがいセンターの管理に関する事。
- (21) 厚木市シルバー人材センターとの連絡調整に関する事。

4 市民健康部（該当課）の担当業務

健康長寿推進課（健康医療係、保健福祉施設係）

- (1) 地域医療施策に係る総合的な企画及び調査研究に関すること。
- (2) 救急医療に関すること。
- (3) 休日等急患センターに関すること。
- (4) 健康・食育計画に関すること。
- (5) 保健思想の普及及び啓発に関すること。
- (6) 感染症予防計画に関すること。
- (7) 献血に関すること。
- (8) 保健福祉センターの運営管理に関すること。
- (9) 老人福祉センターの運営管理に関すること。
- (10) 厚木市老人クラブ連合会の指導育成に関すること。

国保年金課（国保管理係、国保給付係、国保保険料係、国民年金係、長寿医療係）

- (1) 国民健康保険事業特別会計予算の編成及び執行管理に関すること。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (3) 国民健康保険被保険者資格に関すること。
- (4) 国民健康保険料の賦課及び国民健康保険料（滞納繰越分を除く）の徴収に関すること。
- (5) 国民健康保険料の納付奨励に関すること。
- (6) 国民健康保険料の徴収の嘱託並びに国民健康保険料及び国民健康保険税の徴収の受託に関すること。
- (7) 国民健康保険料（滞納繰越分を除く）の滞納処分の執行及び国民健康保険料の不納欠損処分に関すること。
- (8) 国民健康保険の保険給付に関すること。
- (9) 国民健康保険の保健事業に関すること。
- (10) 国民健康保険の高齢受給者に関すること。
- (11) 国民健康保険被保険者の特定健康診査等に関すること。
- (12) 国民健康保険被保険者の特定保健指導に関すること。
- (13) 国民年金被保険者に係る諸届（法定受託事務に限る。）に関すること。
- (14) 国民年金の裁定請求及び受給に係る諸届（法定受託事務に限る。）に関すること。
- (15) 老齢福祉年金事務（法定受託事務に限る。）に関すること。
- (16) その他国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (17) 後期高齢者医療事業特別会計予算の編成及び執行管理に関すること。
- (18) 後期高齢者医療の被保険者資格に関すること。
- (19) 後期高齢者医療の保険給付に関すること。
- (20) 後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
- (21) 後期高齢者医療保険料の納付奨励に関すること。
- (22) 後期高齢者医療保険料の滞納処分の執行及び欠損処分に関すること。
- (23) 後期高齢者医療保険料の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (24) 後期高齢者医療の保健事業に関すること。
- (25) 窓口のサービス拡充に関すること。

健康づくり課

（保健第一係、保健第二係、保健第三係、新型コロナウイルスワクチン接種担当）

- (1) 成人保健事業に関すること。
- (2) 母子保健事業に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 出産費用貸付金に関すること。
- (5) 自殺対策に関すること。

5 こども未来部（該当課）の担当業務

こども育成課（こども政策係、放課後こども係）

- (1)子どもに関する施策の企画及び調整に関すること。
- (2)放課後児童クラブに関すること。
- (3)放課後子ども教室に関すること。
- (4)子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく事務に関すること。
- (5)子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画に関すること。
- (6)企業の子育て支援に関すること。
- (7)幼稚園に関すること。
- (8)幼稚園送迎ステーションに関すること。
- (9)認定こども園に関すること。

子育て給付課（こども家庭支援係、こども医療・手当係）

- (1)子ども医療費助成に関すること。
- (2)児童手当に関すること。
- (3)子育て日常生活支援事業に関すること。
- (4)ひとり親家庭等の医療費助成に関すること。
- (5)特定不妊治療費助成に関すること。
- (6)児童扶養手当に関すること。
- (7)特別児童扶養手当に関すること。
- (8)母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金に関すること。
- (9)母子・父子相談に関すること。
- (10)母子家庭・父子家庭等の支援に関すること。
- (11)助産施設及び母子生活支援施設への入所に関すること。
- (12)養育医療の給付に関すること。

子育て支援センター（子育て支援係）

- (1)子育て支援センターに関すること。
- (2)乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に関すること。
- (3)ほっとタイムサポーター事業に関すること。
- (4)ファミリー・サポート・センターに関すること。
- (5)子育て支援託児サービスに関すること。
- (6)あつぎ市民交流プラザ(屋内広場に限る。)の運営に関すること。

保育課（保育認定・給付係、保育施設係、市立保育所（4か所））

- (1)保育所等の施設整備に関すること。
- (2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施及び経理に関すること。
- (3)市立保育所の運営管理に関すること。
- (4)市立保育所の民営化に関すること。
- (5)民間保育所等の指導監査に関すること。
- (6)家庭的保育事業に関すること。
- (7)小規模保育事業に関すること。
- (8)私設(届出)保育施設に関すること。
- (9)コミュニティ保育に関すること。

家庭相談課（児童相談係、女性相談係）

- (1)児童虐待、ヤングケアラー及びDV防止に関すること。
- (2)女性相談に関すること。
- (3)売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づく保護更生に関する連絡調整に関すること。

6 厚木市の予算

予算の総額

(単位:千円・%)

会計区分	令和5年度	令和4年度	比較増減	対前年度増減比	構成比			
					令和5年度	令和4年度		
一般会計	92,300,000	93,600,000	▲ 1,300,000	▲ 1.4	57.8	58.8		
特別会計	公共用地取得事業	1,435,560	1,583,729	▲ 148,169	▲ 9.4	0.9	1.0	
	後期高齢者医療事業	3,643,000	3,558,000	85,000	2.4	2.3	2.2	
	国民健康保険事業	22,078,000	21,957,000	121,000	0.6	13.8	13.8	
	介護保険事業	17,235,000	16,144,000	1,091,000	6.8	10.8	10.2	
	計	44,391,560	43,242,729	1,148,831	2.7	27.8	27.2	
	公営企業会計	病院事業	13,401,000	12,792,000	609,000	4.8	8.4	8.0
		公共下水道事業	9,569,192	9,545,079	24,113	0.3	6.0	6.0
計		22,970,192	22,337,079	633,113	2.8	14.4	14.0	
合計	159,661,752	159,179,808	481,944	0.3	100.0	100.0		

7 主要数値 ※基準日が4月1日の項目は、令和5年度の数値も記載しています。

区分	項目	基準日	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単位		
	人口（推計人口）	4月1日	225,194	224,655	224,139	223,762	223,506	223,815	人		
	65歳以上（住民基本台帳人口）	〃	55,442	56,398	57,397	58,072	58,483	58,715	人		
	高齢化率	〃	24.61	25.1	25.6	25.95	26.16	26.2	%		
	要介護（要支援）認定者	〃	7,602	7,962	8,221	8,528	8,944		人		
I 高齢者のために	敬老事業	100歳以上	9月15日	27	67	82	78	77		人	
		99歳（白寿）	〃	32	46	40	32	58		人	
		90歳以上	〃	—	—	—	—	—		人	
		88歳（米寿）	〃	613	669	770	804	844		人	
		77歳（喜寿）	〃	2,384	2,625	2,574	2,691	2,217		人	
		75歳以上	〃	—	—	—	—	—		人	
		結婚60年夫妻	〃	—	—	—	—	—		組	
		結婚50年夫妻	〃	—	—	—	—	—		組	
		三代夫妻	〃	—	—	—	—	—		組	
		長寿夫妻	〃	—	—	—	—	—		組	
I 高齢者のために	生きがい事業	老人憩の家 施設数	年度末	42	42	42	42	42		館	
		〃 利用件数	〃	11,524	10,601	5,099	7,343	10,054		件	
		〃 利用者数	〃	143,720	132,460	44,207	61,346	88,613		人	
		高齢者バス割引乗車券 購入費助成事業	年度末	10,116	10,380	8,412	7,621	7,617		件	
		はり・灸・マッサージ施術 助成延利用者数	年度末	5,593	5,065	4,760	5,508	6,010		人	
		老人福祉センター寿荘 利用者数	年度末	113,787	105,246	28,376	44,473	105,015		人	
I 高齢者のために	虚弱・ ねたきり・ ひとり暮らし 認知症・ 老人対策事業	ねたきり老人 登録者数	4月1日	181	166	189	229	213	201	人	
		ひとり暮らし老人 登録者数	〃	2,424	2,466	2,427	2,410	2,362	2,360	人	
		認知症老人 登録者数	〃	75	69	77	92	74	69	人	
		老人福祉電話実施	4月1日	—	—	—	—	—	—	人	
		自立支援用具等購入費 助成事業	年度末	393	373	357	344	363		件	
		理髪サービス助成事業 延利用者数	年度末	2,142	1,833	1,876	1,910	2,534		人	
		寝具乾燥消毒サービス 延利用者数	〃	134	83	196	211	195		人	
		配食サービス事業	配食数	年度末	22,245	—	—	—	—		食
			利用者数	〃	174	—	—	—	—		人
		軽度生活援助事業	利用回数	年度末	—	—	—	—	—		回
			利用者数	〃	—	—	—	—	—		人
		ねたきり老人 家族慰労金	支給者数	年度末	436	418	496	206	230		人
			（うち実人数）	〃	274	279	295	81	103		人
			認知症老人家族慰労支給者数	〃	184	189	197	15	59		人
			（うち実人数）	〃	109	117	112	15	31		人
		（うち認知症からねたきりに変更）		〃	—	1	6	—	—		人
愛の訪問事業支給者数	〃	—	—	—	—	—		人			
緊急通報システム利用者数	4月1日	122	122	106	95	92	80	人			
家具転倒防止板設置事業	年度末	87	42	25	31	27		人			
厚木市セーフティ住宅支援事業	年度末	27	32	18	31	34		件			
高齢者タクシー助成事業	年度末	432	530	925	1,233	1,612		人			
要介護・高齢者等歯科診療 患者数	年度末	—	—	—	—	261		人			

0	項目	基準日	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単位	
老人保護措置事業	養護老人ホーム入所措置									
	施設数	年度末	3	3	3	3	3		施設	
	入所者延人数	"	13	8	7	7	7		人	
	やむを得ない事由による									
	措置施設数	年度末	2	4	5	5	7		施設	
	入所者延人数	"	2	5	7	14	26		人	
	高齢者緊急一時保護事業									
	延利用者数	年度末	1	0	6	7	1		人	
	延日数	"	6	0	129	214	25		日	
	自立支援ホームヘルプサービス									
延利用者数	年度末	—	—	—	—	—	—		人	
延回数	"	—	—	—	—	—	—		回	
自立支援デイサービス事業										
延利用者数	年度末	—	—	—	—	—	—		人	
延回数	"	—	—	—	—	—	—		回	
徘徊SOSネットワークシステム事業										
事前登録者数	4月1日	156	185	185	221	250	288	人		
位置情報検索サービス利用者数	"	28	24	35	47	46	16	人		
在日外国人福祉給付金										
支給事業支給者数	年度末	0	0	0	0	0	0	人		
II 障がい者のために	相談									
	障害者相談支援利用件数	年度末	22,979	29,321	36,736	43,214	55,879		件	
	手帳	身体障害者手帳所持者数	4月1日	6,098	6,039	6,029	5,959	5,932	5,820	人
		療育手帳所持者数	"	1,775	1,850	1,901	2,015	2,046	2,160	人
		精神障害者保健福祉手帳所持者数	"	1,631	1,710	1,906	1,996	2,168	2,309	人
		重複障害者数(身体・知的)	"	249	248	253	257	254	276	人
		重複障害者数(身体・知的・精神)	"	332	332	347	358	376	398	人
	施設	障害者地域活動支援センター登録者数	年度末	135	115	110	111	98		人
		障害者福祉ホーム延利用者数	"	1	0	0	0	0		人
		障害者グループホーム延利用者数	"	1,524	1,748	1,841	2,071	2,358		人
		障害者ケアホーム延利用者数	"	0	0	0	0	0		人
		障害者入所支援施設延利用者数	"	1,980	1,990	1,967	1,912	1,979		人
	常補生用具・具日	補装具の交付・修理件数	年度末	718	631	603	611	522		件
		日常生活用具の給付件数	"	4,094	4,302	4,708	4,453	5,201		件
		重度身体障害者家具転倒防止器具の設置件数	"	10	7	4	6	1		件
	手当等	心身障害者福祉手当給付件数	年度末	7,965	8,054	8,199	8,317	5,560		件
		県在宅重度障害者等手当給付件数	"	256	276	275	300	298		件
		特別障害者手当給付件数	年度末	1,483	1,436	1,542	1,662	1,730		件
		障害児福祉手当給付件数	"	1,477	1,451	1,541	1,635	1,647		件
		経過的福祉手当給付件数	"	84	84	84	84	85		件
障害者介護手当給付件数		"	129	117	115	116	96		件	
特別児童扶養手当給付状況		4月1日	388	395	403	440	450	461	件	
外国籍高齢者・障害者等福祉給付金給付件数	"	1	1	1	1	1	1	件		

区分	項目	基準日	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	単位	
II 障がい者のために	医療	障がい者歯科診療患者数	年度末	2,117	2,112	1,789	2,027	2,128	人
		自立支援医療 (更生医療) 利用件数	"	5,150	5,875	6,645	7,153	7,428	件
		自立支援医療 (育成医療) 利用件数	"	50	36	10	37	29	件
		自立支援医療 (精神通院医療) 承認者数	"	3,451	3,586	4,082	3,847	4,128	人
	在宅 支援	居宅介護利用時間数	年度末	62,917	61,522	66,170	64,654	66,091	時間
		重度訪問介護利用時間数	"	36,929	45,557	45,966	43,287	44,749	時間
		同行援護利用時間数	"	7,679	10,593	7,416	8,859	10,491	時間
		行動援護利用時間数	"	5,947	10,079	12,386	11,701	12,824	時間
		手話通訳者設置日数	"	240	235	223	227	225	日
		手話通訳者派遣回数	"	401	326	218	239	270	回
		要約筆記者派遣回数	"	60	44	63	37	71	回
		移動支援利用時間数	"	23,860	22,692	14,357	15,236	15,008	時間
		日中一時支援利用回数	"	13,120	11,409	10,872	11,515	12,018	回
		生活介護利用日数	"	81,519	80,800	81,659	82,126	84,446	日
		障害児通所支援利用日数	"	68,085	74,282	76,094	90,407	95,374	日
		短期入所利用日数	"	8,151	8,308	4,909	5,175	5,112	日
		自立訓練(機能訓練)利用日数	"	1,024	1,192	794	384	980	日
		自立訓練(生活訓練)利用日数	"	810	628	1,594	2,225	1,606	日
		就労移行支援利用日数	"	10,541	11,018	11,497	11,310	11,432	日
		就労継続支援 A型利用日数	"	17,047	16,274	17,146	16,352	14,696	日
		就労継続支援 B型利用日数	"	65,046	71,158	74,187	76,898	85,160	日
		就労定着支援	"	113	406	427	410	423	日
		自立生活援助	"	0	0	0	0	0	日
		障害者一時ケア利用者数	"	—	—	—	—	—	人
		重度障害者配食サービス 利用件数	"	1,452	—	—	—	—	件
		重度障害者入浴サービス 利用回数	"	942	901	899	895	926	回
		重度障害者理髪サービス 利用件数	"	50	67	60	54	59	件
		重度身体障害者寝具乾燥消毒 サービス利用者数	"	12	12	12	12	6	人
ひとりぐらし重度身体障害者等 緊急通報システム利用世帯数	"	6	6	6	6	5	世帯		
メテ'イカルショートステイ利用日数	"	6	16	—	—	5	日		
住宅	住宅設備改善費助成件数	年度末	2	2	2	4	5	件	
	グループホーム等家賃助成件数	"	111	120	128	139	141	件	
交通	身体障害者運転訓練費 助成件数	年度末	0	0	0	2	1	件	
	身体障害者自動車改造費用 助成件数	"	8	4	5	6	6	件	
	身体障害者等自動車ガソリン 助成人数	"	1,597	1,569	1,533	1,583	1,569	人	
	福祉タクシー利用券交付者数	"	1,560	1,558	1,502	1,529	1,481	人	
	バス割引証発行件数	"	1,613	1,786	1,538	1,579	1,444	件	
	有料道路通行料金割引証 発行件数	年度末	1,252	1,372	1,223	1,264	1,237	件	
	障害者施設通所交通費 助成件数	"	653	684	613	631	627	件	

区分	項目	基準日	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単位	
Ⅲ 子どもと家庭のために	保育所	保育所入所者数（公立）	4月1日	418	389	369	353	340	328	人
		”（民間）	”	2,406	2,475	2,494	2,500	2,517	2,530	人
		地域育児センター育児相談 実施施設数	年度末	33	31	26	26	26		施設
		育児情報提供等実施施設数	”	33	31	26	26	26		施設
		地域交流等実施施設数	”	33	31	26	26	26		施設
	子育て支援センターもみじの手	子育て支援センター 延利用者数	年度末	87,442	77,495	35,457	50,237	65,178		人
		延相談件数	”	699	615	858	1,029	896		件
	児童手当	児童手当給付件数	年度末	329,246	321,443	314,042	306,416	288,772		人
	ひとり親家庭等への支援	児童扶養手当受給資格者数	4月末	1,927	1,886	1,839	1,867	1,787	1,727	件
		母子等福祉手当支給月数	年度末	22,984	22,471	23,442	24,953	25,168		月
		母子家庭等児童就学祝金 給付件数	”	612	648	529	571	635		人
		母子家庭等家賃助成支給月数	”	8,052	7,963	8,030	7,896	7,517		月
		母子・寡婦福祉資金貸付件数	”	49	42	13	18	22		件
		家庭生活支援員の派遣件数	”	0	0	0	0	0		件
母子生活支援施設入所件数		”	2	0	0	0	1		件	
母子・父子家庭相談件数		”	1,657	1,782	1,742	1,703	1,745		件	
Ⅳ 生活に困っている人	生活保護制度	生活保護世帯数	4月1日	2,329	2,409	2,478	2,523	2,564	2,575	世帯
		生活保護人員	”	3,076	3,167	3,222	3,258	3,302	3,267	人
		生活保護率	”	14	14	14	15	15	15	%
	中国残留 邦人等支 援給付 制度	支援給付受給世帯数	4月1日	8	8	7	7	7	7	世帯
	支援給付受給人員	”	12	12	11	11	11	10	人	
Ⅴ みんなの幸せのために	民生委員 児童委員	民生委員・児童委員定数	12月1日	300	303	303	303	304		人
	災害 援護	災害見舞金給付件数								
		死亡	年度末	0	0	6	1	3		件
		負傷	”	0	1	0	3	0		件
		全焼（壊）	”	7	8	11	4	8		件
		半焼（壊）	”	1	6	0	2	0		件
		床上浸水	”	0	0	0	0	0		件
		水損	”	0	1	6	1	0		件
	自然災害援護資金給付件数	”	0	1	0	0	0		件	
	社会福 祉基金	社会福祉基金（累計額）	年度末	204,325	204,325	204,325	204,325	204,325		千円
社会福祉基金 寄附件数		”	0	0	0	0	0		件	
” 寄附金額		”	0	0	0	0	0		千円	
	※H28.10.14より、ふるさと納税のリニューアルをしました。									

区分	項目	基準日	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	単位	
あVI るう め生る に活お のいたの	保健福祉 センター	全体利用者	年度末	104,065	101,627	52,982	53,304	63,709	人
		健康スイミング延利用者数	〃	7,159	7,012	0	0	0	人
	福祉相 談事業	福祉まるごと相談延相談者数	年度末	408	371	253	279	173	人
VII 健康を 守るた めに	医 療	心身障害者医療費助成件数							
		重度障害者	年度末	78,682	77,197	70,012	70,146	69,815	件
		中度障害者	〃	23,680	23,084	19,677	19,805	19,570	件
		ひとり親家庭等医療費 助成件数	年度末	60,141	56,105	47,155	49,812	51,483	件
		子ども医療費助成件数	〃	426,946	404,542	296,711	335,570	346,172	件
		不妊治療費助成件数	〃	141	155	152	219	160	件
	高齢者 医療 制度	後期高齢者医療月平均 被保険者数	年度末	24,508	25,926	26,818	27,750		人
		後期高齢者医療給付件数	〃	720,847	766,325	726,573	—		件
	母子保 健	産婦・新生児訪問指導件数	年度末	1,424	1,112	924	2,290	2,258	件
		妊婦健康診査受診者数	〃	17,185	16,273	15,829	15,142	14,806	件
		妊婦歯科健康診査受診者数	〃	437	423	427	438	464	件
		4か月児健康診査受診者数	〃	1,423	1,326	1,375	1,298	1,247	人
		8～9か月児健康診査受診者数	〃	1,501	1,381	1,362	1,342	1,260	人
		1歳6か月児健康診査受診者数	〃	1,518	1,398	1,505	1,205	1,439	人
		2歳6か月児歯科健康診査 受診者数	〃	1,343	1,142	1,033	881	996	人
		3歳6か月児健康診査受診者数	〃	1,605	1,438	1,677	1,218	1,449	人
		経過検診受診者数	〃	172	112	120	170	144	人
		乳児・幼児健康相談(R元年度まで) すくすく応援隊(R2年度から)件数	〃	1,223	1,112	275	384	530	件
		親子教室参加者数	〃	482	372	180	216	223	人
		幼児育児学級参加者数	〃	454	397	126	248	297	組
		離乳食マスターセミナー参加者数	〃	362	361	372	451	532	人
		両親学級参加者数	〃	795	669	607	551	913	人
	母子健康手帳交付件数	〃	1,533	1,582	1,366	1,342	1,301	件	
	訪問指導件数	〃	2,700	2,762	3,008	3,450	3,256	件	
	定期予 防接 種	急性灰白髄炎(ポリオ)不活化	年度末	22	1	4	0	0	人
		四種混合(ジフテリア・ 百日せき・破傷風・ポリオ)	〃	6,908	5,708	5,867	5,338	5,070	人
		三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	〃	—	3	0	0	0	人
二種混合 (ジフテリア・破傷風)		〃	1,434	1,501	1,600	1,504	1,548	人	
麻しん風しん混合		〃	3,544	3,109	3,098	2,994	2,789	人	
麻しん(はしか)		〃	0	0	0	0	0	人	
風しん		〃	1	0	0	0	0	人	
日本脳炎		〃	7,054	7,278	7,248	4,759	7,246	人	
B C G		〃	1,699	1,394	1,441	1,313	1,261	人	
子宮頸がん予防ワクチン		〃	8	38	74	366	1,393	人	
ヒブワクチン		〃	6,776	5,563	5,772	5,273	5,093	人	
小児用肺炎球菌ワクチン		〃	6,825	5,705	5,660	5,258	5,099	人	
水痘		〃	3,273	2,765	2,908	2,664	2,478	人	
B型肝炎 (H28.10.1～定期接種化)		〃	2,716	4,175	4,190	3,888	3,763	人	
ロタウイルスワクチン (R2.10.1～定期接種化)		〃	—	—	1,282	2,753	2,666	人	
風しん(第5期)		〃	—	372	582	151	271	人	
インフルエンザ(高齢者)	〃	23,118	25,061	34,881	29,759	30,337	人		
高齢者肺炎球菌ワクチン	〃	2,105	1,043	1,183	990	823	人		

区分	項目	基準日	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	単位	
VII 健康を守るために	任意予防接種	インフルエンザ（子ども）	年度末	20,519	21,052	20,308	16,385	13,951	人
		再接種費用助成	〃	—	—	0	3	2	人
		風しん	〃	1,310	339	213	146	146	人
	成人保健	健康教育 実施回数	年度末	45	56	35	35	36	回
		〃 参加者数	〃	666	1,470	442	496	355	人
		健康相談 実施回数	〃	112	51	19	31	28	回
		〃 相談件数	〃	456	537	72	130	103	件
		個別健康教育 参加者数	〃	7	6	2	8	4	人
		健康診査 受診者数	〃	109	130	111	123	117	人
		胃がん検診 受診者数	〃	14,427	14,493	12,841	14,083	14,107	人
		肺がん検診 受診者数	〃	20,828	21,534	19,523	20,419	20,487	人
		乳がん検診 受診者数	〃	7,837	5,911	3,716	5,198	4,433	人
		子宮がん検診 受診者数	〃	9,170	8,977	7,967	8,746	8,819	人
		大腸がん検診 受診者数	〃	17,613	18,009	16,348	17,278	17,269	人
		前立腺がん検診 受診者数	〃	8,120	8,470	7,675	8,175	8,287	人
		口腔がん検診 受診者数	〃	5,284	6,022	5,388	5,746	5,880	人
		成人歯科健康診査 受診者数	〃	6,282	6,801	6,006	5,977	6,115	人
		骨粗しょう症検診 受診者数	〃	709	537	123	170	183	人
	成人眼科健康診査 受診者数	〃	61	61	74	93	83	人	
	自殺対策	いのちのサポート相談 （こころの健康相談）	年度末	40	32	30	20	26	件
		ゲートキーパー養成数	〃	286	388	156	125	273	人
	健康づくり	健康あつぎ推進リーダー	年度末	14	13	12	10	13	人
		あゆコロちゃん体操普及数	〃	2,993	1,668	30	88	160	人
		食生活改善推進員養成講座 修了数	〃	41	45	11	10	21	人
	救急医療	メジカルセンター 患者数	年度末	13,751	12,824	3,689	4,855	9,207	人
		病院群輪番 第1当番患者数	〃	7,174	7,002	4,858	4,971	5,420	人
		病院群輪番 第2当番患者数	〃	6,923	6,115	3,525	3,628	3,356	人
		休日歯科診療 患者数	〃	310	347	244	367	153	人
	献血	献血者数	年度末	4,447	3,948	1,705	1,717	3,308	人
		献血採血量	〃	1,747	1,540	658	628	1,317	ℓ

8 厚木市内の福祉関係機関及び施設等一覧

(1) 福祉関係機関等

名 称	所 在 地	電 話
厚木市福祉事務所	中町3丁目16番1号	223-1511
厚木市保健福祉センター	中町1丁目4番1号	225-2525
厚木市老人福祉センター寿荘	中町1丁目1番3号	225-2250
厚木市生きがいセンター	松枝2丁目5番17号	介護福祉課 225-2220
厚木市子育て支援センター	中町2丁目12番15号 アミューあつぎ8階	225-2922
厚木市 ファミリー・サポート・センター	中町2丁目12番15号 アミューあつぎ8階	225-2933
厚木市休日夜間急患診療所 (メジカルセンター)	水引1丁目16番45号	297-5199
厚木市歯科保健センター	中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター1階	224-6081
厚木公共職業安定所	寿町3丁目7番10号	296-8609
神奈川県厚木児童相談所	水引2丁目11番7号	240-6430
神奈川県厚木保健福祉事務所	水引2丁目3番1号	224-1111
社会福祉法人厚木市社会福祉協議会	中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター内	225-2947
厚木市権利擁護支援センターあゆさぼ		225-2939
厚木市社会福祉協議会ボランティアセンター		225-2789
公益社団法人厚木市シルバー人材センター	松枝2丁目5番17号 厚木市生きがいセンター内	225-2267

(2) 老人憩の家

名 称	所 在 地	電 話
厚木市立愛名老人憩の家	愛名 52 番地 1	※ 御利用については 地域包括ケア推進課 225-2224 にお問い合わせ ください。
厚木市立長坂老人憩の家	関口 304 番地	
厚木市立上古沢老人憩の家	上古沢 1343 番地 2	
厚木市立下古沢老人憩の家	下古沢 658 番地	
厚木市立下沖老人憩の家	戸田 669 番地	
厚木市立岡田老人憩の家	岡田 5 丁目 9 番 1 号	
厚木市立林老人憩の家	林 3 丁目 7 番 15 号	
厚木市立岡津古久老人憩の家	岡津古久 878 番地 1	
厚木市立関口老人憩の家	関口 501 番地 1	
厚木市立下川入老人憩の家	下川入 1366 番地 3	
厚木市立金田老人憩の家	金田 172 番地 1	
厚木市立宮本老人憩の家	上荻野 5451 番地 1	
厚木市立尼寺老人憩の家	飯山 4742 番地	
厚木市立緑ヶ丘老人憩の家	緑ヶ丘 5 丁目 8 番 15 号	

名 称	所 在 地	電 話
厚木市立七沢老人憩の家	七沢1507番地 3	※ 御利用については 地域包括ケア推進課 225-2224にお問い合わせ してください。
厚木市立千頭老人憩の家	飯山592番地	
厚木市立上落合老人憩の家	上落合560番地 2	
厚木市立片平老人憩の家	愛甲東 3 丁目19番13号	
厚木市立中戸田老人憩の家	戸田1406番地 2	
厚木市立上依知老人憩の家	上依知2846番地	
厚木市立船子老人憩の家	船子1578番地 1	
厚木市立酒井老人憩の家	酒井2142番地 1	
厚木市立山際老人憩の家	山際649番地26	
厚木市立下依知老人憩の家	下依知 2 丁目30番3号	
厚木市立藤塚老人憩の家	上依知1383番地 1	
厚木市立温水老人憩の家	温水1906番地	
厚木市立長谷老人憩の家	長谷1182番地11	
厚木市立及川老人憩の家	及川496番地 1	
厚木市立鳶尾老人憩の家	鳶尾 3 丁目 2 番11号	
厚木市立戸室老人憩の家	戸室 2 丁目10番13号	
厚木市立日枝老人憩の家	飯山4291番地 2	
厚木市立山際南部老人憩の家	山際180番地	
厚木市立妻田東老人憩の家	妻田東 1 丁目19番14号	
厚木市立妻田西老人憩の家	妻田西 3 丁目15番 8 号	
厚木市立荻野久保老人憩の家	上荻野5647番地 1	
厚木市立荻野新宿老人憩の家	下荻野1253番地 5	
厚木市立温水・恩名老人憩の家	温水617番地 1	
厚木市立愛甲老人憩の家	愛甲 3 丁目23番 1 号	
厚木市立毛利台老人憩の家	毛利台 2 丁目 2 番13号	
厚木市立三田老人憩の家	三田南 3 丁目26番31号	
厚木市立厚木南老人憩の家	岡田 1 丁目13番12号	
厚木市立金田東老人憩の家	金田775番地10	

(3) 地域包括支援センター

名 称	所在地	電 話
	担当地域	F A X
厚木地域包括支援センター	中町3丁目18番5号 ソーケン本厚木ビル401号室	297-2970
	松枝、元町、東町、寿町、水引、厚木町、 中町、栄町、田村町、吾妻町	297-2900
厚木南地域包括支援センター	旭町2丁目3番13号	258-6705
	幸町、泉町、厚木、旭町、南町、温水の 一部、船子の一部、岡田団地	258-6709
依知地域包括支援センター	関口831番地1	246-0108
	上依知、猿ヶ島、山際、下川入、関口、 中依知、下依知、金田	265-0128
睦合地域包括支援センター	三田南2丁目1番1号 山口ビル101号室	297-7338
	棚沢、三田、三田南1丁目～3丁目、及 川、林、王子1丁目	297-7340
睦合南地域包括支援センター	妻田北4丁目3番8-101号	294-1380
	妻田、妻田北、妻田南、妻田東、妻田西、 三田南1丁目の一部	294-1381
荻野地域包括支援センター	鳶尾2丁目25番10号	241-5780
	上荻野、まつかげ台、みはる野、中荻野、 下荻野、鳶尾	242-6188
小鮎・緑ヶ丘地域包括支援センター	緑ヶ丘2丁目2番12号 グリーンヒルズ1階	204-8181
	飯山、飯山南、上古沢、下古沢、宮の里、 緑ヶ丘、王子2・3丁目	204-8138
玉川・森の里地域包括支援センター	小野2240番地1	250-9091
	七沢、小野、岡津古久、森の里	247-1266
南毛利地域包括支援センター	温水西2丁目27番38号 カーネーションパーク1階	250-1108
	愛名、毛利台、戸室、恩名、温水、温水 西、長谷	250-1105
相川・南毛利南地域包括支援センター	愛甲東1丁目1番19号	220-0643
	船子、愛甲、愛甲東、愛甲西、岡田（岡 田団地を除く）、酒井、戸田、長沼、下 津古久、上落合	220-0645

(4) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

名 称	所 在 地	電 話	定員
社会福祉法人 敬和会 高齢者生活支援施設 けいわ荘	下荻野2117番地 2	241-7771	82
社会福祉法人 神奈川やすらぎ会 高齢者総合福祉サービスセンター 森の里	下古沢193番地	248-8080	50
社会福祉法人 神奈川やすらぎ会 第二森の里	飯山3425番地	248-3888	80
社会福祉法人 厚木慈光会 ムツアイホーム やすらぎ	下川入1296番地	245-8312	55
社会福祉法人 厚木慈光会 ムツアイホーム すこやか	下川入1321番地	244-2311	75
社会福祉法人 清琉会 介護老人福祉施設 玉川グリーンホーム	小野734番地 2	248-7778	110
社会福祉法人 誠々会 特別養護老人ホーム 甘露苑	山際1350番地 1	246-0158	60
社会福祉法人 聖和むつみ会 特別養護老人ホーム メイサムホール	愛甲2208番地 1	220-1165	75
社会福祉法人 康仁会 特別養護老人ホームはなの家とむろ	戸室 5 丁目 9 番15号	225-8787	96
社会福祉法人 聖和むつみ会 グランモールさくら及川	及川793番地	243-6230	100

(5) 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	電 話	定員
社会医療法人社団 三思会 介護老人保健施設 さつきの里あつぎ	船子322番地 1	227-1188	100
医療法人 仁厚会 介護老人保健施設 めるみず	温水1845番地 1	248-2871	100
医療法人社団 福寿会 介護老人保健施設 コミュニティケア北部	下荻野941番地 1	291-2111	100
医療法人 聖和会 介護老人保健施設 さくら	上古沢1915番地	250-0600	100
医療法人聖和会 介護老人保健施設 さくらサテライト	上古沢1702番地	250-0055	29
医療法人社団 藤和会 介護老人保健施設 こまち	小野763番地 1	247-1239	100
医療法人 徳洲会 介護老人保健施設 リハビリケア湘南厚木	戸田2446番地15	230-5111	100
医療法人社団 静寿会 介護老人保健施設 ケアセンター上依知	上依知418番地 1	281-8640	100

(6) 厚木市指定地域密着型サービス事業所

名 称	所 在 地	電 話
特別養護老人ホーム ユニテ けいわ	下荻野2117番地2	241-7771
地域密着型特別養護老人ホームきみどり	戸室1丁目26番11号	204-6961
特別養護老人ホーム メイサムフレール	愛甲2193番地1	280-6185
あつぎポポロ	東町7丁目2番2号	297-7330
あつぎポポログループホーム	東町7丁目2番2号	297-7330
アースサポートグループホーム厚木	関口234番地4	244-1050
花物語 あつぎ	下依知3丁目6番20号	246-4187
どんぐり庵さんだ	三田2丁目1番38号	239-4215
花物語あつぎ中央	妻田西3丁目22番18号	259-6321
ツクイ厚木荻野グループホーム	下荻野1110番地1	243-6266
どんぐり庵	飯山南4丁目22番10号	243-1030
高松山グリーンホーム	愛名1170番地1	247-2221
オーババーズセキ	戸室1丁目26番13号	295-0882
ニチイケアセンター厚木愛甲	愛甲1丁目12番20号	290-5581
愛甲グリーンホーム	愛甲3丁目18番25号	247-6881
花物語あつぎ北	三田122番2号	281-9287
花物語あつぎ南	岡田3丁目2番1号	220-1411
みみおくらぶつまだ	妻田東2丁目2番3号	289-2314
シンフーディファン たいよう	戸室3丁目16番20号	206-8311
花織あつぎ北	三田122番2号	281-9287
シンフーディーファン うみ	戸室3丁目16番21号 1階	296-4300
シンフーディーファン そら	戸室3丁目16番21号 2階	296-4300
小規模多機能型居宅介護ゆったり	旭町2丁目3番13号	229-9110
小規模多機能型居宅介護ゆとり庵長谷	長谷812番地1	280-6103
小規模多機能型居宅介護ゆとり庵鳶尾	鳶尾5-13-2	281-9102
小規模多機能型居宅介護ゆとり庵中依知	中依知36	281-8313
ミモザ厚木藤苑小規模多機能	愛甲東1丁目23番1号	280-6110
看護小規模多機能型居宅介護 いわしぐも	戸室1丁目29番1号	222-7773
スマイル サポート	船子579番地1	220-1175
クローバーライフ	水引2丁目6番29号	223-5101
リビングケア唯の郷栄町	栄町2丁目3番14号	240-8209
茶話本舗デイサービス 笑がお	田村町1番4	244-4150
リハビリ特化型デイサービス カラダラボ本厚木駅前	旭町1丁目10番6号 シャンロック石井ビル1階	230-3812
サロン いとすぎ	旭町5丁目42番36号 アーク本厚木101号	280-4973
リハビリデイサービス クララ 本厚木	旭町5丁目43番7号 1階	258-9405
健康ハーフデイ厚木 かみえち	上依知40番地5	281-9205

名 称	所 在 地	電 話
デイサービスさくら (依知運動機能回復センター)	上依知 46 番地 1	280-6637
リビングケア唯の家 下依知	下依知 2 丁目 22 番 17 号	281-7693
デイサービス鮎里	下川入 65 番地 1	246-3600
デイ&ステイ ファミリーホーム棚沢	棚沢 191 番地 3	265-0637
のぞみの家 本厚木	三田南 3 丁目 4 番 35 号	265-0912
レコードブック厚木林	林 5 丁目 8 番 8 号	244-6842
デイサービス くぬぎ	妻田北 3 丁目 18 番 3 号	296-4557
リビングケア唯の家 妻田南	妻田南 1 丁目 22 番 22 号	259-6310
コミュニティーハウス あゆらす	妻田東 1 丁目 12 番 7 号	222-3273
リハビリ特化型デイサービス ムーブメントプロ厚木北	妻田東 3 丁目 30 番 17 号	297-7095
ファミリーケア 厚木さくら物語	妻田東 3 丁目 39 番 7 号	259-8589
デイリハ BLUE SKY	妻田西 2 丁目 10 番 18 号	244-0290
リハビリデイサービス キャンタスⅡ 中荻野	中荻野 20	281-9832
デイサービス えんがわ	下荻野 848	258-9826
トワのぞみ	下荻野 1474 番地 2	280-5966
ひかりデイサービス厚木北	下荻野 1093 番地 3	281-7231
カルチャーデイ サザンクラブ厚木北	鳶尾 1 丁目 26 番 21 号	243-6751
自立支援デイサービスあゆみ	飯山南 2 丁目 12 番 12 メイプル末廣No.18 101	280-4575
機能訓練型 デイサービスコスモス	飯山 172 番地	242-6868
デイサービスなごみ白山	飯山南 2 丁目 23 番 13 号	270-7878
フォローライフ厚木宮の里	宮の里 1 丁目 3 番 11 号	280-6673
リハビリデイサービス キャンタス	宮の里 1 丁目 7 番 25 号	258-9494
リビングケア唯の郷 厚木愛名	愛名 1022 番地 2	281-7324
フォローライフ 厚木恩名	恩名 1 丁目 7 番 60 号	240-0230
まごの手社交倶楽部 うたたね	温水 2238 番地 3	210-3009
リビングケア唯の郷 厚木長谷	長谷 1294 番地 10	281-8842
リビングケア唯の郷 愛甲石田	愛甲 3 丁目 14 番 9 号	281-8926
サロンデイ厚木	岡田 2 丁目 8 番 28 号 パストラル飯島 107	226-7015
春色デイサービス	岡田 4 丁目 22 番 33 号	265-0540
レコードブック厚木岡田	岡田 3134 番地	280-6647
いごこち	愛甲 1 丁目 7 番 30 号	281-7619
ミモザ厚木藤苑デイサービス	愛甲東 1 丁目 23 番 1 号	280-6320

(7) 障がい福祉サービス提供事業所

○介護給付・訓練等給付サービス事業所

居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の訪問系サービス、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、就労定着支援、短期入所の日中活動系サービス、施設入所支援、共同生活援助の居住系サービスを提供する事業所をお探しの場合は、次のホームページを御覧ください。

- ・障害福祉情報サービスかながわ <https://shougai.rakuraku.or.jp/>
- ・ワムネット障害福祉サービス事業者情報 <https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>

○障害者地域活動支援センター、日中一時支援、移動支援のサービス提供事業所

厚木市ホームページ > 組織から探す > 福祉部 障がい福祉課 > オープンデータ
> 厚木市地域生活支援事業者を御覧ください。

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shogaifukushika/1/3066.html>

○児童福祉法に基づく障害児福祉サービス提供事業所

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供する事業所をお探しの場合は、次のホームページを御覧ください。

- ・障害福祉情報サービスかながわ <https://shougai.rakuraku.or.jp/>

(8) 障がい者基幹相談支援センター

名 称	所 在 地	電 話
厚木市障がい者基幹相談支援センター (障害者総合相談室ゆいはあと)	中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター2階	225-2904

(9) 障がい者相談支援センター

名 称	所 在 地	電 話
(厚木地区) 厚木障がい者相談支援センター ハートラインあゆみ	中町4丁目6番11号201	259-5713
(睦合南地区) 睦合南障がい者相談支援センター さんぼみち	妻田西1丁目17番30号	204-4655
(荻野地区) 荻野障がい者相談支援センター 厚木精華園「ここから」	鳶尾2丁目25番10号	280-4410
(南毛利地区) 南毛利障がい者相談支援センター ちいさな世界	恩名1丁目5番7号 第二栄光ビル301	205-4307
(小鮎・緑ヶ丘地区、玉川・森の里地区) 小鮎・玉川障がい者相談支援センター 相談支援事業所すぎな	小野2136番地	247-0311
(依知地区) 依知障がい者相談支援センター いっぼ	関口831番地1	280-4875
(睦合地区) 睦合障がい者相談支援センター 厚木精華園「からふる」	三田1丁目4番16号102	280-4419
(相川・南毛利南地区、厚木南地区) 相川・厚木南障がい者相談支援センター相談 支援事業所 立志	愛甲1丁目9番18号102	265-0711

(10) 保育所(園)

名 称	所 在 地	電 話	定 員
厚木市立相川保育所	下津古久710番地1	225-2257	120
厚木市立小鮎保育所	飯山4232番地1	225-2259	90
厚木市立玉川保育所	七沢162番地	225-2260	100
厚木市立南毛利保育所	長谷1247番地	225-2261	130
社会福祉法人 松栄福祉会 厚南幼児園	愛甲3丁目14番1号	247-0139	80
社会福祉法人 若葉会 依知保育園	関口390番地	245-0531	120
社会福祉法人 若葉会 荻野すみれ愛児園	鳶尾2丁目25番6号	241-1306	150
社会福祉法人 県央いづみ会 妻田保育園	妻田西2丁目20番5号	222-2632	150
社会福祉法人 みどり会 みどり保育園	戸室3丁目3番11号	223-7555	150
社会福祉法人 三田福祉園 三田保育園	三田350番地3	241-9127	90
社会福祉法人 愛慈会 岡田保育園	岡田1丁目7番8号	228-6480	120
社会福祉法人 坂の上会 かねだチャイルド園	金田254番地	296-4152	90
公益財団法人 横浜YMCA YMCAあつぎ保育園ホサナ	中町3丁目2番6号 Tビル3階	222-8619	60
社会福祉法人 藤雪会 保育園V i V i	水引2丁目12番29号 YMビル	294-3003	40
社会福祉法人 敬和会 けいわ保育園	中町3丁目3番9号 アーバンプラザ3階	221-4570	90
社会福祉法人 湘北福祉会 あゆのこ保育園	恩名1丁目10番38号	296-5177	120
社会福祉法人 新考会 キンダーガーデンこぼと	旭町3丁目7番3号	220-6333	70
社会福祉法人 敬和会 けいわ星の子保育園	中町3丁目3番9号 アーバンプラザ2階	296-2040	30
社会福祉法人 県央いづみ会 愛歩保育園	下荻野1284番地1	243-4500	120
社会福祉法人 藤雪会 おひさまっこ保育園	東町7番2-2号 2階	297-7789	60
社会福祉法人 新考会 はぐくみの丘保育園	長谷1128番地1	290-2033	75
社会福祉法人 みどり会 もみじ保育園	松枝1丁目1番3号	244-4670	120
株式会社秋桜 保育園コスモス	愛名31番地12	248-1919	36
社会福祉法人 緑友会 本厚木ふたば保育園	田村町7番3 レジェンド本厚木2階	295-2525	79
社会福祉法人新考会 厚木こぼと保育園	中町3丁目11番20号 ケイビル4階	222-5810	75
株式会社キッズ湘南 本厚木さくらんぼ保育園	田村町1番29-2号	224-3184	65
株式会社 LIFEDOOR 湘南カトレア保育園	田村町2番20号 三橋ビルアネックス1 2階	223-8876	60

名 称	所 在 地	電 話	定 員
社会福祉法人 神奈川やすらぎ会 みらくる保育園	飯山南 1 丁目31番17号	270-3888	120
社会福祉法人 喜慈会 子中保育園	下荻野729番地 7	242-1668	39
NPO法人ワーカーズ・コレクティブくれよん くれよん保育室	飯山南 5 丁目28番10号	281-8056	30
社会福祉法人 さとり ナーサリースクールT&Y本厚木	中町 3 丁目18番 5 号 ソーケン本厚木ビル 2 階	204-7103	80
社会福祉法人愛慈会 厚木ふじの花保育園	旭町 2 丁目 4 番15号	265-0503	130
株式会社あさひ保育所 厚木・あさひ保育園	旭町 5 丁目42番32号 ウィン本厚木 2・3 階	258-6385	89
社会福祉法人 県央いづみ会 翼咲保育園	妻田南 1 丁目17番34号	200-9966	120
社会福祉法人 愛川舜寿会 カミヤト凸凹保育園	上依知425番地 1	245-7878	90
株式会社エデュリー ポノ保育園	田村町 1 番26号 ヨークフーズ厚木店 2 階	225-7540	66

(11) 家庭的保育

名 称	所 在 地	電 話	定 員
井上 ひろみ 家庭的保育事業所	恩名 4 丁目 5 番44号	225-5239	5
本山 玲子 家庭的保育事業所	山際40番地11	245-6272	3

(12) 小規模保育

名 称	所 在 地	電 話	定 員
株式会社 三明 厚木こぼと保育園 (水引園)	水引 2 丁目 7 番16号	222-1174	18
ちっちゃな保育園 たろうとはなこ	中町 2 丁目10番20号 プレシス本厚木レジデンス 1 階	240-6008	19
瑠璃光寺保育園	上依知1747番地	245-0336	19
株式会社 こども希望ひろば ひばり幼稚園	戸室 2 丁目21番 9 号	224-6394	19
どんぐり保育園	妻田北 2 丁目24番11号 1 階	294-5775	19
社会福祉法人 喜慈会 こひつじ愛児園	温水西 2 丁目 1 番 1 号	280-5534	19
株式会社 キッズ湘南 そよかぜ保育園	田村町 5 番 9 号	296-5055	19
株式会社 LIFEDOOR マーガレット保育園	中町 4 丁目 9 番14号 Flos厚木中町 1 階	240-6071	19
株式会社 ソーシエ ぼとふ厚木	長谷677番地 3 武井商事ビル101	270-7007	19

名 称	所 在 地	電 話	定 員
社会福祉法人 フェルマータ 妻田フェルマータ小規模保育園	妻田北1丁目6番13号	280-6129	19
株式会社 興学社 プリンス保育園本厚木	旭町1丁目9番7号	227-5944	19
株式会社 EDU 厚木はないろ保育園	寿町2丁目8番20号 常盤ビル1・2階	297-0250	19
株式会社 エクシオジャパン サンライズキッズ保育園厚木園	関口418番地2 フィガロハウス101	050-5807- 2304	19
社会福祉法人 フェルマータ 関口フェルマータ小規模保育園	関口824番地3	281-9107	19
特定非営利活動法人 Ty Ty厚木保育園	恩名3丁目3番8号	205-6915	19

目 録

【数 字】		外国籍障害者等福祉給付金	22
1歳6か月児健康診査	59	介護医療院	119
2歳6か月児歯科健康診査	59	介護サービスについての苦情・相談窓口	131
3歳6か月児健康診査	59	介護サービス相談員派遣事業	131
4か月児健康診査	59	介護保険料	103
5歳児健康調査	60	介護予防サービス	119
8～9か月児健康診査	59	介護療養型医療施設	119
【あ 行】		介護老人福祉施設	119, 149
愛の一声ごみ収集事業	50	介護老人保健施設	119, 149
厚木あんしんセンター	42	学生納付特例制度	94
あつぎ健康相談ダイヤル24	76	家具転倒防止対策事業	2
あつぎしあわせライフサービス	42	家族介護支援事業	131
あつぎ食育アドバイザー	72	家庭的保育事業	24, 154
厚木市認知症高齢者等徘徊SOS		神奈川県在宅重度障害者等手当	21
ネットワークシステム	4	紙おむつ等の給付	5
厚木市立放課後児童クラブ	34	からだいきいき運動教室	131
厚木市権利擁護支援センター		肝炎ウイルス検診	69
「あゆさぼ」	43	がん検診	70
厚木市指定地域		救急医療	74
密着型サービス事業所	150	救急医療情報セット使用事業	6
厚木市心身障害者福祉手当	21	共同募金	48
厚木市の人口推移	133	居宅介護支援	115
厚木市の予算	139	居宅訪問型児童発達支援	15
厚木市老人クラブ連合会	3	居宅療養管理指導	114
移送費	87	緊急援護資金貸付制度	40
遺族基礎年金	99	緊急通報システム（高齢者）	2
一部負担金の減額・免除・徴収猶予	89	車いすの貸出し	42
移動支援	14	ケアプラン	110
いのちのサポート相談		ケアマネジャー	110
（こころの健康相談）	73	計画相談支援	14
お口の健康講座	131	軽度・中等度難聴児補聴器	
親子教室	60	購入費等助成事業	12
親子のすこやか相談	61	敬老祝金品	1
【か 行】		敬老事業等運営費交付金	1
海外療養費	82	献血	76
外国籍高齢者等福祉給付金支給事業	8	健康あつぎ推進リーダー	72
		健康診査	69
		健康相談	69

健康・交流のみち	72	産前産後免除制度	94
健康度見える化コーナー	73	産婦健康診査	58
公益事業	43	産婦・新生児訪問指導	61
高額医療・高額介護合算療養費	125	自殺予防対策 研修会開催事業	73
高額介護（介護予防）サービス費	124	自殺予防対策 普及啓発事業	73
高額介護合算療養費	86	私設保育施設	26
高額療養費	83	私設保育施設入所児助成金	27
後期高齢者医療制度	57	自然災害援護資金の給付	45
公共交通機関の運賃の割引（障がい者）	19	児童虐待・ヤングケアラー・DV（女性 専用）相談	53
行動援護	14	児童クラブ一覧	35
高等学校卒業程度認定試験合格 支援事業	34	自動車ガソリン購入費助成（障がい者）	19
高等職業訓練促進給付金等	33	児童手当	29
行旅人に対する貸付け	43	児童発達支援	15
高齢者・介護相談	53	児童扶養手当	30
高齢者虐待防止について	6	市民健康部	134, 137
高齢者緊急一時保護	4	社会福祉基金	46
高齢者タクシー助成	1	社会福祉協議会	42
高齢者バス割引乗車券購入費助成事業	1	社会福祉大会	47
国保加入の届出	78	終活相談	53
国保脱退の届出	78	住宅改修費の支給	116
国民健康保険料	80	住宅助成	18
国民年金制度	92	集団健康教育	69
国民年金に関する届出先一覧	101	重度障害者住宅設備改善費助成	18
子育て支援センターもみじの手	28	重度障害者訪問看護支援事業	17
子育て日常生活支援事業	36	重度障害者理髪サービス	17
骨粗しょう症検診	71	重度身体障害者家具転倒防止器具設置事業	12
子ども医療費助成	54	重度身体障害者等緊急通報システム	17
こども未来部	134, 138	重度身体障害者入浴サービス	16
個別健康教育	69	重度身体障害者寝具乾燥消毒サービス	17
コミュニティ保育	27	重度訪問介護	14
【さ 行】		就労移行支援	16
災害援護資金の貸付け	44	就労継続支援	16
災害障害見舞金の支給	44	就労定着支援	16
災害弔慰金の支給	44	出産育児一時金	88
災害見舞金の給付	43, 45	出産費用貸付制度	77
産後ケア	62	主要数値	140
賛助会員加入運動	43		

手話通訳者設置	14	身体障害者手帳	11
手話通訳者・要約筆記者の派遣	14	すくすく応援隊	60
障害基礎年金	98	すこやかマタニティクラス	61
障害児相談支援	15	スマイルチェリー	62
障害児福祉手当	22	生活介護	15
障害者介護手当	22	生活困窮者自立支援制度	39
障害者グループホーム	11	生活福祉資金貸付制度	39
障害者グループホーム家賃助成	18	生活保護制度	38
障害者支援施設	12	生活保護相談	53
障がい者歯科診療	13	精神障害者保健福祉手帳	11
障害者施設通所交通費助成	18	精神保健福祉地域交流事業	20
障害者総合相談室	9, 152	成人眼科健康診査	71
障がい者相談支援センター	10, 152	成人歯科健康診査	71
障がい者体育大会	20	成年後見相談	53
障がい者・ボランティア団体	20	成年後見申立について	6
障害者地域活動支援センター	11	成年後見等利用支援事業について	6
障がい福祉サービス事業	43	赤十字	47
小規模多機能型居宅介護	115	善意銀行及びふれあい基金	43
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業	17	戦没者遺族等の援護	50
ショートステイ	114, 120	セーフティ住宅支援事業	6
小規模保育事業	24, 154	葬祭費	88
食費と居住費(滞在費)の負担軽減	127	【た 行】	
自立訓練	16	第1号被保険者	102
自立支援医療	13	待機児童対策放課後児童クラブ	36
自立支援用具等の購入費助成	5	第2号被保険者	102
自立生活援助	16	第三者行為の届出	87
シルバー人材センター	3	短期入所(ショートステイ)	15
シルバーチケット	2	短期入所生活介護	114
新あつぎ市民健康体操指導員	72	短期入所療養介護	114
新型コロナウイルスワクチン	68	地域育児センター事業	25
寝具等乾燥消毒サービス(高齢者)	4	地域(民間)放課後児童クラブ	36
心身障害者医療費助成	54	地域包括ケア関連相談窓口	77
心身障害者扶養共済制度	22	地域包括支援センター	131, 148
新生児聴覚検査	58	地域密着型通所介護	115
身体障害者自動車運転訓練費助成	18	地区食育推進事業	72
身体障害者自動車改造費助成	18	知的障害者福祉ホーム	11
		中国残留邦人等の方々に対する支援	49

聴覚・音声・言語障がい者用 FAX の設置	20	被保険者（介護保険）	102
通所介護（デイサービス）	114	ファミリー・サポート・センター	28
通所リハビリテーション（デイケア）	114	福祉関係機関及び施設等一覧	146
定期巡回・随時対応型訪問介護 ・看護	115	福祉まると相談	53
同行援護	14	福祉タクシー利用費助成	19
登録制度（高齢者）	7	福祉部（福祉事務所）	134, 135
特定健康診査特定保健指導	90	福祉有償運送「ひばり号」	42
特定施設入居者生活介護	115	福祉用具の貸与	114
特定福祉用具販売	116	不妊治療費助成	55
特別児童扶養手当	22	フレイルチェック	131
特別障害者手当	21	保育所（園）	153
		保育所等訪問支援	15
		放課後等デイサービス	15
【な 行】		訪問介護	114
日常生活用具の給付（障がい者）	12	訪問看護	114
日中一時支援	14	訪問指導（母子・成人）	61
入院時食事（生活）療養費	81	訪問入浴介護	114
乳幼児経過検診	59	訪問リハビリテーション	114
認可保育所	23	保険給付	112
人間ドック助成事業	91	保険者	102
認知症サポーター養成講座	131	保健福祉センターの概要	51
認知症対応型共同生活介護	115	保健福祉センター会議室等の利用	52
認知症対応型通所介護	115	保険料の納付（国民年金）	92
認定の有効期間と更新の手続き	108	保険料の免除制度（国民年金）	92
妊婦健康診査	58	母子家庭等児童就学祝金	31
妊婦歯科健康診査	58	母子家庭等自立支援 教育訓練給付金	33
ねたきり等家族慰労金	1	母子家庭等家賃助成	31
年金の受給	96	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	32
脳とからだのいきいき健康教室	131	母子健康教育	60
納付猶予制度（年金）	93	母子健康手帳	61
【は 行】		母子等福祉手当金	30
はり・きゅう・マッサージ施術費助成	2	補装具の交付と修理	12
パンダクラブ	62	ほっとタイムサポーター事業	37
被災者生活再建支援制度	44	ボランティアセンター	42
ひとり親家庭等医療費助成	56	【ま 行】	
ひとり親家庭等相談	53	未病施策	73
避難行動要支援者名簿	46		

民生委員・児童委員	41
メディカルショートステイ事業	17
物忘れ予防・脳いきいき教室	131
【や 行】	
有料道路通行料の割引	20
要介護（要支援）認定	107
要介護・高齢者等歯科診療（予約制）	5
養育医療給付	55
養護老人ホーム	8
予防接種 BCG	64
予防接種 B型肝炎	65
予防接種 インフルエンザ（高齢者）	67
予防接種 子宮頸がん	65
予防接種 小児肺炎球菌	66
予防接種 新型コロナウイルスワクチン	68
予防接種 水痘	64
予防接種 高齢者肺炎球菌	67
予防接種 二種混合	64
予防接種 日本脳炎	65
予防接種 Hib(インフルエンザb型)	66
予防接種 風しん	67
予防接種 麻しん(はしか) 風しん	64
予防接種 四種混合	64
予防接種 ロタ	66
予防接種 インフルエンザ(子ども)	68
【ら 行】	
らくらく水中運動教室	131
離乳食マスターセミナー	60
理髪サービス（高齢者）	4
療育相談センター「まめの木」	18
療育手帳	11
利用者負担の軽減（生活困難者）	129
療養の給付	81
療養費	81
老人憩の家	3, 146
老人福祉センター寿荘	3
【わ 行】	